

210
22
144

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

始





文學博士吉田東伍著

平安朝盛世及藤氏專權編
津令修撰及寧樂朝編

倒叙日本史

第九冊

210
144



倒叙日本史第九册目録

1483

倒叙日本史第九册目録

中古紀 總説

時代

上古中世の中間 原始と改修 大化革新の必要及び反
動 律令の利弊 律令と文化の實際程度 在朝先覺者
の革新 在野人民の生活 漢土文化の模倣 國語錯亂
の由來 永遠進歩の路程

分編

天智の改革は、唐制に比して如何

第十三編 中古紀之一

平安朝盛世及藤原氏專權編

總説

第九册 目次

一

八

前代の都邑 平安京の盛観 上期一百五十年 大勢の
 三變 下期一百三十七年 王政變じて藤家の私事と爲
 る 院政時代も通算すべし 弘仁貞觀前後 延喜天曆
 の國文學勃興 御堂關白道長時代 倭魂漢才の古義
 大和心の語意

第一章 桓武の造都、征夷……………一九

中興經始の志……………一九

天智の志業を繼述す 光仁桓武は天智の正統 長岡の
 新京 崇道天皇の追號 靈社畏敬の風俗

平安京成る……………二二

延暦の造都 一千七十五年不易 造宮使和氣清麻呂、菅
 野真道 都城の體制 大内裏の興敗及び里内裏 左右
 兩京の繁閑 白河鳥羽の離宮

新都の崇祠……………二六

賀茂神社 比叡山王社 最澄の天台宗 政教を運用し
 て國俗の一變化を成す 陰陽方術の古風俗 郊祀燔祭
 祭昊天上帝、配以先皇 四方拜の新儀 佛教の效 空海
 の眞言宗 高野山 東寺 天台の顯教も、我に於いては
 眞言教なり

蝦夷征伐……………三三

多賀秋田の連絡 日高見河、及海道閉伊の巢窟 膽澤志
 波を取る 坂上田村丸 蕃別も登庸せらる 文屋綿麻
 呂地を拓き都母に至る 津輕渡島内附 夷俘の制馭
 奥羽の風氣

平城天皇……………三六

延暦大同の大臣 藤氏の子弟 造都は實は完成せずし

て止む 上皇復都の亂 廢太子高岳入天竺 倭僧入中
天 二宮の間、復清平なり 諡號の種類及び尊號、宮號、院
號、陵號 漢風諡號 御諱を避く

第二章 弘仁より仁和に至る……………四二

嵯峨弘仁の治……………四二

宮中集權 用武の治を補ふに、崇文の化を以てす 藏人
所と使廳の宣傳 太政官廳の朝政 職事の奏聞 近臣
機密に參與す 淳和天皇 弘仁、天長の格式觀るべし
右大臣清原夏野

仁明天皇……………四六

承和廢太子の変 濟治院 檀林皇太后 橘氏衰ふ 文
德天皇 太政大臣良房 惟喬親王 紀氏も衰ふ

清和天皇……………四九

染殿に生長あり 人臣にして攝政に任せらる 伴氏應
天門の変 染殿皇后と在原業平 右大臣良相 貞觀の
治を稱す

基經廢立を爲す……………五二

陽成天皇 攝關は基經の末のみぞかし 光孝天皇 攝
關の名將に定まらむとす

軍制の漸變……………五四

軍團健兒 檢非違使及衛府 文武不分、必頼親歷 紀綱
一廢、不復問才否 五保制の申令 元慶中、秋田津輕の夷
亂 渡島の夷類 藤原保則

第三章 寛平より延長に至る……………五九

宇多天皇……………五九

關白の職定まる 橘廣相の草詔 社稷之臣、非朕臣 阿
 衡に典職なしとの議 菅原道眞の調停 説文章之禍
 説橘氏大至親 説藤氏寄託 藤橘の抗衡も僅に止む
 寛平の親政 藤氏の援助初めより厚し 延喜の新主は
 自立の疑あり 寛平遺誠 法皇の始稱 朝儀節會 新
 儀式

西蕃及び南島……………六八

入唐使船 小野篁 新羅を警戒す 太宰府の兵備 新
 羅景德王 元聖王 遣唐使を停止す 海外を征服せる
 上古を回顧す 新羅の亂 後百濟甄萱 雞林慶州も廢
 墟となる 渤海國の來聘 東丹國 多祿國を大隅に併
 す 琉球多く世に疑はる 沖繩と臺灣を混亂す

醍醐天皇……………七七

輔佐の兩大臣 清行、道眞を諫む 菅公之貶、可謂宇多致
 之 廢立の疑獄起る 宇多法皇も嫌疑あり 源善に諄
 誤せらる 博雅の君子、改革の利器に非ず 安和の變に
 比例すべし 憂愁終に死す 厲鬼となりて神に祭らる

延喜・延長の政治……………八四

朝堂の虚禮のみ 庄田は國衙に従はず 百姓、田宅を京
 貴に附屬す 私業を佛寺に施入す 封事十二條 口分
 班給の制壞る 戸籍校勘の法を失ふ 刑獄處置の信を
 失ふ 藤氏の専横に議及せず

第四章 平安朝盛代の通觀……………八九

三代の格式……………八九

宮中政務は一轉して戚里に歸す 延喜式 賣官の弊
 百姓過半、衛府の官を得 六十六國、二島の郡郷數 式外

氏族の制度……………九二

律令の王民制 倭漢を一祖とす 新撰姓氏錄 皇子賜姓 皇養子、猶子の初例 族制の遺習、泯滅せず

宗教及び廟寺……………九六

忌部氏古語拾遺 嵯峨の院宮は佛寺と爲る 廣澤仁和寺の御室 小野醍醐寺 内外典の修法 陵廟の崇敬 十陵四墓、遠近制 淳和帝薄葬粉骨 周忌よりも本命を重んず 石清水八幡宮 廿二社

民部、田土戸籍の得失……………一〇一

地方吏務の能否、及び遷替 勘解由使 譜代舊家 土地占開の習 庄にも官私の別あり 私墾私占の禁漸く弛む 官府の歳入減して私家に加ふ 戸籍、計帳の檢括を

見ず 延喜の國家經濟 田數九十萬町 國郡郷の戸口 課丁 人口の推算論 田數と口數の比例 課丁の概數

第五章 承平より安和に至る……………一一〇

朱雀天皇……………一一〇

忠平攝政たり 諸國猶京師を仰ぐ 檢非違押領使 王孫は藤氏に屈從するも、不平を免れず

天慶の兵亂……………一一二

平將門、東國に横行す 住人、寄人 藤純友、西海に起る 伊豫の海賊 東西擾亂數年 將門記 私兵に因りて討平す

源平藤の三武門……………一一七

藤秀郷の族黨 平貞盛の族黨 源經基の族黨 日本刀反身の利器 藤利仁の一流

村上天皇……………一一九

天曆の政治 天徳の炎上 具平親王

冷泉天皇……………一二〇

藤師輔の威勢 源高明 安和の變 爲平親王

大陸半島の革命……………一二三

五代畢りて宋一統す 吳越王錢氏 入宋僧奝然 後高

麗王氏の太祖 高麗光宗 官府貿易

第六章 藤原氏專政……………一二四

圓融天皇……………一二四

小野宮と九條殿の二流 堀河攝政兼通 寢殿の大概

花山天皇の退位 東三條兼家

一條天皇……………一二八

道長二兄の後を承く 伊周流罪 文才は古代に愧ぢず
里内裡の著名なる者 三條天皇

後一條天皇……………一三一

小一條院 閑院公季 御堂關白の全盛 上東門院

刀伊の來寇……………一三三

太宰權帥藤隆家 二島並に肥筑の掠殺 松浦黨 女眞
之來寇高麗人與同 顯宗女眞に結び契丹を拒む 高麗
の北界皆金に入る 九州の名家 鎖國幸に保つを得た
り

長元の兵亂……………一三八

平忠常 源頼信 源頼光 兵の道を挑みて野に出合ふ

後朱雀天皇……………一四〇

頼通教通の造營 小野宮實資

僧兵の禍……………一四一

横川良源座主 三井餘慶座主 山門寺門の争戦 惠心
房源信の往生要集 西教寺派 宗派の興敗 秘密加持
の兼修 古京の三論と法相 一乘院、大乘院 諸國の大
寺社と豪族

後冷泉天皇……………一四五

宇治殿五十二年の攝關 平等院行幸

前九年合戦……………一四七

俘囚長安倍氏 源頼義、平直方 安倍貞任 清原武則
源義家の遺書、天下を取るべしといふ 朝家を傾けむと
には非ず、藤氏の執柄を奪ふのみ

第七章 産業、通貨、及び陸海路……………一五〇

農工の産業……………一五〇

耕作は、疎放より精密に赴く 古量斗升の説 牛馬牧畜
耕種の勸奨 木綿の説 蠶絲、及絹糸 錦綾類 紙類
蒔繪の漆工 螺鈿細工

鑄錢、及び沽價、准法……………一五六

新舊の比價 長門、豊前の採銅所 私鑄錢 錢の通用停
止 通錢を神佛に祈る 金銀も貨幣の効用少し 市場
の常平法 東西市 米價の高下 錢の乏少 沽價法の
無實 准錢の大變動 經濟の根本破壊

海陸の驛路……………一六三

西船東馬 津屋、布施屋 海洋の大勢 主船司の興廢
海政の退嬰 攝津職の沿革 難波津の衰微 瀬戸内の
航泊 三關の通塞 旅行の困難

第八章 學術工藝……………一六八

科擧法、並びに學校……………一六九

傳經法算の四道 儒學も訓話文章のみ 心性を説き佛
教を排くに及ばず 文庫及び私學 初期の漢文學

醫陰の方技……………一七二

典藥寮 陰陽寮 禍福の去就 占筮の決め、拘忌の習ひ
宣明曆 識諱説 大春日眞野 具注曆の吉凶の注書

學術衰へて、其家業を分つ……………一七七

菅藤橘江の人才 倭魂、漢才 大江匡房 官務法家の六
氏 令集解と政事要略 賀茂保憲 安倍晴明 丹波康
頼の醫心方 和氣氏流の萬安方

公私の修撰……………一八一

六國史 爾後の續史 官府格式の撰書 典故の書 日
本紀講習 文章の價値 公卿の日記 有職の學

和歌、國語……………一八四

前代の萬葉集 在原業平 言語の變遷 紀貫之 古今
集 和歌の變遷 言語と歌詞の異同 後撰集、拾遺集
假字の書寫 萬葉假名 意字を變じて音字と爲す 片
假名、平假名 五十音圖 小野道風 漢文學衰ふ 和漢
の勢位、稍變す 女文字の土佐日記 古今集序 和文の
規模を明にす 竹取物語 空穗物語

源氏物語……………一九四

才媛輩出 枕草紙 清少納言 紫式部 平安朝の典章
に比擬せらる 細やかに深く書き分けらる 源語の文
章 京貴婦女の自由愛情 すべて女性文學のみ 家族
及び男女の交際 宮中の奉事 宮女文學と謂ふべし
名教の桎梏少し 佛事、儒書の感化如何 自然に同化し

たる生活 性情紙上に躍如たり

繪畫、彫塑、及び建築……………二〇七

百濟河成 巨勢金岡 倭畫の祖巨勢氏 目引鼻 法成

寺御堂時代 佛師康尙、定朝 藤原式 宇治の鳳凰堂僅

に存す

歌舞音樂……………二二二

雅樂に新古、唐麗を別つ 承和の改作 神樂、催馬樂、郢曲

本朝樂も唐樂法に改めらる 新猿樂 樂所の狛氏、多氏、

豊原氏

第十四編 中古紀之二

律令修撰及寧樂朝編 總說……………二二七

時勢變遷の大觀 東方世界の形勢 改新の機運 興廢、

亦比鄰の得喪に因る

欽明以後の七代……………二二〇

蘇我氏の權勢久し 皇極女帝 中大兄と古人大兄、并び

に輕の三皇親の聲望 鎌子の計略 孝德帝の不平 天

智の智勇は、聖德に超えたり 英雄天子

孝德以後の皇統……………二二五

中宗天智 古人大兄の亡滅 大友皇子の敗軍 壬申の

亂に於ける蘇我中臣の黨派分裂 天武の男系、天智の女

系 女主數朝にして、宮中に親權存す 民間婦女の調貢
を全免せらる

皇居及び國都の推遷……………二三一

宮室ありて、都城無し 朝廷をミカドといふ 飛鳥は、小
墾田の朝より經營に就く 古代の都邑 飛鳥の諸宮
淡海大津の遷都 藤原奈良の造都

國勢の一變は、韓半島の離畔に由る……………二三六

大陸南北分立の形勢と相因る 西北の國境を定界す

第一章 大化改新……………二三九

難波長柄宮の政勢……………二三九

孝徳天皇 難波長柄豐碕宮 君臣無二の政道 國號の
由來 日本 ニホンといふ唱 日出また日本といふこ

と 韓人の用語に由る オホヤマトといふ名號 漢人
は倭を以て我に擬す 倭を和に改む ヒノモトの語意
用例 秋津洲又は敷島などといふこと

公民の新制……………二四五

人衆と土地を併有する氏族 臣連、國造、伴造の部曲 伴
造、國造の三大類別 官家名代の民 子代部、后部 入部
皇太子率先、部曲私田を奉還す 改新の四大事 混一海
内皆爲公民、公田 御民、又大寶といふ 封建を廢して、天
下を一人に兼併す 大勢一轉の機運 中央集權 田土
を共耕し、地利を等分す 私有は只、宅園と奴婢あるのみ
戸籍の校勘 良民 戸内家族の編制 改新後の家内の
部民 賤民の種類 家人奴婢 官戸、雜工 陵戸 品部
雜色 戸籍も久しからず 大團結を解きて中團結を保

氏族、家族、及び戸口……………二六二

戸や家の原義 部曲と氏上との關係 大氏、小氏、及び戸内の經濟關係 個人を認めず 戸の獨立を以て、氏族關係を破る 戸主と家族 戸内の房 戸内の男女 大家族の一戸制 戸主と家長に異義あり 後世との比較 家督相續 遺産分配 養子を明認す 等親法 嫁婚の習慣 唐典に模せる婚例 古來の風俗 一家共財

公田の班授……………二七一

口分田、每口二段 二百五十步五十代の令前田制 三百六十步の令制 百分之三收租 白雉大寶の束斗改變 慶雲和銅改正 收穫量、古今比例 令前升は中世の升なり 量法異説 田品を分つても其租を均一にす 勘租公

國郡里の制……………二八五

平法 増租して庸役を減せむとするも遂げず 田租四等例 收授煩擾 公私田の名目 賃貸租百分二十三 輸地子の由來 大化庸調の制 大化の庸は戸別の調 租庸調の由來及び輕重 男子をのみ課口と爲す 大寶土産戸別の調 夫役人別の庸 米布調物の比價 權衡 度尺の古制

二官、八省の職司……………二九三

博士、玄理、僧旻 隋唐制比對 名變、而實不變 郡縣之制、兼用封建 冠位を以て臣民を序次す 衣服制 有馬皇

子の變 蘇我赤兄の謀 白雉改元 齊明重祚

第二章 征夷・援韓の雄圖……………三〇一

蝦夷の種類……………三〇一

淳足、磐舟の柵 柵養浮囚 蝦夷南北遷徙説 津輕、粗熟
の三類 渡黨、日本、唐子の三類 ヒノモト夷は、東北に退
却せる歟 阿倍比羅夫、肅慎を伐つ 津輕、渡島は越路に
屬す 肅慎、靺鞨人、渡島に至る

半島の危急……………三〇六

唐太宗出師 三國恐懼 金春秋 新羅太宗 唐兵、新羅
と共に百濟を伐つ 三國の興亡 太子、母后を奉し筑紫
に征行す 朝倉行宮

新羅王、唐兵を假りて我藩封を破る……………三一

我大兵、百濟の急に赴く 白江の慶戰 百濟先亡、高麗尋
滅 新羅文武王 耽牟羅島 鬱陵島 渤海王大氏

第三章 近江大津宮の内治……………三二四

天智帝の内治……………三二四

太宰府を御笠に定む 國防と外交の一變 唐使、羅客の
待遇 近江令撰修 滋賀遷都 崇福寺 成敗の時運と、
英雄の技倆

藤原鎌足……………三二九

陰陽變理の儒學 淡海先帝の太弟と皇子 大海人の東
宮たる所以

太弟吉野に退き、太子即位……………三三二

東宮固辭して太后を勸む 西殿誓盟 吉野の憂慮 太

子大友即位 東國及び古京に兵を起す 天下兩分の祥
兵機迅速 東西布置先定

壬申の亂……………三二八

在位八月 近江軍連戰不克 大友皇子を帝紀に列せず
弘文の后妃王子 薬師寺塔銅椽銘 君父の忌諱史筆の
一體 直筆記實

第四章 飛鳥の清原・藤原兩朝……………三三二

天武天皇……………三三二

軍政を整ふ 粟隈王 舍人に功臣多し 克續天智之緒
氏族の品級 八姓の改定 氏上氏宗 臣連を降下す
實は十餘姓あり 道師忌寸 豪貴も編戸の民と爲る
諸皇子文武の才略 歌舞雜伎 唐樂の説

持統天皇……………三四〇

大津皇子 知太政官事 淨原宮 吉野離宮 藤原宮
高市太子を追尊して岡宮天皇といふ 直系嫡子孫の繼
紹 皇親諸王家の繼嗣法 天武持統の政教

文武天皇……………三四六

朝儀嚴整文物之美大備 禪位の宣命 藤原不比等 中
臣の三門 不比等は皇胤か

第五章 大寶・養老の律令……………三四九

律令修撰の大成……………三四九

律令修撰の始末 軌範を隋唐に取る 養老令の目錄
唐典との差別

神祇太政の二官……………三五二

祭官を上首とす 大嘗、及新嘗、祈年 太政官 三公の職
掌 官務、局務

八省寮司……………三三三

中務省 式部省 中務は内藏なり 治部省 宮内省
兵部省 刑部省 民部省 大藏省 官田供御 彈正臺
諸宮諸家 女官内侍

京職、及諸國司……………三五七

左右京、攝津職 太宰府 國郡司 六路、七道 多櫛島
大寶の五十八國、三島

文武、内外の百官……………三五九

令外官 臨時官 四分官 武官、兵士、舍人 軍隊の編制
六衛府 軍團及び健兒の停廢 厩牧

仕進の路、品位の階……………三六一

官位相當 蔭位貢舉、推舉の三路 帳内資人 考課累進
位記三十階の勅奏判授 内外位 贈位 衣服の令制
庶人の風俗 起坐の禮

俸祿頒給……………三六七

田祿と祿物人夫 天平以後漸く濫る

租庸調の運用處分……………三六八

租税の運用と輸京 公廩稻の補充と分配 仁政の弊、聚
歛の路 公廩は猶銀行のごとし 四度使 調庸皆京送
賑恤例、義倉法 准布爲價 公私出舉 質物解文 本利
濟例

刑律の大概……………三七四

由來及び沿革 律目及び五刑 八虐、六議 官位者の公
私罪犯 聽訟、斷獄 親姻相隱 自首と拷問 決罪行罰

第六章 寧樂朝之一 元明元正 兩女皇……………三七八

元明天皇……………三七八

奈良遷都 平城宮の壯麗 興福寺 春日神社

錢貨の通用……………三八〇

金屬の始見 銅錫と白鐵 和銅の錢貨 通用の困難貯藏の獎勵 銅銀の比準 錢と稻布准直並び行ふ 私墾の錢價年直 田宅連に錢主に兼併せらる 物價の高下 錢米絹布絲綿比價 金銀錢及沙餅 新一舊十の通用の説

元正天皇……………三八八

養老醴泉 律令の修正變改 淡海公薨 李釋の教 喪葬の儀禮 唐竺の風

勸農及び田制の漸變……………三九二

生産貯蓄を勸む 麥粟雜穀を以て稻に代ふ 陸田班給百萬町新開の計畫 古代田數口數の説 私田を開くことを聽す 王公豪強は廣く山澤を占む 私墾永世法 私占の制限 王土王民の田制先破れたり 庄園已に興る 平等を失へば力争と爲る

史書の撰録……………四〇〇

稗田阿禮の舊辭誦習 古事記 語部の口傳 記紀二典の差別 其先後同異 太安麻呂 日本書紀

諸國風土記及び條里圖籍……………四〇四

五國の風土記殘存す 大寶より養老の國郡郷 天平の六十七國 國郡圖籍 地圖の起因 民部田籍田圖 中世にも猶圖籍あり 條里坪附の法 條里の數の讀み方 方位及首尾 條里坪は田圖の區劃に因る 諸國の條里

徵證 後世に残れる名稱

崇佛の大勢……………四一五

三論宗 大安寺道慈 法相宗 俱舍宗成實宗 道昭義

淵 行基の主張 小角の修驗 咒禁厭禱 山伏の道

神仙の談

第七章 寧樂朝之一神龜天平……………四二一

聖武皇帝の初政……………四二一

長屋王私學左道の獄 咒詛祈禱の効を信する弊害 不

比等の子女及び寡婦 光明皇后冊立 後の政あるべし

立後の例 同族相聚 縣三千代 藤原氏四卿死し、橘諸

兄獨進む 疫瘡流行之が救濟は造寺に由る 玄昉 吉

備真備 藤氏に並べる諸名家 大宰大貳廣嗣 大野東

人

陸奥・出羽の邊國……………四三一

和銅乃至天平の奥羽開拓 邊界の事も廢す 多賀城

隼人國及び南島……………四三三

多禰國 南島の大形 奄美アマミ、信覺シノガキ 吐火羅トカハラと寶 舍衛サヱと

毘舍耶ヒサヤ 隼人の分番、貢職 養老の兵亂 八幡神の著名

菩薩の託宣 日薩隅も漸次一統せらる 薩南の異材

唐の交聘……………四三九

開元・天寶の盛唐 日本晁衡 遣唐留學の始末 交際の

禮法 南北の航路

新羅自立……………四四一

邊防を備へて貢使を引見す 彼我の國情 藩屬の禮を

國際に改む 神文王、聖德王 吏道文字 景德王 新羅

との國際圓好ならず 渤海國興りて高句麗に代る 唐朝の天亂 渤海大氏との應接

國分寺、東大寺造立……………四四八

禮佛の政令 每國僧尼寺の施入 行基の事業 良辨 華嚴宗 滿願の神仙混淆 盧舍那佛鑄造の詔勅 陸奥より金を進む 八幡の神託に因りて、造像の機を助く 神佛同體の義 遷都の議、三處久しく決せず 恭仁京も三年にして中廢す 甲賀紫香樂宮の山火及び地震 行基擢用せられ、平城の京舊の如し

第八章 寧樂朝之三孝謙 淳仁……………四五六

孝謙天皇……………四五七

女帝の朝なれば、男女並び仕ふべし 禪讓及び假攝の女皇 東大寺成る 七大寺 唐招提寺鑑真 造像の用度

藤原仲麻呂專權 右大臣豐成 光明皇后 橘奈良麻呂 聖武・光明の決政と、孝謙の親政 則天武后に比すべからず

淳仁天皇……………四六四

惠美押勝、官職名を改替す 紫微三臺の制 李釋の禁咒 政治 道鏡を師尙したまふ 新羅征伐の準備 押勝の亂 淡路廢帝

稱徳重祚……………四六八

法王位道鏡 神佛一體、僧俗相雜の詔勅 皇嗣を定めず、天授を待たせらる 厭魅の獄、連に起る 八幡の神教は道鏡に在り 和氣清麻呂母子の神託奏聞 神託の虚實 清麻呂の心を神に託せるのみ 天日嗣は必皇胤を立つ 穢麻呂追却の宣旨 立嗣せずして崩御 宮中の大臣等

定策 吉備大臣は天武統を戴かむとして成らず

光仁天皇……………四七六

左大臣永手 道鏡斥罰和氣出仕 井上皇后 太子他戸
を廢して山部を立つ 寶龜の奥羽征伐 東北殖民の趨
勢 夷俘強硬官軍其逆襲を被る 徵兵を變じて募兵と
爲さる 寶龜延曆軍制便宜 桓武受禪 良繼百川兄弟

第九章 文學工藝……………四八三

漢文學……………四八四

學校初建 懷風藻 舊語古事を漢文にて記録す 祝詞
宣命の一體 實辭助辭の區別 國文の基礎は漢文に因
りて愈加はる 讀人不知及び神樂催馬樂等の詠 紀記
の上代和歌と萬葉の比較

萬葉集……………四八八

高尚にして雄健なり 柿本人麻呂と山部赤人 大伴家
持 支那の詩賦 山上憶良 天平に至りて衰ふ
假字の用例……………四九三

字音と字訓と、二合字音 字音に一母譯、二母譯あり 二
合字音とは、引韻、重韻なり 訓語に正訓、義訓、略訓あり
戲書 字體に正俗、舊新あり 省畫、增畫 本邦制作字
二合制作字

吳音、漢音、及び音韻の變……………四九七

吳音とは古音なり 唐音を漢音といふ 漢音は大寶和
銅以後の傳來 漢吳の對稱は、平安朝の指目に依る 古
音の遺存 和音とは又古音なり 儒佛内外典、共に漢吳、
新古の音を混淆す 聲音の變化

工藝の偉觀……………五〇二

佛法傳來に由る 藥師寺と東大寺の銅像及び彫塑像
 堂塔の建築 土木の技術 正倉院 漆工 染織 天平
 の文物

倒叙日本史 第十三編

文學博士 吉田 東伍 著

中古紀

總說

上古中世の
中間

時代 此に中古といふは、普通に奈良・平安の御代と呼ぶるゝを指し、上古と中世の中間に居るものをいふ。謂はゆる王朝政治の古代にして、中世に於ける文物は、大抵此に發因し、上古の朴野なる形情は、多く此に變化す。其要領は、律令の典型に就いて、之を知るべし。即、上古の原始國家が、支那渡來の文物に待ちて、改修せられし始末を以て、此時代の

始末と爲すを得む。而して、其改修は、一半は成効したるも、一半は遂げず。當初、漢唐と同化するを以て極宗と爲し、も、實際は其期望に合はずして止みぬ。則、其期待を遂げずと雖、巍々の體貌、郁々の文理、頗、觀るに足る者あり。其弊して衰頹するや、前の以て修飾に資けし者は、却りて後の累を生すの憾なきに非ず、得失の論此に起る。讀者は、蓋之に因り、亦觀感して益する所あらむ。

原始と改修

原氏中世史序論惟ふに、歴史を論して、單に文物を以て裝飾の具に過ぎずとせば、固より語を費すことを要せざれども、苟之を以て人類發達の一要具と認め、其文物の眞價を檢せむと欲せば、之を死物と見做さずして、先其如何に活動せしかを見るべし。換言すれば、如何にして然るが如き文物の備はるに至りしか、將其文物が如何なる人々によりて發揚せられ、如何なる影響を世道人心に及ぼしたりしかは、必之を考察討究せざるべから

大化革新の
必要及び反
動

ず。それ我國、奈良朝より平安京に亘りて、偉大なる發達を致せしものは、之を遡りて尋ねれば、外國交通に淵源して、輸入文明の感化次第に其深きを加へ、遂に所謂大化の革新なる政治上の變動を招ぎしこと、論を俟たず。然るに、革新なる者は、何れの場合に於いても、已み難き必要に起因すると同時に、其惰力餘勢によりて、必要ならざる極度までも到着せむとする傾向あれば、彼大化の革新も、亦此一般の例外に洩れず。既に屯倉^{トウカウ}其他王室直領の地の増加せるより、從ひて王室の勢力強盛となりたれば、從來天皇の主權の下にありながら、所在に割據して土地人民を私有したりし臣連國造伴造以下に對して、之を改易し得べきの機漸く熟せしが、唐朝の大規模なる中央集權と、其燦爛たる朝儀典章の、愈我邦にも知らるゝにも至りしかば、之を模倣せむと欲するの念は、當時の識者志士に熾にして、會蘇我氏の仆れしに際して、茲に大化の革新を決行し得たりしなり。而して、國家の自衛と、王室の尊榮との爲には、此統一と集中は、實に已むべからざるの事に屬す。則、此革新に對する反動の利用者たる、淨見^{キヨミ}原^{ハラ}天皇の如きも、

其定めたまへる八種の姓に、大化以前に於いて有せしが如き意義を附すること能はざりしは、偶以て此革新の必要なりしを證するに足るものと云ふべし。又、壬申の變によりて、革新の趨勢は一頓挫を來せし如くなるも、前の必要が作りし餘波惰力は、更に之を驅りて前進せしめ、以て大寶養老の律令を制定せしめたり。然りと雖、革新も爰に至りては、正に其需要充足の程度を超過したるものにして、必や其餘弊を受けざるべからず。何となれば、我國推古の御宇、隋と交通を始めてより、僅に二百歳、其始めて文字の渡來せし時より算するも、亦久しと云ふべからず。而も今、遽にして彼土二千歳の文物を模擬したることなれば、沐猴にして冠せりとの譏は、素よりこれ有らむ。大寶養老の律令たる、我國俗を參酌せる所少からざるも、畢竟するに彼土の文物を基として、之に多少の修正を加へたるものにして、先我に存するものを基として、然る後、彼の長を採りて之を補ひしにはあらず。即、邦家の各組織、各機關の發達、未遠く彼に逮ばずして、先其禮樂衣冠のみを模擬したるものなれば、必や其弊を享くるなり。凡、邦

國の弊患は、典章律令の、其一般文化狀態の實際程度を越ゆるより大なるは莫し。律令を以て邦國の進歩を期待するは、誤の甚しきものにして、徒に奸曲を誘起するの端を啓くのみ。抑、大化の革新は、主として律令の制定に在りて、此革新は、譬へば消化機關の強健ならざる者が、脂肪多き支那料理を過食せるが如し。本邦當時の狀態は、完全に之を消化し了するの力なく、其結局、胃腸に患を生し、遂に營養の不良を來たさむとす。且、大化の革新に際して、王權の集中統一の爲には、京師は尙若干の勢力養成を待たざるべからざる狀況に在りしなり。されば、斯かる場合に於ける物の常として、新律令は、其實行上、困難を見ること多かるべきは、亦論を俟たざることゝす。加之、此革新は、國民一般の文化の進歩によりて促されたるにはあらずして、政治上の統一の必要より起こりしものなれば、此革新を行へるもの、即、當時に於ける先覺者と稱せらるべきものは、僅に在朝の少數者にとゞまり、從ひて唐土傳來の文物も、其傳播の範圍に至りては、極めて狹隘なるを免れざりしならむ。又、當時の京は、天皇の在ます所として、

政治上の中心たるは言を俟たざれども、未國民の社會生活の上に於いて、充分なる吸引力を具ふる中樞たるには至らず。畢竟、個々地方の人民が、殆ど個々の社會生活をなすの時に方り、單純なる政治上の必要よりして、在朝者が行ひたる輸入文物は、もとより幾何も弘布し得べきものにはあらず。大學、國學の設けあるも、僅に公卿官吏の教育に止まりて、國民億兆の智徳、才能の如きは、元來、其顧念の外に屬す。則、在朝少數者と、一般國民との生活、及び智徳に、差等ある此の如く大にして、而も以て邦家健全の進歩を致さむとするは、猶木に緣りて魚を求むるが如き者たりしのみ。

梧陰存稿曰、古へ淳朴の民、風氣漸く開けむとする機に際會し、一朝、隋唐の文學、佛法と、ともに輸入せしかば、一國を擧げて非常の讚歎を以て之を迎へ、一二聰明の人之を唱導して、萬衆雷同し、其の勢、恰決流のごとし。殆、己の國土あることを忘れて、文學、政治、風俗、百般の人事は、皆海を隔てし西土に模倣して、之に勞髡たらむことを希望したり。此の時の人の思想は、國語、國文を廢して、往々は全くの漢語、漢文に變化せむことを試みたりしが

如し。其の證據は、語部の語り傳へたる上古の遺事をば、不充分なる漢文もて、翻譯編纂して、正史となしたるにて著し。その外、奈良の正倉に残りたる、天平年間の古文書の、負債の證文、納税の受取、官吏の病氣届に至るまで、皆漢文にて認めたるにても知るべし。惟ふに、この大化、大寶の改革は、我が國文明の初發として、進歩の階梯たること疑を容れずといへども、他の一方より觀れば、政治上には國用疲弊し、戸口凋亡し、民心渙散し、土豪勢を得て、遂に武門の世を成すの原因を爲しぬ。又、文學上には、固有の優美なる國語を錯亂して、到底企つべからざる他國の文を模倣し、遂に一種異様の奇怪なる文體を變成し、千年間、世のあらゆる史籍及著作をして、概觀るべきの光彩無からしめぬ。さりながら、今日にありて吾儕は、冷眼を以て論評するの位地に立つからに、當時の得失を公平に判斷し得べしといへども、試に身を當時に置いて、一世漲流の中に立つものと假定せむに、誰か敢て輿論に逆ひ、衆説を干して、不偏の説を取り、後世の定論を待つ者あらむや。此の如き場合に於いて、人智の薄弱なるは、古來慨歎に勝へざる

者あり。然り而して、今虚心に其の原因する所を探れば、此は皆、人性自己の缺點を感ずるの靈覺より生し、歩を轉して極點に趨りし者なるべく、又、人世永遠の標準により觀察すれば、此れも社會進歩の一の驛路にして、當時の人心は、此の自然の進歩に支配せられたる者に過ぎざるべく、強ちに二三者の罪なりとて咎むべきにあらざるべし。

分編 中古紀の前編(此に第一二は、律令修撰、及び奈良朝の時代として、大化改新より光仁寶龜の治に終る、凡一百廿七年。後編(此に第一二は、桓武帝より後冷泉院の世に至る、凡二百八十七年。平安京の盛時、及び藤氏專權の迹を觀むとす。

律令修撰は、難波長柄宮の改新號令に始め(西曆六四五)飛鳥、天津滋賀、淨原キョト、ハラ、鳥の諸朝を経て、藤原宮の大寶二年西曆七〇二に定まる。而も、平城宮移御の後も、尙改正ありて、養老令の名あり。又、桓武の即位は、天應辛酉改元西

曆七八一)に屬し、後、三四年は、猶奈良の舊都に居たまふ。而も、此には之を數へず、寶龜天應を以て其紀を分つ。

賴山陽曰、國朝之建、創於神武、開崇神景行、而成於應神仁德。其後德衰、加以雄略武烈之酷虐、至敏達用明、大權下移、姦臣專國。微天智王業、或幾乎熄矣。天智奮宗室之中、運謀決機、親斃大姦於黼坐之下。即登天位、天下所望、而退讓遷延、歷於兩朝、非有曠世之度、何能如此。而裁定制度、經緯天地、以開萬世之太平。蓋以武王之烈、而兼周公之才、稱曰中宗、非溢也。大凡國朝以簡質治民、上下同心、國如一人、是國勢所以威四外也。及通隋氏、變質爲文、殆失其故。及至天智、百度大定、後世莫改、大抵取於李唐之制。而所以勝於唐氏者、曰立吏簡、取民廉、是不失我邦固有之美也。後王之過於摸倣、文縟太甚、務於刻剝、不達祖宗立法之意。而武門之治、民反使之、未必不由於此。雖然、武治有其簡、而無其廉、所以不如王政也。(日本政記) ○按、山陽の論、中宗の立法を推して、吏を立つること簡にして、民に取ること廉なりといふ。其廉は或は然らむ、簡は疑ふべし。但し、大化改新に於いて、従前の氏族政治の統

天智の改革
は唐制に比
して如何

制甚複雑なりしを變じて、王土王民の簡易に就かしめしは、即之を簡と謂ふべし。則、唐國君民の簡に摸して、我前代氏族の雜を棄てしなり。又、天智の後に、出でし王者の、摸倣文縟過甚を責むるは、當らず。後王何の過甚かある、唯、其遵行實務を爲さず、以て空文に歸せるのみ。

倒叙日本史 中古紀 第一

平安朝盛世及藤氏專權編

總説

前代の都邑

大化の改新政治は、難波宮に其號令を發せられ、中宗天智・弘文・父子二帝は、滋賀の大津に都邑したまひしが、天武の天智弟大和國に復都し、後淨原藤原キヨハラ奈良等に宮居し、其皇統稱徳女主に至りて絶え、政治も亦紊る。天智帝の孫白壁王シラカベ賢にして年長す、左大臣藤原永手、參議藤原百川之を迎立して、天日嗣を承けしめ奉る。神武帝二十五世九代十の繼體なり。光仁天皇と曰ふ。改元して寶龜と曰ひ、猶奈良に居り、頻に前代の弊政を除き、兵刑是より振ひ、十餘年を経て、國勢復起る。即

皇子山部王の雄才を推し位を譲る、之を桓武帝と爲す、天應元年なり。

桓武帝形勢を相して山城に遷り、文武の政務大に張る。平城・嵯峨・淳和は、並びに大帝の子なり、兄弟相承けて遺緒を繼ぐ、此間五・六十年を、延暦・弘仁の盛世と爲す。而も、律令の紛更、すでに弘仁の初めに見る、但、治平の際、深く之を察する者少し、太政官の事は宮中の藏人に移るにあらずや。仁明帝承和以後、政柄は更に宮中より一轉して外戚に歸し、八省百官の務漸廢す。寬平(宇多)延喜(醍醐)の主、中興の風ありと雖、救ふ能はずして止む。

大略、此一期の前半には、律令の法制、時宜に流れて變格に墜つ。或は之を天下の事に見れば、得失頗疑ふべしと雖、平安

平安京の盛
觀

上期一百五
十年

都城の壯麗、一千餘年間、此一百五十年より大なるは莫し、豈其盛運を記せざるを得むや。桓武帝天應辛酉唐建中二年西曆七八一年より醍醐帝延長庚寅後唐長興元年西曆九三〇年に至る。即、支那にしては、李唐の中、晚及び五代交迭の際に當る。

大勢の三變

新井氏讀史餘論。平安京遷都以來、大勢の變を考ふるに、五十六代清和、幼主にて外祖良房攝政、是外戚專權の始なり(一變)。やがて、基經、外舅の親によりて、陽成を廢し、光孝を建しかば、天下の權、全く藤氏に歸す。其後、關白を置き、或は置かざる時代ありしかど、藤氏の權おのづから日に盛也(二變)。六十三代冷泉より、圓融、花山、一條、三條、後一條、後朱雀、後冷泉。凡八代、百三年間は、外戚權を專にすること最甚し(三變)。

下期一百三
十七年

本期下半年は、朱雀帝承平辛卯より、後冷泉帝治曆三年丁未北開運に屬す(前半と通して合二百八十餘年なり)。漢土の國

王政變じて藤家の私事と爲す

勢が徒に苟息に従ひ、新作の事を見ざりしと一般、我邦も倫安を以て此數世を閑過す。時に、藤原氏の積威は、漸く王室を傾け、支脉旁流、海内に布滿し、一は京に居り公卿の家を成し、一は地方に出で、土着の根を深くす。其嫡宗北家は、外戚の姻を以て、攝關の權に由り、君臣公私の分別を混亂して、天下を敗壞す。謂はゆる王朝政治の興廢は、藤氏公卿の得失と相待つに在らざるなし。而も、此京なる權貴が、漫に公家と號して、文弱に陥れるの時は、方に國郡の豪雄、讒に武士と名つけて、其資力を養ふの際なり。是の本期下半は、即、院中政治、武家政治の前記と爲すべき者とす。

平安京時代は、桓武帝の延暦より起り、安徳帝の壽永に終ること、多數の史家一致の見解とす。而も、本書は、政治の變革の運數に考へ、院政時代を中

院政時代も通算すべし

世紀に系けたるを以て、平安京時代は、一百餘年を減するの想あらむ。藤岡氏平安朝文學史には、左の如き年期を立つ、異同の故を考ふるの資とならむ。

- (一) 漢詩文流行——一一二年間
延暦十三年(西曆七九四)——平安奠都 萬葉集成
 弘仁貞觀前後
 延喜五年(九〇五)——古今集成
- (二) 和歌勃興——九七年間
長保三年(一〇〇〇)——拾遺集成
 國文學興隆
- (三) 和文全盛——八六六年間
應德三年(一〇八六)——後拾遺集成
 道長時代
- (四) 和歌革新——一〇三年間
院中政治
 文治四年(一一八八)——千載集成

(一) 弘仁、貞觀前後は、唐朝摸倣の時代なり、詩文流行の時代なり、佛教一新の時代なり。その前半期は、弘仁を中心とし、僧空海、傳道の傍、また漢文學に

【中古紀第一 總説】

後弘仁貞觀前

偉勳あり、皇族權家も、詩文の修得に刻苦して、編述少からず。萬葉の盛運これが爲に大打撃を被りて、和歌は微々として振はず。後半期は、貞觀を中心とし、藤氏の北家攝關となり、皇室の外戚となりて、これより政權この家を離れず。詩文の名家多く出つるといへども、辭句の修飾にのみ腐心して氣骨を失ひ、多年屈辱の苦を受けたる和歌、漸く頭を擡げ來りて、時勢一轉の機や、熟し來る。(二)延喜天曆は、反省自覺の時代なり、國民文學興隆の時代なり、外國文學は漸く排せられて、和歌の勅撰集は、そとに成る。其前半は延喜を中心とし古今集の撰ありて、永く歌道に範を垂る。紀貫之は、此國文界に霸王をなす者、名聲は前哲人麿に拮抗し、散文にまた一期を劃せり。後半は天曆を中心として、和歌相續いて盛なれども、古今集の光彩に眩惑して、更に一步を進むべき識見なく、典型を株守する弊こに成る。盛衰は繩を糾ふが如く、和歌頓挫の隙を覗うて、詩文に名あるものまた出づ、散文は手法次第に巧緻になり、以て次期の素をなすに至れり。(三)道長時代は、即藤原氏繁昌の極點にして、女流文學者輩出の時代なり、散

延喜天曆の
國文學勃興

御堂關白道
長時代

文全盛の時代なり。中にも枕草紙源氏物語いで、古今を通して比類なき國文の雙璧となる、云々

倭魂漢才の
古義

近世、本居宣長が大和心と云ふを唱へて、之を朝日に勻ふ山櫻花に興比したるが、其世に用ゐらるる語意には、一種の變化を経たり。遂には、轉じて倭魂ヤマトタマシヒとして、排外精神、自尊自主の氣魄の義ともなれるごとし。然るに、此倭魂倭心とは、もと平安朝の漢學獨擅の世にあたり、學業文事に對する、世才俗用をば指したる名なり。彼菅家遺誠として、後世の假托書に、倭魂漢才と對稱するも、猶古義を失はざることし。平安朝時代に、菅原道眞は漢才として推され、倭魂は藤原時平に望まれしなり、又古今語意の變化、傳稱の沿革を見る者にあらずや。○古へ、平安朝の盛代に、大和心といふことは、學事(漢學)に對していふことなり、魂に此のごとき名稱を附けたるは、魂の活動を別けたる名にて、學問力にあらずして、活動する魂の名なり。源氏物語、少女卷に「なほ、ざえをもと、としてこそ、やまとだましひの、世にもちゐらるゝかたも、つよう侍らめ」と見えたり。ざえは學才なり、やまとだましひ

大和心の語
意

は世才なり。學事を基として而も世才ある人は、世の人の信用も亦堅固ならむといふなり。又大鏡卷二(時平傳)に「このおとどの御すゑは、おはせぬなり。さるは、やまとだましひなどは、いみじくおはしけるものをと見えたり。時平の大臣は、學才は乏しかりしかど、世才には長じたまへりといふなり。又愚管抄卷三(一條天皇の條)に「内大臣伊周、人がら、やまとごゝろばへは、わろかりける人なり、からざえはよくて、詩などいみじくつくられき」と見えたり。〔黒川真頼全集〕

第一章 桓武の造都、征夷

中興經始の志 桓武天皇、諱は山部、光仁帝の庶長子なり、母は高野氏藩別、百濟王之屬、其廟天應元年辛酉唐建中二年、西曆七八一年四月、受禪して平城宮に即位したまふ、時に即平野社。年四十五。十二月、上皇崩す。新帝、神智英武、國勢一新の運に乗じ、先皇東伐の遺略を承け、益、兵を征夷に用ひ、都城を山背に移し、百世の輿區を定めて、四方の都會を造るの志あり。夫、舊都大和の國たる、山川佳麗にして、和樂の郊里なりと雖、勢稍南に偏し、地亦狹小なり。且、歴代の墟落にして、寺社邸宅雜然之に満ち、帝王中興、都城經始の地に非ず。昔者、天智王業を恢弘し、皇居を滋賀に移す、然れども未完成せずして止む。今帝は天智の正統に出づ、蓋繼述の志あり、遂に地を山背ヤマシロに占めさせたまふ。

天智の志業を繼述す

源准后神皇正統記曰、昔は、武烈、惡王にて日嗣絶えまし、くし時、應神五世の御孫にて、繼體天皇選ばれ立ち給ふ、これなん珍敷ためしに侍る。されど、二つをならべて争ふ時にこそ、傍系正統の疑もあれ、群臣皇胤なき事を

光仁桓武は
天智の正統は

愁へて、求め出で奉りし上に、その御身賢にして、天の命をうけ人の望に叶ひましくければ、とかくの疑有るべからず。その後、相續ぎて天智・天武・御兄弟立ち給ひしに、大友の皇子の亂により、天武の流久しく傳へられしに、稱徳女帝にて御嗣もなし、又政も亂りがはしく聞えしかば、慥なる御讓なくて絶えにき。光仁、又傍より選ばれで立ちたまふ、是なん又繼體天皇の御事に似給へる。然れども天智は正統にてましく、第一の御子大友こそ、誤りて天下を得給はざりしかど、第二の皇子にて施基の親王に科なし。光仁、その御子なれば、立ち給へる事、正理に歸るとぞ申侍るべき。後の光孝、又昭宣公(基經)の選にて立ち給ふ、當時、陽成院は、仁明の太子文徳の御流なりしかど、惡王にて退けられ給へば、光孝は仁明第二の御子にて、しかも賢才諸親王に勝れましくければ、疑なき天命とこそ見え侍れ。かやうに、傍より出で給ふ事、これまで三代なり、人のなせる事とは心得奉るまじきなり、道理をよく辨へらるべき者哉。光孝より上つ方は、一向上古なり、よろづの例を勘ふるも、光孝天皇の仁和より下つ方をぞ申すめる。

長岡の新京

崇道天皇の
追號

靈社畏敬の
風俗

古すら猶、かゝる理にて天位を嗣ぎ給ふ、まして末の世にはまさしき御讓なくて、たもたせ給ふまじき事と心得奉るべきなり。

按するに、山背國は、是れ地理に於いては萬國朝宗の要會にあたり、人事に於いては政事振興の機運に應ず。三面岳を負ひ、南に淀河の阻あり、而も舟車漕輓の便利多し、誠に坐して天下を經略するに足る。延暦三年天應二年甲子、帝、中納言藤原種繼を山背に遣はし、乙訓郡の地を相し、長岡宮を建て、都城を經始したまふ。五年、太政官以下、諸司成る。時に皇太弟早良、種繼が佐伯氏參議に任せ、る先例なきを執り、上奏して今毛人イモヒトを排却せしを憤り、之を新京に殺す。太子因りて廢せられ、新京驚擾す。

廢太弟早良は、淡路島へ配流の途に、斷食して殞落したまひ、平安京成るの後、厲崇の事に因り、崇道天皇の追號禮祭あり。即、京中の出雲郷に、御靈社を置かれ、崇道天皇と、其母井上内親王聖武寶龜の廢太子他ヲベ親王井上内同時に併せ祭る。大同二年、伊豫親王平城帝其母と共に嫌疑に坐して、藥を仰ぎ薨去あるや、又併せ祭る。是等怨靈の畏敬は、前代以來の風なる

が、平安京に及びて最甚しく、後に及ぶも衰へず、北野天満天神の如き、其若例なり。

延暦の造都

平安城成る 延暦十三年唐貞元七十四年中宮大夫和氣清麻呂、更に奏して葛野郡宇太村の地を相し、大内裡を起す。南北四百六十丈、東西三百九十四丈、十二門を建て、中央には皇居あり、紫宸、清涼等の殿、舍相接す。百官諸司の廳、衙之を繞り、其朝會の所を八省院と曰ふ。又朝堂院應天門、大極殿此に在り。南面して朱雀大路を通し、以て左右二京を區劃す。東を洛陽と名づけ、西を長安と名づけ、各横に九條、縦に四坊の路あり、合東西一千五百八丈、南北一千七百五十三丈、號して平安城タヒラノミヤと曰ふ。規模宏大、振古以來未曾有の土木なり、其制は、唐都に取ると曰ふ。翌年造營成り、帝之に遷り、詔して、山河襟帶して自然に城を爲せばとて、山背を改め山城の好字に作らしむ。爾後一千七十五年、實に不易の都城たりき。

一千七十五年不易

延暦十四年正月十六日、内裡に宴會あり、蹈歌を奏す、其詞章に曰く。

山城顯樂舊來傳、帝宅新成最可憐、郊野通平千里望、山河擅美四周連、新京

樂、平安樂土萬年春。沖襟乃眷八方中、不日爰開億載宮、壯麗裁規傳不朽、平安作號驗無窮、新京樂、平安樂土萬年春。新年正月北辰來、滿宇韶光幾處開、麗質佳人伴春色、分行連袂舞皇垓、新京樂、平安樂土萬年春。卑高沐澤洽歡情、中外含和滿頌聲、今日新京太平樂、年々長奉我皇庭、新京樂、平安樂土萬年春。

造宮使和氣清麻呂菅野真道

造宮の始終を考ふるに、延暦十三年三月に起り、廿四年十二月に至りて訖る。和氣清麻呂、民部卿を以て造宮大夫を兼ね、菅野真道、造宮亮に任せられ、又、僧賢璟は、十二年初めて勅使を此地に遣されし時、隨行し、以後毎に之が顧問たり、以て經畫を立案したり。都城の體制を觀るに、南北一千七百三十三丈今の一里十五町十三間一尺六寸、東西一千五百八丈今の一里十二町四十一間三尺八寸、而して一町を四行三十二門に分ち、一門即、一戸の長さを十丈、廣さを五丈としたり。故に城内の全街巷、七十二坊、三百保、一千二百十六町、三萬六千三百五十二戸とす。周垣は基の廣さ六尺、高丈許、瓦葺なり。垣の内外には犬行あり、各七尺、犬行の外に溝あり、各一丈、外部

都城の體制

の溝の外、大路ありて、京城を繞る、其外は又、土堤ありて之を限る。京城の正北に宮城、南面の朱雀門より、南極の羅城門まで、一大路を開く、是を朱雀大路といふ、廣さ二十八丈。神泉苑は二條以南にありて、古人の「禁苑之第一也、紅林地廣、吞楚夢於胸中、綠池水高、縮吳會於眼下」といへるなり。鴻臚館は、朱雀大路を挟みて九條に置かれ、館舎未成るに及ばず。弘仁年間に至り、東館の地を僧空海に、西館の地を僧守敏に賜ひ、東寺、西寺を創立せしめ、更に朱雀七條坊門に館舎を營して、蕃客の館する所と爲し、延喜以前には、唐、韓、渤海等の使人、皆迎へて此に居らしめられたり。

大内裏の興及び里内
大内裏は、延暦の造營より、貞觀延喜を経て、天徳の炎上まで、猶完しと謂ふべし、凡百六十年なり。圓融帝、一條帝の時より、藤氏の第に御し、里内裡の名あり。即、後世、帝王多く此に御座せずと雖、舊規を保持し變更する所少し。然れども、京城は九條八坊の邸宅、悉皆充滿したりや否や、恐らくは空閑あるを免れざりけん。奠都三十五年後の天長五年、五百八十餘町ありたりと傳へ、又左右京に耕種の地ありしと云へば、西南大半は初より荒邑

に似たり。天元五年、慶滋保胤が池亭記に、予二十餘年以來、曆見東西二京、西京人家漸稀、殆幾幽墟矣、人者有去無來、屋者有壞無造。其無處移徙、無憚賤貧者、是居、或樂幽隱、亡命當入山者、不去。若自蓄財貨、有心奔營者、雖一日不得住之、といへり、當時既に此の如きに至れるなり。蓋、別宮甲邸の建造は、概して左京に在り、三條以北に多し、僧俗又争ひて東北に其居を營みたり。凡地勢より觀るも、西南は卑濕にして、東北は高爽。左京は鴨川の水流に接し、東山の翠光を挹し、固より右京に勝れるを以て、其勢偏重し、西南は自然に索莫の郊村となれるならん。白河鳥羽の離宮起るに及び、形勢一變し、繁盛は稍加ふる所ありしを想ふべし。其治承元年の大火は、一百八十餘町に延焼し、二萬家を失ふと稱す。此二萬は、往時の戸制にはあらず、大略、左京に密集せる邸宅民家にして、延暦の周垣條坊も、大半此間に壞廢したるを知る。元暦文治以後、都鄙の形勢更に變じ、大内裡の規模、又保つ能はず、毎に京中の別宮、高陽院、閑院などを修造して、皇居と爲す。後堀河帝の時の回祿の災には、大内裡の遺構殘營全く失せ、謂はゆる内野とな

れりといふ、延暦より此に至る凡四百三十年。

新都の崇祠 桓武帝は、新都の鴨社を以て地主と爲し、特に禮を加へ、後齋院を置き、皇女を納れ、祭事を肅み、崇敬伊勢神宮に亞ぐ大和の舊都は、古來三輪社を地主とす。近江の僧最澄、北嶺日吉山ヒノノヤマに一乘止觀院を建て、山神を山王權現と改め、高きに倚りて新都に臨む。帝命して延暦寺と號し、最澄を唐國に遣し、求法せしむ。最澄、海を航して天台山に登り、顯密の教旨を學び、歸朝して王城鎮護の説を爲し、佛法を以て王政に資く、我邦台教の祖なり。

神皇正統記、凡我朝流布の宗、今七なり、此中にも眞言、天台の二宗は、祖師傳教、弘法の意巧、悉鎮護國家のためと心ざしけるや、比叡山には顯密ならびて紹隆す。殊に天子本命の道場をたて、御願をいのる地なり。其根本中堂を止觀院と云ひ、法花の經文につき、天台の宗義によるに、かたぐ鎮護の深義ありとぞ。

當時、官位選叙は、専門閥に歸し、高材逸足の者も、卑賤に生るれば、玉を抱きて空く朽ちざるを得ず。唯、僧となる時は學識によりて、或は帝師ともな

るべく、或は宗祖ともなるべく、公卿と伍して青雲の上に翱翔することを得。此を以て、非閥有爲の士は、皆争ひて彼に趨く。嗟哉、天皇曾嘆して曰く、「朝家無英俊、法侶隱賢才」と、最澄、空海、即是なり。最澄は三津氏、近江の人、延暦の初め、根本中堂を比叡山に創立す。然れども、學師承なかりしに、遣唐使に従ひて西往し、國清寺の僧道遂に一心三觀の旨を受く。又、佛隴寺の行滿を見て、荆溪の諸籍を傳へ、灌頂密教を僧順曉に受けて、二十四年に歸朝し、經論疏記二百三十餘部を奉進して天台宗を弘む。弘仁十三年寂し、貞觀中、傳教大師の諡を賜ふ。天台宗は、もと隋の智顛が、天台山にありて、法華經に依りて立つる所也。澄は叡山に祠を立て、其氏神三輪の大神物を祀り、これを大宮大比叡神といひ、從來祀れる大山咋神クヒをば、二宮小比叡神となし、以て天台擁護の山王に擬し、諸神を佛陀の權現なりと説く、是より天下靡然として之に嚮ひ、行基以來の神佛混和愈密なり。

按ふに、之よりさき、光仁、桓武は、稍佛教を厭ひ、陰陽方術を以て、多く政治に資けたまへり。而も、最澄及び空海の出づるや、時運、遷都新政の日に當る、二師の智

政教を運用して國俗の一新變化を成す

術、國家の要務を知り、神佛陰陽の三教同致資輔の體を立て、併せて自家の功を收むるを得たり。遂に神國祭政の風儀を移して、佛法歸依の習俗に變ず、其效果の大なること、従前奈良法師の比に非ず、また佛教の一變なり。

陰陽方術の古風俗

奈良朝の末季には、道鏡法師の法王政治の失敗は、佛の威信を損せる情ありしや必せり。而も、佛以外の唐朝文物は、道術儒教にありて、殊に道術の支那古風俗に基因せし者が、最本邦の世態人心に合ふ所ありしや、論ずる迄も莫し。彼の天文曆日呪禁遁甲觀相吉凶の説より、歲時の節供は、大祓が追儺と調和する如く、人日上巳端午乞巧等も、已に我に採用せらるゝ久し。遂に、祭星拜天の法をも傳ふるに至る。北辰妙見菩薩の獻灯先起り、光仁帝寶龜八年には、河内國妙見寺に封戸一百煙を附せられ、延暦四年十一月には、河内國交野に始めて郊祀燔祭の禮あり。交野は、桓武の外戚百濟王氏の邑にして、今に拜天の圓丘址遺る。

郊祀燔祭

祀天神於交野、其祭文、維延暦六年歲次丁卯、十一月庚戌朔、甲寅、嗣天子臣、謹遣從二位行大納言兼民部卿造東大寺司長官藤原繼繩、敢昭告于昊天

祭昊天上帝配以先皇

上帝。臣恭膺降命、嗣守鴻基、幸賴穹蒼降祉、覆燾騰徵、四海晏然、百姓康樂、方今大明南至、長晷初昇、敬采燔祀之義、祇修報德之典。謹以玉帛犧齋粢盛庶品、備茲禋燎、祇薦潔誠。高紹天皇配神作主、尙饗。又、維延暦六年歲次丁卯、十一月庚戌朔、甲寅、孝子皇帝臣、謹遣從二位行大納言兼民部卿造東大寺司長官藤原繼繩、敢昭告于高紹天皇。以臣庸虛、恭承天序、上玄錫祉、率士宅心。方今履長伊始、肅事郊禋、用致燔祀于昊天上帝。高紹天皇、慶流長發、德冠思文、對越昭升、永言配命。謹以制幣犧齋粢盛庶品、式陳明薦、侑神作主、尙饗。

四方拜の新儀

是は唐書禮樂志に「冬至祀昊天上帝于圓丘」といふに同し、神武紀に「今諸虜已平、海内無事、可以郊祀天神、用申大孝者也、乃立靈時於鳥見山中、用祭皇祖天神」とあるものと相似て、相異なり。やがて、新京となりては、祭星の風、上下に流行して、數種の節供を生み、彼の寛平の四方拜は、此本命屬星と上帝拜天の新儀式なりと知るべし。

延暦寺の尊星供は八部院妙見堂に在り

開國五十年史云、我邦の古を稽ふるに、政治に、教育に、文學に、工藝に、美術に、有

【平安朝及藤氏專權編】

らゆる事物、悉く佛敎の感化を蒙らざるものなし。即、舊日本の文明は、概れ佛敎に依りて啓發せられ、且、日本に入れる佛敎に就きて特筆すべき一事は、大陸諸國の佛敎が、起源當時の精神を忘却して、後世其餘弊のみ増長せるに反し、我邦は其精を採りて、其滓を去り、全然日本化したることは是なり。語を換ふれば、佛陀の眞精神は、日本に東渡して、更に發揮せられたるものなり。夫の正直と清淨とを敎へ、自然崇拜と祖先崇拜とより成る神話の外、何物も無かりし簡單なる我國民の思想に、深遠なる形而上學を説きて、哲學思想を養成したるも、亦佛敎の力なり。

讃岐の僧空海は、最澄と相前後して入唐し、長安に詣り、密敎の印信を傳へ來り、眞言敎を唱ふ。嵯峨帝之に鴻臚館外蕃應接館を賜ひ、東寺と曰ふ。二僧、才徳超倫、盛名世に震ふ。其敎幾もなく天下に布き、古敎六宗三論、法相、華嚴、律、成實、俱舍に凌駕し、是より八宗の目あり。而も眞言の法、最上下の歸仰を得たるにや、他宗餘寺にも、多く之を兼修併學せらる。

空海は佐伯氏、讃岐の人なり、僧勤操に學び、延暦中、國使に従ひて唐に之き、青龍寺の慧果に見え、眞言秘密敎を受けて歸る。空海、辯論精審、三論、唯識の學徒、皆及ぶものなし。弘仁七年、紀伊の高野山高野山は丹生姫神の地なるを、

海相して、幽深の境、修禪入定に可なりと爲し、上表して之を請ひ、結界して寺を建て、即、金剛峰寺と云ふ、南山高野山是れなり。嵯峨帝海を敬重し、勅して東寺を賜ひて灌頂院を建つ。仁明帝の時、奏請して唐の内道場に準して、眞言院を宮中に置く、乃、勘解由使廳を以て之に充てらる、眞言の一宗、これより興る。承和二年、寂し、延喜中に弘法大師と謚せらる。大日經、蘇悉地經、金剛頂經等の眞言秘密を主とするが故に、其敎を密敎といひ、餘敎を指して顯敎といへり。

神皇正統記云、東寺は、桓武遷都の始に、皇城の鎮のために立て、弘仁の御時、弘法に給ひて永く眞言の寺とす、諸宗の雜住を許さざる地なり。この宗を神通乘といひ、如來果上の法門にして、諸敎に超えたる極秘密なり。就中、わが國は神代よりの縁起、この密宗の諸説に符合する故にや、唐朝に流布せしは暫くの事にて、則、日本に留まりぬ、相應の宗なりといふも理にや。又、東密、山門、寺門の台密、三流の眞言、何れと云ふべきならねど、諸宗の第一とする事も、むねと東寺によれり。凡、嵯峨天皇、諸宗をならべて興させ給

【第一章 桓武の造都征夷】

ひける中にも、傳教弘法、御歸依深かりき。傳教始めて圓頓の戒壇を立つべき由奏せられしを、南京の諸宗、表をあげて争ひ申し、かど、終に戒壇の建立を許され、本朝四個所の戒壇となる。弘法は殊更師資の御約ありければ、重くし給ひけるとぞ。(奈良朝に定められしは、西國太宰府の觀世音寺、中央京師東大寺、東國下野府の藥師寺、此三戒壇なり)

藤岡氏平安朝文學史、元來支那にては、天台と真言と儼然たる差別あり、天台は法華經を所依とし、真言は大日經を根本とし、一は經典を修め教理を究めて、佛法の根柢に到らんとする、いはゆる顯教にして、一は修法加持によりて、直に佛と我と三密相合せしめんとする、いはゆる密教なり。しかるに、最澄の唐に在るや、天台を學ぶ傍、また真言宗と禪宗とを併せ傳へ、名は天台とはいへ、實は他の二宗を混ぜしものとす。弟子圓仁は更に真言に傾きて、顯教の理義と、密教の事相とを、重要なこと相同しとし、圓珍は殊に顯劣密勝を唱ふ。されば、表面は天台真言と流を分つとはいへども、その行事はいづれも壇を立て護摩を燒きて、諸佛菩薩の秘密法を修する

天台の顯教
も我に於いて
は眞言教
なり

ことを主とす。天台宗は台密といひ、東寺の流は東密といふ、畢竟は眞言教に外ならず。

多賀秋田の
連絡

蝦夷征伐 寶龜の初め陸奥出羽の蝦夷叛亂す。之より先、官軍は多賀城宮城を鎮所と爲し、郡を立て、桃生伊治陸奥に至り、山道を通し雄勝羽田に出て、秋田城に連り、以て夷種を化服す。前朝の世、政務廢れしより、邊防亦弛び、遠山膽澤の夷俘騒動し、諸郡の百姓散亡す。光仁帝討伐の方策を決し、俘囚の入朝を停め、諸軍の出征を會す。官兵日高見北上河を奪ひ、覺鼈城を造り、膽澤を捍衛せむとす。既にして伊治栗原の俘囚叛き、城塞を陥れ、寇賊驟に南侵し、多賀府守を失ふ。征討大使之に赴き、漸く諸郡を收護す。

日高見河及
海道閉伊の
集

延暦元年、勅して阪東八國の壯丁軍に堪ふる者を簡點し、每國五百以上一千、兵旅に習はしめ、事あれば將を命し、押領奔赴せしむ、東國の軍士益競ふ。又勅して、王臣百姓の夷俘と交易するを禁し、討伐の備愈急なり。七年、征東大使紀古佐美、步騎五萬を以て、衣川を濟り、膽澤の賊巢に逼るも、利あらずして兵を收む。大伴弟麿、更に征夷大將軍に任し、百濟俊哲、坂上田村丸、巨勢野足等を副とし、征

膽澤志波を
取る

軍十萬人を従へ、糧十二萬餘斛を輸して進撃す。四年を経て、敵の聚落七十五所を覆し、城柵を置き、兵民を植ゑて之を實す。其俘囚は、諸國に配置し、給養して化服す。二十年、田村丸再たび四萬の軍を擧げ、海道閉伊の巢窟を破る。抗逆の徒、殺獲殆盡く。是に於いて、宮荷伊豆ハクネの山路を開き、膽澤志波の鎮城を置き、仍守備を爲す。

坂上田村丸

廿一年、田村丸、膽澤城を築きて鎮所となし、東國の浮浪人四千を配移す、夷會大慕、阿氏利爲盤具母禮、種族五百餘人を率ゐて降る。田村丸、二虜を京師に獻し、死を宥めて用ひんと請ふ。朝議、夷性信なし、之を縦たば虎を養ひ患を遺す者なりとて、免さず遂に交野に斬る。一説、延暦の夷會は、惡事高丸といひ、磐井郡達谷窟タツコより起り、南侵して已に駿州清見關に至るを、田村丸伐ちて之を追ひ、高丸を射て、小田郡神樂岡に斃すと。後人更に説を作して、延暦の寇賊は韃靼なりと云ふは、轉訛附會に出づるもののみ。坂上氏は、應神帝の時歸化せし阿智使主アチノシメヌの後、倭漢直ヤマトノナカの一族なり。淳仁帝の時、大和守坂上忌寸犬養、勇武の稱あり。其子、田村丸は、騎射を善くし、宮

蕃別も登庸
せらる

文屋綿麿地
を拓き都母
に至る

掖に宿衛して、宿禰の姓を賜はる。田村は、苜田の子なり、蕃人の後を以て出征の大功を立て、仕へて大納言に至れるは、蓋異數なり。惟ふに、光仁、桓武は、先代佞佛の甚しきに戒懼し、更に道家陰陽僧家を以て救ふ所あらんとせり。其人才を登用するにも、舊來の門閥以外に求め、特に蕃別の異に問ひて、之をも容れたまへり、宏遠の志操、以て景仰すべし。

峨嵋帝弘仁二年に至り、文屋綿麿、田村將軍の後を承け、東征す、閉伊爾薩ニハサ體都母テツモ等の賊を平げ、悉く夷地を定む。是より、兵士二千屯田して、膽澤城に常備し、初めて鎮守府あり。凡寶龜五年より此に至る、三十八年、邊警初めて息む。朝廷詔して曰ふ、夷虜は、大伴弟麿、阪上田村麿の征伐を経て、掃際殆盡きしも、餘燼猶在り、今文屋綿麿、賊の傾覆に乘し、悉巢窟を平ぐ、是に因り、軍戎を解き、運糧を停む、功勞嘉すべしと。但、岩手以北、閉伊、糠部、及び津輕、渡島等の地は、未、郡郷の制置なく、荒服の邊土と爲し、奥羽は、鎮城國衙と並び制せしむ。所在の俘囚は、同類相推し、長を立て、自治に就かしめ、化すれば平民に歸す。渡島は、秋田城の遙管に屬し、夷種歲時を以て獸皮等の物を貢進す。綿丸は、天武の五世孫。

津輕渡島内

綿九平定の後、夷俘は同類相推擇して長を立てしめ、長は笏を執り君と稱せしめらる。其馴化せるものは、一に平民に準じ、氏名を立つ。其長には爵八等あり、其一等は外五位に相當す。又、貴種を以て異類を綏服するは古の風習なり、本期の末に至り、奥羽の俘囚長は、安倍・清原等の姓を稱す。蓋、同類推擇の小長の上に、貴姓の總長ありて制馭するは、古來不易の法也。弘仁中之を撤廢せるにはあらず。又、百姓と夷俘の交關の禁は、叛服の夷賊をして、軍器・其他物貨の貿易の路を塞ぎ、其暴行を恣にせしめざらんとするにあり、此令は此後にも屢下されて戒飭せられたり。

弘仁の後、六十年にして、元慶に秋田城の亂あり。當時、藤原保則の招討その方を得て、事速に平げりと雖、夷酋・土豪の横行は、遂に抜き去る能はず。因循して鎌倉覇府の世に移る、故に東北の風氣、常に上國に後れ、奥羽を以て甚しとす。

平城天皇 桓武帝、天資剛邁、百官を督勵して之を器使す、奈良の君臣、文弱に敗れしに鑑み、主鷹司を兵部省に隸し、親遊獵して士氣を養ふ。而も晩年、參議藤原緒嗣が諫奏を聽き、深く百姓課役に勞するを傷みたまへりと、史家傳へて

洪徳と爲す。在位二十五年にして崩す、伏見山の柏原に葬り、故に柏原帝ともまをす。皇太子立つ、之を平城と爲す、改元して大同と曰ふ。延暦の朝には、藤原魚名、藤原田麻呂、神王桓武の從弟、藤原繼繩ツグツナ等、左右の大臣を以て輔佐する所あり。大同朝には、藤原内膳右大臣たり、而も皆專權の迹無し。

藤氏の四家、鎌足の子不比較に四子あり、世を経て盛衰あり。南家は繼繩に衰へ、式家は種繼・仲成に挫け、田麻呂子なく、百川の子緒嗣、及び弟藏下クラジ尙在るも、其後榮達せず、京家は始めより顯はれたる者なし。北家に永手ありしも、眞楯魚名、内麻呂甚顯達に至らず。内麻呂の子冬嗣に至りて、識量弘雅、才文武を兼ねて、物に接すること寛容、大に時望あり。常に藤原氏の衰へなむとするを歎き、其氏寺興福寺に南圓堂を建て、子孫の興隆を祈る。又、親族の貧窶なる者を收養せんが爲に、施藥院を設け、或は子弟を教授せんが爲に、勸學院を置き、以て大に盡す所あり。然れども生前に藤氏の興隆を見ず、其子良房に至りて大に興る。

三善清行の意見封事に、桓武天皇、遷都長岡中略、更營上都、再造大極殿、新構

造都は實は完成せずして止む

豐樂院、又其宮殿樓閣、百官曹廳、親王公主之第宅、后妃嬪御之宮館、皆究土木之巧、盡調庸之用、於是天下之費五分而三、とあるは、實否知れねど、造都の費用の容易ならざりしは、桓武紀二十四年、廿五年の條に見え、諸國貢調脚夫、或國役三個月、役限不均、勞逸各殊、須共二日、以同苦樂。中納言近衛大將藤原内鷹侍殿上、有勅令參議右衛士督藤原緒嗣、與參議左大辨菅野真道、相論天下德政。于時緒嗣議云、方今天下所苦、軍事與造作也、停此兩事、百姓安之。真通頗執異議、不敢聞。帝善緒嗣議、即從停廢、停造宮職、併木工寮といへり。菅野真道も、百濟人の裔なるが、學才ありて、柏原帝に親任せらる。

上皇復都の亂

平城帝在位四年、病を以て皇太弟に讓位す、之を嵯峨と爲す、改元して弘仁と曰ふ。上皇の皇子高岳タカウタ、儲宮たり。上皇の尙侍藥子タケコ、寵を恃み、其兄左兵衛督藤原仲成と威柄を弄す。是歲九月、陰に復都復位を謀り、上皇の命を矯めて兵を召す。朝廷之を聞き、仲成を捕誅し、急に近衛大將坂上田村麿をして、參議文屋綿麿と、兵を以て上皇東幸の路を塞がしむ。藥子は毒を服して自殺し、旬日ならずして事平く。高岳之に因り、自安んせず、出家して僧と爲る。後、入唐して更

に渡天の志を立て、艱苦備に嘗め、羅越ラコ國カに到り、路に虎害に遭ひ、其行を果さずして薨すといふ。

廢太子高岳入天竺

弘仁元年、兩宮不和の際に當りて、嵯峨天皇は、皇女有智子ウチシ内親王を賀茂の齋となして、上皇と輯睦せんことを禱らせらる。古へ、崇神天皇の時、天照大神を豐鍬入姬命に託けて祭らしめ、又三輪の大國魂神を、淳名城入姬命に託けて祭らしめらる。平安京に至りて、山城の國の産土神なる賀茂には、未齋王を奉ることなかりしに、是に至りて此典あり。○九月十二日、平城上皇還宮、薙髮の翌日、嵯峨天皇、皇太子高岳親王を廢し、皇弟中務卿大伴親王を皇太弟となす。天皇、皇子多けれども、其を舍きて皇弟を立てたまへるは、嫌を避けたまへるなるべし。前坊は僧となり、真如と改名して、密教を習ひたまふ。

倭僧入中天

異稱日本傳曰、唐段氏酉陽雜俎、國初僧玄奘、往印度取經、予見倭國僧金剛三昧、言嘗至中天、寺中多畫玄奘、麻屨及匙筋、以綵雲乘之、蓋西域所無者、每至齋日、輒謨拜焉。今按、唐太宗時、玄奘三藏至五印度國、求佛法、取經六百餘部而

歸其所過諸國事、著西域記十二卷、記之詳矣。金剛三昧、不知何人、往來十萬里外、親見天竺人、仰拜遺愛、誠異僧也、惜哉國記失其傳矣。古來本國僧、欲往天竺不能者、亦不爲不多也。真如親王、過流沙、到羅越國、逆旅遷化。師鍊釋書贊曰、自推古至今七百歲、學者之事西游也、以千百數、而跋印度者、真如一人而已、蓋不考金剛三昧事也。西域所無者、指麻屨匙筋也、西域記曰、食以一器、衆味相調、手指斟酌、酪無匙箸、至於老病、乃用銅匙。

大日本史論贊、天位授受之間、其事至重、平城上皇之於嵯峨帝、其實雖兄、而其分則父也、君也。凡在天下、孰有不奉君父之命者哉、上皇信儉邪之言、欲奪已授之重器、以再臨宸極、則嵯峨帝視棄天下、猶棄敝履、唯命是從可也。然天下祖宗之天下也、使上皇得志、則立招禍亂、喪祖宗之天下必矣。故帝不得已、用干戈、除君側之姦慝、安祖宗之天下、此乃所以深愛君父者也。嵯峨帝天資英敏、而果斷、明於見事、故能選將、決機、暫婦兇豎、不日而戮、輦轂肅清、畿甸寧謐。奉養上皇、勤於溫清、及釋萬乘之重負、退享二宮之尊榮、非有曠大之度、惻怛之誠、烏能至此哉。

二宮の間復
清平なり

謚號の種類
及び尊號宮
院號陵號

之よりさき、歴代の謚號(漢風のもの)を定めしむ、神武より光仁、桓武に至る。上代には、歴朝皆宮號を呼び桓原宮御宇天皇、或は尊號を上ると天宗高紹天皇、皆國風に依る。平城帝の後、復、必しも謚法に依らず。或は離宮號平城、宇多、後院號の如き者を取り、或は陵墓號醍醐、村上に由る、而も概して何院と追號す。又、前代の名號に假りて後字を冠する後小松等、其稱謂一ならず。

漢風の謚號を追奉せる時代に付きて、古來二説あり、一は釋日本紀に、神武等謚名者、淡海御船、奉勅撰也」とありて世の通説とす。而も、一は親長記別記なる中院大納言通秀の勘文に、神武已來、至文武、四十二代者、是淡海公所製とあり。これには、懷風藻に神武天皇の號を記せること、淡海公は元正の養老四年薨じ、文忠公と謚を賜はる、臣下已に謚ありて、君上に謚せざる理は無き事、寶字二年に勝寶感神聖武皇帝の謚ある事等の傍證あり、萩野氏通史。又、養老令公式に、天皇謚には、平出の書法を定め、謚の義解に、謂累生時之行迹、爲死後之稱號、即經緯天地爲文、撥亂反正爲武之類也」とあれば、漢風の謚號は、文武までを淡海公不比の所製と定むべきに似たり。

漢風謚號

一書に、離宮或は後院仙洞の類をば、御在所號、又御所號といふ。中御門櫻町なども、仙洞の地名に依る、桃園も京中の地名なるが、是は其故を知らず。又、漢風の尊號にて、生前にたてまつれるを、諡に取れる者あり、孝謙稱德是なり。又前代の二帝號の、各一字を併用するあり、稱光稱德明正靈元の三朝、是なり。

上古の風俗、帝王の御諱を避くること無し、崇神帝御諱を御間城ミマキと申し、を、歸服の韓國に負はせて、任那國ミナソノといひしと傳ふるに想ひ合せ、又、歷世御名代の民を立てられしにても、其情を知らる。然るに、漢唐の例を傳へしより、文武以後の數朝、地名、人名に帝諱を避くる法ありしも、其後又止む。
(近世に至り、漢文に往々古例に準據せるものあり)

第二章 弘仁より仁和に至る

嵯峨弘仁の治 嵯峨即位の初め唐元和四年西曆八〇九年上皇南幸の變あり、京都疑懼す。帝、腹心の文武官を宮中に召し、軍國の號令、皆此より發せしむ。變後、なほ侍臣

御諱を避く

宮中集權

用武の治を補ふに文の化を以てす

藏人所と使廳の宣傳

をして機密を校書殿に掌らしむ、稱して藏人所クラシドと曰ひ、辨官藤原冬嗣、中將巨勢野足、その頭人たり。此に於いて、天子の詔勅、必しも太政官、中務省を経由せず、號して内侍宣と曰ふ、又、宿衛の武官を檢非違使と爲し、廳宣を發せしめらる。是より傳達簡易に流れ、政務統率を缺く。大寶制定の職員令、早く大本の搖くを見る。帝禪讓の後、嵯峨離宮に院別當判官代等を置き、是亦、院中政治の端を開くに似たり。帝聰敏端莊、延曆の用武の治を補ふに、崇文の化を以てし、平安城の華麗は、帝の在日に成れりと雖、一旦昇遐せば、大權失墜す、世或は之を以て帝に惜む。

弘仁元年三月、始めて藏人所を置き、機密の文書、及び諸訴を掌らしめらる。此後、藏人常に禁中に侍して、勅命を宣傳し、威權甚重く、少納言侍從の宣傳を掌りし者、皆其職を失ひ、令制一變す。蓋、當時、宮府の間に嫌疑あり、朝政の機密を保つの要あり、故に此權宜に出て、後世又因循す。藏人は定員なし、雜色トコロシク所衆(武士等)數十人之に従ふ。檢非違使廳之と並び、文武の政令を布く。○近藤芳樹曰、續古事談に、昔、平城天皇の時までは、すべて太政官

廳に朝政し給ひけり。其儀式ほのぼの程に、主上出て南面におはします。群臣百寮各座に著く。四方の訴人さうなく内裏に參集、高き机の上に、うれへの文の箱といふものを置れたりければ、あやしの民百姓まで、申文をもて參て、此箱に入る。史外記辨官少納言など次第に取上げてこれを讀み申す。群臣各これを評定し、主上まのあたり勅定を下さる。訴もし左右にあれば、即召問はる。片々の者當時なければ、退いて問はるべき由を仰す。申文多くして、事の外目たけぬれば、やがて其座にて供御を參らす。諸卿御膳をおろして、各これを食ふ。其政はてぬれば舞樂御遊などもありける。君の心には、民の訴を聞召て、御ことはりあるより、外の大事なかりけり。嵯峨天皇より此方、此事廢れにけり、此君、殊の外放逸にして、政を御心に入れ給はず。されども、其儀式は猶ありけり、五位の藏人二人をさして、御椅子の旁に居て、人の憂をきかじめ、群議の後に、之を聞召て、成敗せさせ給ひけり、これ今の職事の始也。嵯峨の別業などへ、常におはしましける故に、御暇も無くて、朝政に會はせ給はざりけりとあり。此説、嵯峨帝

放逸、別業に在りて朝政に會はせたまはずと云ふは、信けかたし。當時、太上天皇、藥子仲成を用ひ、政を院中にて聞召して、既に厲階をも引出んとせし比なる故に、今上は機密を近臣にのみ預らしめたまへるならん。然るを、放逸より置かれたるやうにいへるは、後代に至りて、藏人の勢ひ強くなり、殆ど太政官をも凌ぐばかりに見ゆるによる。其説は誤ながらも、ことわりなることなりけり。〔歴史評林〕

嵯峨帝は、平城天皇の弟を以て即位す、因りて又皇弟に讓る、之を淳和天皇とし、天長と改元す。淳和は更に嵯峨の皇子に讓る、之を仁明天皇とし、天長十一年甲寅、承和と改元す。仁明因りて又淳和の皇子恒貞を東宮に定め、互に遜讓の志を成さむとしたまふ。

淳和院は、又西院と呼ばれ、西京四條に在り、一名南池と云ふ。國史、弘仁四年、天皇行幸皇太弟南池院、右大臣藤原園人上倭歌曰。けふのひの、いけのほとりに、ほとぎす、たひら平安はちよと、なくはききつや。

凡、弘仁、天長の政治は、奈良朝の律令に準據し、其間、頗、時宜の施行を爲し、隨機に

弘仁天皇の
格式觀るべし

右大臣清原
夏野

格式に更革するの路を開くと雖、紀綱猶張り、國家の務闕怠ある少し。但、造營、征伐の事ありしが爲に、租稅、徒役の増徴は、前期に貳倍せりと云ふ。而も、此國家一時の奮勵に由り、京都を奠めて皇居を壯にし、教化を獎めて服信を厚くし、東夷を平げて暴猛を除く等の外、工藝の進歩、都鄙の交通、兵馬の訓練、亦觀るべし。殊に漕運を通し、道路を開き、津梁を架し、近畿の關刻を廢し、諸國の地圖を更造せしめしは、最も美政と爲す。明法の大家、清原夏野が、遂に右大臣に陞りし如き、亦當時の風尚に由る。(夏野は舍人親王の四世孫なり)

仁明天皇 是より先、藤原冬嗣、嵯峨の信寵を得て、左大臣に昇りて薨す、其第閑院に在るを以て、閑院左府の稱あり。其子良房、嵯峨の皇女源潔姬に尙し、大納言となり、緒嗣は族長を以て代りて左府となる。

承和七年、淳和上皇崩し、八年、嵯峨上皇崩す。東宮恒貞は、主上(仁明)の實子に非ずして儲位に居り、而も主上は良房の姉を納れ、道康親王を生む。二上皇崩するに及び、恒貞安んぜず、九年、流言あり、東宮帶刀伴健岑、太子を奉じ東國に走り、兵を擧げむと謀ると。藤氏の公卿、因りて之を傾け、健岑及び但馬守橘逸勢を

承和廢太子
の變

執らへて放流す。恒貞廢せられ、橘氏伴氏大伴、淳和の諱を愈衰ふ。是歲、道康、皇太子と爲り、尋いて良房右大臣に進む。藤氏の盛運、其北家閑院の一流に歸す、濫觴此際に在り。

嵯峨帝の皇女正子内親王は、淳和帝の皇后にして、恒貞親王を生めるが、慈仁天至、務めて物を濟ふ志あり、東西京の棄兒孤孩を收め、乳母を給ひ養育する所多し。貞觀中、嵯峨の舊院を捨て、精舍とし、額を賜はりて大覺寺といひ、舍を其の側に建て、僧尼の病を療す、これを濟治院と名づく。(左右の兩京には、別に悲田、施藥の兩院あり、養育療病の所として公設せられてあり)

濟治院

檀林皇太后

橘氏衰ふ

仁明の太后橘氏(嘉智子)は、賢明にして婦德あり、世に檀林皇后と稱す檀林寺を建てしなり、太后の弟橘氏公、右大臣となり、藤、橘並び榮え、嵯峨の諸王源氏と朝政を輔くに似たるも、實權何かあらむ。桓武平城の諸王孫氏、平氏、眞岑、在原氏亦競はず。橘氏は、諸兄の右大臣、聖武朝に顯達し、藤氏と相並ぶ。其子奈良麻呂は、天平勝寶中に失敗したるも、其子清友、内舍人を以て延曆朝に仕へ、其女は嵯

嵯帝に納れらる、氏公因りて榮達す。逸勢は、氏公の從弟、少年唐國に遊び、最隸書を善くし、嵯峨上皇僧空海と並びて、三筆の稱あり。而も承和の變に執へられ、非人と姓を改め、死一等を減じて伊豆に流さる。其一女之を慕ひ、晝は止まりて夜行き、遂に相從ふことを得たるも、途にして父死するに及び、屍を收めて負ひて還る。清友及びその舍兄島田麿の子孫、猶在りと雖、廣相^{世孫}田^四の外、著名の公卿少し。

仁明帝、優柔仁に過ぎ、又奢靡を好ませ、政權は一切藤原良房に委ね、財物の窮乏も顧みるなし。嘗、囚獄の舍を過ぎ、拘執の居なるを聞き、良房に命じて悉之を釋かしたまふ。又、宮室の裝飾を美にして、宴樂の豪侈を誇り、政刑年々に怠廢するも、救ふ能はず、在位十七年にして崩す。太子道康立つ、之を文德天皇と爲す、良房遂に太政大臣に昇る。

文德天皇の長子を惟喬親王と云ふ、母は紀名虎の女靜子なり、既にして良房の女明子を女御となされ、染殿の後といひ、惟仁親王を生む。惟仁は生後僅に九月にて、立ちて皇太子となる。然れども、天皇暫く惟喬を即位せ

文德天皇

太政大臣良房

惟喬親王

紀氏も衰ふ

染殿に生長あり

しめ、惟仁(清和)の成長を待ちて、後洪基を繼がしめんと欲し、一日左府源信を召して、惟喬を立てんことを語りたまふ。信諫めて曰く、太子罪なくば、廢して他を立つべからずと、後、幾程もなく、天皇崩御ありて、惟仁親王位に即かせらる。或は傳ふ、天皇は僧眞濟をして、惟喬の爲に祈らしめ、藤氏は僧眞雅をして、東宮の爲に祈らしめ、眞雅に法驗ありしと。眞雅は空海の弟なり、後に良房と謀りて、深草に貞觀寺を創めしも、此報賽なりと云ふ。眞濟は紀氏、即名虎の一族なり、文德帝大漸の時、看護に侍りしも、昇遐の後、志を失ひて隱遁す。在原業平の室は、名虎の孫にて、有常の女なれば、亦惟喬親王の姻族なり。其紀氏と共に、惟喬の小野宮に近事し、紀氏の後生、長谷雄、友則、貫之と、同く、文學を以て著れしも、仕途に望を絶てるに由る。紀氏は、武内宿禰の後にして、往昔は大伴蘇我などと併稱せられし舊家なり。

清和天皇 文德帝、在位九年にして崩し、皇太子立つ、良房の外孫なり。染殿の戚里に成長したまひ、年僅に九歳、改元して貞觀と曰ふ。^{西曆大中十三年}良房萬機を攝行す、人臣の攝政、良房にはしまる。令の制、太政大臣は皇太子の任にし

人臣にして攝政に任ぜらる

て、奈良の朝に、押勝、乾政、太師と爲り、道鏡、大臣、禪師と稱ふれども、久しからずして皆敗る。良房に至り、朝野を籠絡して、能く勢威を保ち、朝廷の權柄全く移る。位は已に人臣を極め、特に三宮に準し、年官を給せらる。初め藤原永手、百川は、光仁、桓武を擁立し、王室翼戴の功あり、然れども文武の臣僚は、藤氏以外の人猶多く、權諸族に分る。永手の弟なる眞楯の孫冬嗣、家門の繁榮を祈り、南圓堂を建てしが、其子良房に至り、閑院流果して榮え、裔孫永く攝關を世々にすることゝなれり。

伴氏應天門の變

古は、物部、中臣、大伴、紀、蘇我等の盛族、相競ひて朝政に參與したり。中臣の一派藤原氏は、橘氏と共に奈良朝に勃興し、舊姓多く衰替に就く。此朝に、清原氏、源氏、平氏、在原良岑、稍顯るゝも、藤原氏に抗する者少し。貞觀中、大納言伴善男、左大臣源信と隙あり、善男別に右大臣藤原良相と謀り、信を誣告して之を退けんと欲し、貞觀八年三月、應天門を焚き、これを信の所爲と讒す、良相は良房の弟なり。良房大に驚き、奏して曰く、左大臣は陛下の大功臣なり、今其罪を知らずと、信僅に免る。後半年にして、史生大宅鷹取の告言により、善男の火を放ちたる

染殿皇后と在原業平

を知り、治罪して遠流に處す。大伴氏此に至り全く衰ふ。而して、良房が攝政の大命を賜はりしは、實に此際の事とぞ〔大鏡〕。

良房は、子なかりしを以て、舍兄長良の子基經を取りて後とす、又長良の女高子を、清和の中宮に擬し之を五條太后（仁明の后）にて、高子の叔母の宮に置く。在原業平、之を挑み、窃に通して、暗に其入内を妨ぐ。基經等之を覺り、業平の鬚を切りて東國に逐ひ、高子を染殿后（清和帝の御母）の宮に移し、何となく天皇の寵幸を得せしめ、遂に陽成を生むといふ。服南郭曰、余嘗讀在中將所著物語、想見其人與行事、而其人與行事、則余不欲論之。國史稱體貌閑麗、放縱不拘、舍是無它所考也。則所著與其人之行事、亦唯如是。夫在中將恢達哉、其文不假追琢、巧爲微辭。乃託古昔、鄙事自述、諧語日出、割名嫵婉。蓋亦穢德玩世之徒、豈可引繩墨而論之。

良相、文學の士を好み、毎に之に贈給し、又延命院を建て、藤氏の生徒の、病困して資業なき者を養ひ、崇親院と名づけて、宗族子女の貧者を收養せり、されども子孫皆顯はれず。

右大臣良相

貞觀の治を稱す

陽成天皇

清和天皇、風儀端儼神の如く、性寛仁にして、舉動必禮に遵はせ、好みて書傳を讀み、思を釋教に潜めらる。其政務は、藤氏に委任して疑はず、萬機攝行の大命を、良房基經に賜ふ。而も、内外肅然として事なし、後世、前代の政を言ふ者、これを貞觀の治と稱す。十八年、天皇落飾して水尾山波丹（水尾山波丹）に入り、佛門（佛門）に歸したまふ、皇太子受禪して立つ、之を陽成院の天皇とす。（清和といふも後院の號にして、又水尾帝と申すも墓所に由る、）

基經廢立を爲す 陽成帝即位丁酉、改元して元慶と曰ふ、右大臣藤原基經（房）、養已に攝政を世襲し、太政大臣に超任す。帝の心疾ありて起居度なきを以て、八年之を廢し奉り、光孝天皇時康親王を迎立す、文德帝の弟にして、賢名あり。世に傳ふる所は、陽成院昏狂日に劇く、常に宮中に於いて蛙を聚め、蛇をしてこれを吞ましめ、又は猿を鬪はしめて戯となし、或は寶劍を抜きて人に擬し、甚しきは人を木に登らしめて擊殺し、などして樂とせらるゝ事あり。攝政基經、深くこれを憂ひ、公卿を會して議するも紛々決せざりしに、參議藤原諸葛、劔を按して、今日の事は、太政大臣の處分に隨ふべし、違ふ者は斬らん」といひしに、議遂に決したりとぞ。天皇御年十七、遜位の後も、舉止常

攝關は基經の末のみぞかし

光孝天皇

なく、尋常の御病にてはあらざりし。則、實錄にいへる手書遜位とあるは疑ふべしと雖、君德を備へたまはざりしは、所傳のごとき歟。

神皇正統記、陽成天皇、性惡にして人主の器に堪へず見え給ひければ、攝政基經歎きて、廢立の事を定められにけり。昔、漢の霍光、昭帝をたすけて攝政せしに、昭帝世を早くし給ひしかば、昌邑王を立て天子とす、昌邑不徳にして器にたへず、即、廢立を行ひて、宣帝を立て奉りしを、霍光が大功とこそしるし傳へ侍るめれ。この大臣、まさしき外戚の臣にて、政を專にせられしに、天下のため、大義を思ひて定め行はれける、いとめでたし。されば、一家にも人こそ多く聞えしかども、攝政關白は、この大臣の末のみぞ絶えせぬ事になりける。つぎ、大臣、大將にのぼる藤原の人々も、皆この大臣の苗裔なり、積善の餘慶なりとこそ侍れ。

光孝即位、春秋五十六、久しく王邸に居り世故に通ず。改元して仁和と曰ふ、乙酉（唐光啓元）西、基經政を還すも、尙元老の徳を思ひ、特に勅して萬機舊の如く、皆基經に關白せしむ。三年にして崩す、皇太子立つ、之を宇多天皇とす。

攝關の名將
に定まらむ
とす

光孝即位の初めに、博士等に勅して、太政大臣の職掌を議せしめ、六月、百官の奏事、先、太政大臣基經に諮稟して、後に上聞せしめらる。即、攝政關白の義なれども、此時には其職名は、一定なかりしなり。而も、良房以來の實踐の跡に因り、其勢はいよゝゝ定まらむとす。此小松の帝、もと皇子多くおはし、班子女王の腹なる嫡子定省も、已に源姓を賜はり、未皇儲を定め給はざりしに、御病重かりし時、基經臥内に入りて、皇位は誰王にか傳へ給ふべきと申せるに、唯大臣の計ひにこそとありしにより、定省朝臣こそと申しけりと。寛平御記にもあり。三代實錄には、詔あり曰く、第七皇子定省、年二十一、扶持朕躬、未曾出閣、寛仁孝悌、朕所鍾憐。前被混昆弟之雁行、遽編一戸。今欲傳祖宗之駿命、何拒請任、其削臣姓、以列親王」と。小松の帝といふは、陵號なり、仁和寺亦此陵邊に在り。

軍團健兒

軍制の漸變 寶龜より延暦、弘仁の蝦夷征伐は、三十八年に涉り、東國の兵勇を擧げて之に當る、將卒の家、弓馬常職の勢を成し、軍團徵兵の法焉に破る。初め、光仁帝、尪弱の衛兵を沙汰して、農畝に歸し、專強勇の壯士を募集せらる、兵農

檢非違使及
衛府

の分離の形、此間よりす。桓武帝に至り、軍團を減して健兒を配置し、又、弓馬の精銳を召し、番上宿衛せしむ。此に於いて、これら英雄材武の兵民、京都國郡に來往して、頗光焰を生し、其徒往々暴横に流る。弘仁年中、檢非違使廳を設け、宿衛の武官をして廳別當たらしめ、佐尉官判以下の職を置く。其命令は廳宣と號し、勅宣に准せられ、專兇徒の追捕に任す。此に因り、左右衛門、兵衛の四府は、武士競望の仕途と爲り、兵部省、刑部省、彈正臺、京職、國衛の兵刑權之に集まる。而して公卿は優柔に流れて、漸く兵を忌み、武人は無文、固より法律に暗し。

日本政記曰、光仁、桓武、中興大業、平城嵯峨、淳和、相繼守成、王政之盛、如日中天。蓋天智之統、始復此時、而其遺範亦大成於此、故紀綱制令、皆足以光前而垂後、如置宰輔、最其大者也。當是時、大臣不必備左右、有以右大臣兼左大將者矣、則以中大納言兼右大將者、與之並。藤原氏已爲外戚矣、而以佗姓之人間之、唯其才與望是視、不必戚屬也。唯其實與績是責、不必官位名號也、而其官又不必分文與武也。坂上、田村、文屋、綿麻呂、皆以將帥樹功邊陲、還則釋鎧冑、襲衣冠、未數年皆入政府、與聞機務、豈非國之大事、必須親歷者、以決廟議也哉。

文武不分必
賴親歷

昔西漢之法、非以軍功列侯者、不以爲宰相、周勃、亞夫、申屠嘉之類是。以武帝之橫、欲俟衛霍、李廣利、不得不先出之爲邊帥者、爲此故也。及後漢、梁竇以外戚爲大將軍、錄尚書事、亦其遺意、而弊不可勝言矣。雖國朝至文德以後、則宰執皆外戚爲之、備左右大臣、大將、皆以其子弟充之。而列朝紀綱一廢、不復問其有才與否也、況望其有武功乎。武事以委源平二氏、又別其品流、至不許昇殿、噫、何其與古懸絕也。夫如文屋及良岑、清原、皆王孫賜姓者、與外戚並、固其宜也、而何獨恠於源平氏。

紀綱一廢不復問才否

五保制の申令

文德清和の世は、盜賊橫行、天下之に苦む、即、國郡に令し、每郷五保を結びて督察せしむ。而も、凶暴の害を除く能はず。東國の俘囚動搖し、渡島の夷種亂を爲す。元慶六年に至り、夷俘大に起る、秋田城を陥れ之を焚く、基經警を聞き、藤原保則を召して之に謀る。

貞觀九年、國司に命じて、每郷保を結びて督察せしむ、又五畿七道に令して曰く、頃年水浮陸行、皆賊害を憂ふ、實にこれ牧宰の肅清を勤めざるの致す所なり。夫れ五家相保ち、一人を長となし、以て相檢察すること、載せて法

條にあり。又盜賊を容隱せば、科罪輕からず、宜しく隣伍の内には、必保長を置き、行來を察し去就を詳にし、その市津要路、人衆猥雜の處は、勤めて方略を施し、多く偵邏を設け、募るに捕獲の賞を以てし、示すに寛容の典を以てし、奸濫の徒をして跡を留むる所なからしむべし」と。

保則國司を歷任し、材幹英邁なり。此に至り出羽守を拜し、諸將とともに兵を督して之に赴く、進擊賊を破り、又歸降を招撫す。津輕渡島の雜種、前代未歸の者に至る迄、悉、内附す。保則嚴明を以て衆を御し、恩威并せ布く、邊境永く肅然たり。延暦の東伐、弘仁に終りしより、六十餘年にして、保則招討し、獷夷の處置、此に一局を結ぶ。而も、後百數十年、安倍頼時の叛亂あり、士馬精強、殆、夷種の態に非ず。又一變なり。則、津輕以南、蝦夷俘囚、悉く散して土民に化せるは、蓋、保則招討の前後を大なりとす。

元慶中秋田津輕の夷亂

渡島の夷類

貞觀十七年、渡島の蝦夷、八十艘を以て出羽國秋田、飽海二郡を侵し、百姓を殺略す。時に秋田城司等、民夷に聚斂徵求せしかば、遠近の俘夷怨を累ね、事情甚穩ならず。元慶二年二月、夷種數千、叛きて秋田城を攻め、公私の屋

舎を焼掠す、將吏五千人を以て馳せて入守せしも、保つ能はず、屢敗る。五月、右中辨藤原保則に出羽守を兼ね、小野春風を鎮守將軍となして、これを勦討せしむ。賊、上津野火内野代等、十二村に據り、秋田以北の地、皆賊地に陷る。津輕の夷俘もこれと謀を通す。七月、保則、上野の兵六百を以て、出羽府より秋田城に至る、城下ただ添川霜別助川の三村は、歸順の夷俘にして、良民と共に添川に拒ぐのみ。官軍は出羽府(今田川郡)と雄勝城を保ち、僅に秋田城に通す。保則、雄勝、平鹿、山本三郡の倉穀を發し、該郡内及び城下の三村の俘囚に賑給し、相勵みて賊を防がしむ。八月、賊俘三百人、秋田城に詣りて降を乞ふ。九月、小野春風も東國陸奥の兵四千を以て、岩手の流雲路より、上津野を経て秋田城に達す。尋いて渡島の夷酋及種族、津輕の俘囚と共に歸服す。保則、益俘夷を慰撫せしめ、十二月に至りて平定す。

保則は繼繩の曾孫なり、天性廉潔、仁義を以て人を化す。嘗、備前權守となりし時、僚下に姦人あれば、敢て摘發せず、竊に招きて訓誡す、風化大に行れ、吏民畏愛して父母と號せり。時に安藝の盜、備後の調絹を劫掠して、備前に逃れ、逆旅の主人に其國の政績を問ふ。主人具に治化の本末を告ぐ、盜人終夜歎

藤原保則

息、翌朝府に詣り悔過、罪に服せんと乞ふ。保則慰諭して米糧を與へ、備後國に送らしむ。出羽の夷叛きし時は、一兵を損せずして王化に歸順せしむ、事平ぐに及び、朝廷其勳績を賞せんとす。保則辭謝して曰く、是皆天威の致す所、愚略の施すあるに非すと。後尙、外任に居り、寛平三年、召されて京官に就き、參議、民部卿を兼ね。晩年、一室を叡山の東坂に營み、此に移りて薙髮し、數月にして逝く、當代の習、之をば往生の素懷を遂ぐといふ。

第三章 寛平より延長に至る

宇多天皇 即位の三年己酉唐龍紀元年改元して寛平と曰ふ、天皇の基經を禮遇する舊の如く、關白の號、是より歴然たる一職となる。三年にして基經薨す、當時、阿衡の議あり、關白の職任につきての論諍なりしが、權家と儒生の政治法制に對する意想、如何を知るの資料たるべし。

惟ふに、博士の家門を張る、遂に相排擠するに免れず、承和貞觀の比、春澄善繩は、是が爲に門徒を謝遣して、謗議を避け、都良香は、辨薰猶論を著して、憤を洩したり。仁和寛平に至り、菅原道真、善淵愛成、紀長谷雄、三善清行、橘廣

關白の職定

相、島田忠臣、大藏善行、藤原佐世等、門戸の争なほ益熾なり。佐世は藤氏より出で、儒家を起し、基經の家司たり。而も廣相は學術吏幹、共に優れ、殊に宇多帝に於いては、策立の内助あり、婚姻の親故あり、此こと菅公の書中にいふ所の如し。かくて、基經萬機關白の詔は、左大辨の當職たる廣相が草を以て、即位の初めに傳宣せらる。曰く。

詔、朕以涼德、奉茲乾符、臨鳳戾而如覆薄氷、撫龍軒而若涉淵水。自非太政大臣之保護扶持、何得恢寶命於黃圖、正璇璣於紫極哉。嗚呼、三代攝政、一心輸忠、先帝聖命、依其攝籙、朕之冲眇、重以孤孑。其萬機巨細、百官總己、皆關白於太政大臣、然後奉下、一如舊事、主者施行。仁和三年十一月。

然るに、基經は上表辭退して受けず、因りて重ねて廣相に命して勅答を作らしめ賜ふ。其の文に「卿秉鈞奕世、佐命受遺。所謂社稷之臣、非朕之臣、宜以阿衡之任、爲卿之任」の句あり。左少辨藤原佐世、基經に説いて曰く、阿衡は位階なれば攝行せず、職掌無き者の稱なりと。左大臣融、因りて議を諸博士に下して、阿衡に職掌ありや無しやを勘へしめらる。博士等の議、異

同ありといへども、勢に附いて雷同し、廣相を助くるものなく、皆一同に阿衡典職なき由を申す。是より萬機擁滞、冬より春夏に涉りて、官府内外紛紜、諸國諸司の愁ふる限り無し。天皇已むを得ず、左大臣をして、基經の邸に就いて慰諭せしめ給ふ。されど、基經は廣相を退け、以て天皇の股肱を殺がんと欲す。天皇が御日記に「濁世の事此の如し、長大息すべし」とあるは、是事也。遂に詔書を改作せしめて、六月二日重ねて太政大臣に賜ふ所あり。公卿は更に廣相を罪せんとするもの多く、廣相も憂憤に堪へず、辯難すと雖、法官等は詐僞律の「詐爲詔書、及増減者、遠流」の條に擬しければ、天皇は特に恩免を爲し、僅に免る。此時、讃岐守菅原道眞は、任地より上京、書を基經に贈りて、爲に利害を説く、曰く。

（上略）先爲己業、次爲大府。所聞者一、而所悲者二。所言者近、而所慮者遠。何者、夫作文者、不必取經史之全說、雖邂逅取之、或斷章爲義（中略）。若起于廣相、留爲流例、後之作文者、未必免罪科。如是、則世之好文章者、爭避網羅、爭避網羅、則無家學之人、無家學之人、則文章自茲而廢矣、是其爲己業所哀

【平安朝及藤氏專權編】

六二

者。廣相爲當代所立者大功一、至親三。何以謂之、閻里言曰、先皇欲立今上爲太子者數、而大府不務奉行、其間小事、人皆聞之、廣相內結婚姻、外託師傅、萬方祈請、無不盡誠。斯事雖出于街談巷語、或萬分之可採用矣。詩曰、無德不酬、無言不報、小言小德、而猶可酬報、况爲聖主致精誠者乎、是廣相所立大功也。廣相外孫皇子、見有二人、今上龍潛之日、相視褻近、父子天愛也、豈無顧念乎、既愛其孫、故其祖之不可惡者、可知其至親一也。廣相女子、今上在邸而所娶、娶後四年、乃爲天子、雖可不專後廷之夜、何以乍割前日之恩、既親其子、故其父之不可疎者、可知其至親二也。尙侍殿下者、今上之所母事、其勞之爲重、雖中宮而不得、其功之爲深、雖大府而不得。廣相始以女子附屬尙侍、轉自尙侍奉進今上、婦人以仁爲性、不必思其大義、始屬之志、寧不哀憐、故尙侍爲廣相之意、愈可知其至親三也。又聞、去年先皇晏駕之朝、今上承嗣之夕、功成漏刻、議定須臾、因緣貴府之特重、無有傍人之出言。宜哉、先皇之寄顧託也、夫自非聖上、不能大知、故拘常品常品之人、亦有常職而已。大府臨時爲社稷之器、曷若廣相積日有祈禱之功。大府居位、爲師範之儀、

曷若廣相口信、有講授之勞。大府大口、唯爲大臣之賞、曷若廣相家中、有皇子之親。大府攝政、爲冢宰之臣、曷若廣相承恩、有近習之故。縱令聖主被逼外議、豈不相近、撥其內情、未必爲嫌。然則、廣相逾構陰怨於大府、聖主空飾外形於大府、計之甚無謂也。

此一書、阿衡典職の有無をば言はず、唯藤橋二家、内外親故勳舊の上に附きて論出し、以て藤氏の利害に及ぶ。其言旨剴切、人を感動する所深し、此に於いて阿衡の抗爭も其局を結べるに似たり。既にして、基經、廣相も卒去し、道眞登用せられければ、藤橋の抗爭は、藤菅の間に移る。而も當局は迷ひて手を着け難し、傍觀の論じ易きに似ず、道眞遂に敗る。

基經薨するの後、帝親政、機務を藏人所に視、武士を召し瀧口に伺候せしむ、天下中興の風を想ふ。然れども文德以來四十年、良房父子、恩威を中外に布き、門地の勢驟に抜けず、藤原氏の出なる敦仁親王を東宮に居ゑたまふ。猶、儒家を登庸して樞要を司らしめ、稍、藤原氏を抑へむとす。菅原道眞、尤寵遇せられ、基經の長子時平と並びに藏人所に入る。藤氏、源氏の公卿、閥閥を恃む者、心之に不

【第三章 寛平より延長に至る】

六三

平なり。既にして、帝俄に隱遜の事あり、在位十年にして退讓したまふ。後世その禪位の迹につきて、疑惑の説あり。基經已に亡しと雖、時平其皇太子を擁立したる歟。

内藤耻叟曰、寛平延喜の禪讓の故を按ふに、光孝天皇の皇子十八人ましまし、宇多天皇は其第七の御子におはすに、關白基經、何故に年長の皇子等をさし置き奉りて、宇多をば立て申しけん、いでや今、思付しまゝを論ひ試みんとす。抑、光孝天皇の母は、紀伊守總繼の女にて、基經の母とは姉妹にして、基經の室は、光孝天皇の同母弟人康親王の女なり。また宇多帝の後、即醍醐天皇の母は、藤原高藤の女にして、亦基經と近き内族なり。されば、基經が宇多帝を立てまゐらせしは、此の内縁に因りてなり。かくして、宇多帝の中宮にも、基經其女をまゐらせて、以て永く己が權威を張らんことを謀りしなり。然るに、宇多帝は、いたく藤氏の專横を憤らせ、時に、之を抑制し給はんとなす。則、菅道眞、藤保則等の人材を擧げ用られしなど、其形迹漸く現はれしかば、權家いかでか忌憚の無かるべきや。さてこそ、御年僅に

藤氏の援助
初めより厚し

延喜の新主
は自立の疑
あり

三十一、御在位亦十年にして、時平等之をおしおろし奉りて、さて醍醐帝をば立まゐらせしなり。此事、大鏡には、何となく常ならぬ書振なるを、新井君美も怪しむ所やありけん、讀史餘論に、大鏡、宇多の下に、此帝のたゞ人になり給ふほどならむ、おほつかなし、よくも覺え侍らず。又、醍醐の下に、寛平九年七月に位に即かせ給ふ、御年十三、やがてこよひ、よるのおとどより、俄に御かうふりを奉て、さし出おはしましたりける、御手つからわざと、人の申は、まゝとにやと、云々とあるを引きたり。則、醍醐帝の急なる即位は、宇多帝の御本意に出でざるが如し。大鏡には、なほ左の文あり、寛平延喜などの御讓位のほどの事などは、いとかしこく、たしかに覺え侍るをや。伊勢の君の、弘徽殿のかべに書つけ給へりし歌こそは、そのかみあはれなる事と、人の申しが、わかるれどあひも思はぬ百敷を見ざらんことや何か、なしき。傍なる人、いや、それは誠に法皇のかきつけさせ給へるなり、と申せしが、こはいづれか眞ならんと。以て、御即位より御讓位まで、なみなみの事ならぬこと知らるべく、藤原氏の勢さかなりし様をも思遣るべし。

寛平遺誠

上皇は仁和寺に入り薙髮、仍りて法皇と稱へさせたまふ。其遺誠を録して新主に授けたまふものに、嘉言微旨多し。中に、上皇禪讓の宿志及び其時機につきて、多く菅原道真と謀議したまへる由見え、他に逼迫せらるゝ所ありて、其變を恐れて退避ありし情、亦見るべしといふ。

道真は、出雲野見の宿禰より出つ、初め士師シシ氏と稱す。光仁帝の朝に、士師古人、侍讀となり菅原朝臣の姓を賜はる、即、道真の曾祖父なり。祖父清公、父是善、三代の家を成す。寛平五年、敦仁親王（醍醐）立ちて皇太子となるや、道真特命を被り、春宮亮を兼ね、明年、遣唐使を命せられしに、議ありて行かず、專朝政に當りて獻替する所多し。寛平法皇は皇子多し、太子敦仁親王は、藤原高藤の女胤子の腹なり、齊世親王は橘廣相の女義子の腹なり（基經の女温子、道真の女衍子の腹には共に、皇子なし）。太子の即位に際し、藤原菅二公の賢否得失を擧げて、嗣帝を訓誡したまふ。其大略に曰く、藤原朝臣者、功臣之後、其年雖少、已熟政理、先年於女事有所失、朕早忘却、不置於心、能備顧問、而依其輔導、新君慎之。菅原朝臣、是鴻儒也、又深知政事、朕選爲博士、多

法皇の始稱

受諫正、仍不次登用、以賞其功。加以、朕前年立東宮之日、只與菅原朝臣一人論定此事、其時無共相議者一人。又東宮初立之後、未經二年、朕有讓位之意。朕以此意、密々語菅原朝臣。而菅原朝臣申云、如是事、自有天時。至于今年七月、人口云々、殆至於欲延引其事。菅原朝臣云、大事不再舉、事留則變生、云々、遂令朕意如石不轉。總而言之、菅原朝臣、非朕之忠臣、新君之功臣乎、人功不可忘、新君慎之、云々。かくて、讓位の後、新主より太上天皇の尊號を上る、上皇已に仁和寺に入り落飾したまひ、書を致して尊號を辭し、何ぞ敢て人君を帯びて三寶に仕へんと宣ふに至る。やがて、太上の尊號を停めて、法皇と稱し奉ること、せらる

朝儀節會

寛平の朝に、畫師巨勢金岡に命し、紫宸殿の障子に、支那歷代文武名臣の像を寫さしめ、君臣相鑑戒する所あらしむ、障子世に賢聖の障子と曰ふ、凡、從前の朝儀節會、此間に改定あり、後世之に準用す。彼四方拜は此御宇に始まる、漢土祭星の法なり、後明月（ノチノイヅケ）九月十三夕なり、八月、中は本朝の創意に出で、廣く民間にまで行はれて、今日に及ぶも亡びず。

四季の節會は、正月元旦の四方拜、七日の青馬節會、十六日の踏歌、三月三日の御燈、上巳(曲水宴)、五月五日の端午、走馬節、七月の乞巧典、相撲節、九月の重陽、十二月の追儺等なり。多くは、漢唐の風俗にして、儒佛の教と共に傳播せられし者なれども、其主張は、むしろ陰陽方術家に由り、之を以て災を除き福を増し、國家人生に利益せんとする者とす。されば、朝儀、民政は、併せて此節會の中に視るべし。即、仁和寛平に至り、従前の令制格式の後を承け、増訂して新儀式を立てられ、尋いて延喜式成る。後世の禮典公會、また年中行事と稱する者、皆之に因循せざるなし。古人が、仁和寛平以後を以て、王朝の規模とすと云へるも、此間の觀察に出づる者のみ。

西番及び南島 西海は、唐と新羅の門戸にして、渤海は北よりす。其津頭に、館舎を建て、通事を置き、以て聘禮を修む。時に、唐は中晩の世にあたり、延暦承和兩度朝廷遣使の船あり。爾後、國聘は絶えたりと雖、學生、學僧及び商賈の私來往、亦絶えず、請益求法の利、猶後世に被る。

平安京の後、延暦二十三年、藤原葛野麻呂、大使として入唐し、橘逸勢、僧空海

入唐使船

小野篁

もこれに従へり。明年、葛野麻呂は、僧最澄と共に歸りて、唐國內藩鎮に迫られ、外吐蕃を畏れ、四方騷亂の由を奏す。この後、平城、嵯峨、淳和の三朝には、使聘の事無く、仁明帝の承和元年、參議藤原常嗣を持節大使に、彈正少弼小野篁を副使に定め、造船の經營あり、五年、常嗣の船發往、篁は病と稱して往かず。此後、入唐の使聘遂に絶ゆ。(初め、篁は第二船に乗り、常嗣は第一船に乗る、一旦發航せしに、風に遭ひて漂ひ廻る。常嗣、篁が船の堅固なるを以て、奏して己が船と易へければ、篁忿恚し、遂に病と稱して獨留り、西道謠を作りて之を刺る。官、篁を糺して隱岐に流す。後、赦されて歸り本位に復し、參議左大辨に至り、文學を以て稱せらる)

新羅は、天智帝の世、離立以來、驕慢不遜甚し。光仁の時、其使太宰府に來り、朝貢を改めて國信と爲し、抗禮を主張す、朝議之を却く。延暦十八年、遣新羅使を停め、大同元年、俘夷六百餘を太宰府の防人と爲す。弘仁十二年、東國配置の新羅人亂を作す、撃ちて之を平ぐ。承和九年、太宰府奏す、新羅舊制に違はず、常に奸心を懷き、事に托して來り窺ふ、請ふ一切禁斷して、入境を許さざれと。朝議、商

新羅を警戒す

太宰府の兵備

賈の來航に限り、なほ相交關せしむ。既にして、貞觀中に及び、肥前基肄、藤津、高來、彼杵の諸郡司及び府の少貳等、竊に新羅に通謀し、兵を擧げむとす。事露れ罪に伏すと雖、鎮西戒愼し、怡土城の兵を府の鴻臚に移し、又博多津の警固を増加す。大貳在原行平、值嘉島庇羅島平今五島唐國の往來に當る以て、上近下近の二郡と爲し防備に立つ。上近下近は幾年ならずして廢す、今の北松浦郡(平戸)南松浦郡(五島)に當る。

新羅景德王

按するに、新羅聖德王(神文王の子)唐兵を却還し、淇江、大江、同以南の地、全く他の羈絆を脱せるより、其子景德王の時、國勢此に一新し、九州の郡縣を定む、我桓武の朝なり。而も、景德の子惠恭王は、上大等金良相に弑せらる、良相は奈勿王金氏十世孫にして、代りて王位に即き、宣德と號す。其殂するや、上大等金敬信代り立ち、元聖王といふ、奈勿十二世孫なり。元聖の後、は、子孫相承くると雖、我弘仁、天長の交にあたり、亂賊踵を接し、國內鼎沸せしが、神武王元聖曾孫名臣金陽を得て之を討ち、清海鎮今全羅道莞島の大使張保阜(保阜)かつて太宰府に通聘すに依り、稍寧靜を致す、之を我承和六年の事と爲す。弘仁以降、新羅人屢我邊島を擾す、有司頗警備を加へしも、此事に因る如し。

元聖王

遣唐使を停止す

神武王は、在位一年にして殂するも、其子文聖王嗣ぎ、國勢稍回復する所あり。文聖子なし、景文王は族子を以て立つを得、我清和帝の時なり。清和帝貞觀八年、肥前基肄郡擬大領山春永、新羅に航し兵器を造り、藤津等四郡領と謀りて、將に對馬を襲取し事を擧げんとし、忽露れ罪に伏す。太宰府戒愼、翌年奏して兵を増す、曰く、博多是れ隣國輻輳の津にして、警固武備の要也、而も塚(怡土城)と鴻臚(太宰府)と、相去ること二驛、倉卒備へ難し。請ふ、統領一人、選士三十人を鴻臚に移置し、又、從前例番選士百人の外、更に他番統領二人、選士百人を加へんと。既にして、府の少貳藤原元利、鷹新羅に通謀の事覺れ、亦拘禁せられ、對馬に警戒す、終に大事に至らずして皆平ぐ。寛平中、新羅の賊船四十五艘、對島に寇す、島人撃ちて之を退く。朝廷因りて出雲、隱岐に烽燧を置き、來寇に備ふ。時に菅原道真遣唐使の命あり、上奏して曰ふ、唐國凋弊、聘問も益なしと。國家韓土を離し、航漕の務、世を逐ひて衰へ、唐と通聘を爲すも、使船毎に破損し、怖れて其行を忌む。此に至り、使船永く廢す。唐は、之より先、藩鎮、胡夷の亂す所となり、遂に克つ能はず、延喜の初めに亡び、其

士分裂す。吳越王錢氏來帆なほ唐と稱するあり。

按するに、寛平延喜の博士三善清行、盛代の威容を頌して「東平肅慎、北降高麗、西虜新羅、南臣吳會、三韓入朝、百濟内屬の句あり〔本朝文粹〕や、誇大に似たりと雖、壯氣の猶つきざるを想ふべし。其前後の文字も、參考に供すべければ、特に此に擧ぐ。『我朝家、神明傳統、天險開疆、土壤膏腴、人民庶富、故東平肅慎云云。』大唐使譯、於焉納賄、天竺沙門、爲之歸化、其所以爾者何也。國俗敦尨、民風忠厚、輕賦稅、疎徵發、上垂仁、下盡誠、一國政、猶一身之治。故范史謂之君子之國、唐帝推其倭皇之尊也云々。さて、其吳會を臣とする」とは、我朝にて百濟を保護せる比ば、西に大海を踰へて、吳越の一角をも、占領したることあるをいふ。『東平肅慎』は、肅慎種の渡島北海道に到れるを、討平したる也。

新羅の亂

新羅沸亂、延喜中に及び又甚し、我西海驚動し、聖帝は敵國降伏の宸翰を頒ち、神に祈りたまふに至る。幾もなく、舊王金氏亡び、王氏代りて後高麗朝を開く。渤海は、貢獻交易、歷朝怠るなし、延長の末に、其國西北に契丹種起り、併吞する所

海外を征服
せる上古を
回顧す

後百濟甄萱

と爲り、東丹と稱せらる、因りて其使者を拒絶す。

新羅景文王の子を憲康王といふ、憲康の女弟曼立ち、之を眞聖女主といふ。女主の時、我の寛平年間にあたり、國政大に亂れ、甄萱弓裔の徒起り、州郡を割きて自立し王と稱す。女主在位十一年、憲康王の庶子を獲て禪讓し、之を孝恭王と爲す、この時唐朝昭宗亡滅す國人更に大阿飡朴景暉を推して王と爲し、東京を保つ、之を神德王といひ、朴氏の古王阿達羅十數世の遠孫とぞ。而も二世三代にして、甄萱の亡す所と爲り、伊飡金傅は、萱に擁戴せられて即位す、之を敬順王といふ。時に弓裔の部下なる王建、松都に自立して、後高麗と稱す。延喜二十二年、甄萱が使、對馬に來りて朝貢を請ふ、我朝許さず。甄萱時に數十州の地を有ち、國號を後百濟といふ。延長七年、其使者重ねて來り、辭を卑くして朝貢を請ふ、蓋、本朝の援を得て、自利せん意なるべし、朝廷又これを却還す。此後百濟も、四十餘年にて、高麗王建に併せらる。敬順王書を松都に送り、遂に之に歸降し、慶州鷄林の故都も廢墟と爲る。渤海國は、我奈良朝に新興し、其使船連に至る。天長元年、時相藤原緒嗣上

鷄林慶州も
廢墟と爲る

言して、渤海の來朝は、一紀十二年一回の期を定め、その餘は皆却還せしむ、民勞國費を憚ればなり。然れども、彼國交易の利を貪り、期を俟たずして頻に至る、我國毎に之を却け、唯期に及べば京師に迎接し、鴻臚館中に就き、我官と貨物を交易せしむ。凡當時、渤海新羅の朝貢皆商事を營まんと欲するに出づ。而して我朝之を視ること、古時諸韓の藩屬に同しくすれど、形勢固より大に之に異なり。此に於いて、廷議は常に支那歷代の天子が、外國に誇れる朝聘通貢の虚禮に通考し、以て國威を維持せんと力めし爲、通商往來の利も、得る所幾何も無し。已にして李唐新羅の亡滅と相待ちて、渤海も東丹國に兼併せらる。

延喜八年春、伯耆國司言、渤海入覲使斐璆來、以散位菅原淳茂爲掌客使。五月、斐璆等朝見、宴之朝集堂、授璆從三位。淳茂與璆唱和、璆元慶中來使、廷之子、淳茂其接伴道真子也、兩世邂逅、人以爲奇遇、扶桑略記、參取江談抄。延喜十九年冬、若狹國司言、渤海使斐璆來、敕安置越前松原驛館、扶桑略記。初璆之還蕃、掌客使大江朝綱、作序送之、璆大嘆賞。後中國人往渤海、渤海人間、江

公既爲相否、曰未也、曰大邦何以不重文才、著聞集。於是、渤海襲唐末弊風、專尙文藻、而兵威衰矣。延長四年、初渤海以扶餘故地、爲扶餘府、常屯勁兵、以扞契丹、唐書是歲契丹阿保機攻下之、改曰東丹府、五代史。八年夏四月、丹後國司言、渤海使斐璆等九十三人、至竹野郡、即發存問使、日本紀略。璆自稱東丹國使、存問使詰其所以。答曰、璆等本渤海人、今降爲東丹之臣。存問使具狀奏聞、廷議責其失節、却之、扶桑略記。

南邊は、天長九年、多瀨島を停め、郡と爲して大隅國に隸す。奏議に云ふ、南溟淼々、制置も益無し、其課口は一郷に足らず、其土地は一郡に餘ありと。能滿今熊毛郡野間村あり、益救今屋久島の半部、歟を省き、馭謨今屋久島熊毛、今種子嶋の二郡に併す。南島の通貢、天平勝寶以來、史に録する所なし。延喜式、太宰府別貢、南島方物、鹿皮百枚の目あり、疑ふらくは、是れ其定額歟。而して多瀨に島司を置けば、給物準稻三萬六千束、出入相償はざるに似たり、多瀨を停め、南島に絶てるは、此に因る歟。南島は、古人泛稱邪久といひ、隋唐には琉球といふ。其界域は、沖繩諸島より、臺灣呂宋にまで及べるに似たり、名辭浮泛に涉れば也。

琉球多く世に疑はる

沖繩志曰、昔は琉球、沖繩、隋に絶ち隨ひて我に遠さかる、此に於いてか教化及ばず、暴行禁なく、盜賊給を取る、故に、僧空海、書して虎性と爲し、性靈集云、留求之虎性、三善清行、喫人の疑をなす、智證傳云、琉球所謂喫人之地、後遂に鬼界鬼島キカイと稱するに至ると。顧ふに、虎性、喫人もと小琉求の俗に出つ、必しも、大琉球、離れて教化及ばざるに因るにあらず。空海清行の當時、既に大小を混同し、又後世に及びては、概して鬼界と稱せるに似たり。小琉求は今の臺灣、吳越に向ふと雖、陋野にして、歷世化服する能はず、故に亦本朝に通せず。但、我使船、南道を取り、唐に往還せるより、初めて之を知り、其琉求に連接するを以て、或は視て一島と做すに至る。而して、其虎性、往々喫人の事ありしより、後世之を怖れ、鬼界の稱、亦大小二部に通して行はる。又按するに、琉球國事畧に曰く、琉球は其國大小の二ありて、今の中山沖繩はその大琉球國なり。異朝の書に、小琉球は泉州の海上、澎湖といふ島と、煙火相望む、君長もなく、人たけたかく大にして、衣裳といふものなし、人死しぬれば、其親族等あつまりて、死者の肉を啖ひ、其頭蓋に漆りて、飲器とす

沖繩と臺灣を混亂す

と云ふ事ありと。是れ正しく臺灣をさして、小琉球、啖人國と爲すべき者。然るに、著者はなほ續文獻通考、世法錄等に、菴美大島等、薩摩近海の群山を、小琉球、又北山と云ふことあるに迷ひ、小琉球所在審ならずと注せられたり。而も、宋人の文獻通考に云へる琉球は、むしろ臺灣に當るべし。

輔佐の兩大臣

醍醐天皇 新帝の立つや、改元して昌泰といひ、時平左大臣と爲り、道真右大臣と爲り、共に輔佐の寄託を負ひ、文書を内覽す。機務の文書、みな先内覽して後奏聞するを云ふ、時平年少く、才略ありと雖、德行を缺く、道真政務に練達し、裁決流るゝが如く、名望太高し、時平以下の公卿、益、不快なり。會、中外、道真は進みて太政首相と爲らむと傳ふ、博士三善清行、書を道真に與へ、曆數の變革を説き、其盛滿を戒め、勇退を勸む、道真顧みず、危殆の間に立つ。

時平は氣鋭くして略あり、政を爲すこと峻急なり、道真と相協はず。昌泰三年、醍醐天皇、朱雀院に幸し、法皇と密議して、道真を召して太政を專決せしめらる。道真固く辭して受けず。此年の秋、三善清行、書を呈し、明年辛酉は、運變革に當る、尊閣翰林より起りて槐位に昇る、吉備公の外に、美を與に

清行道真を諫む

する者なし、冀はくは其止足を知り、風情を煙霞に擅にせられんことをとて、退職を勧む、道真聽かず。道真もと法皇に倚りて其地位に進み、時平は幼主を擁して其門戸を保つ、不測の禍根、此に伏在す。

頼山陽云、菅原相公之貶、世專咎藤原時平、稱讒臣、必以稱首。外史氏以爲不

然、曰自外戚專政、類此者多矣、不獨時平也。前焉、如良房之斥安倍安仁、安仁嘗爲

國司、以強濟著、嵯峨上皇論吏才、稱爲第一、文德朝累遷大將、至清和朝罷去、基經之不用藤原保則、後焉、如師尹之

除源高明、兼通之忌中書王、皆是也。其意曰、臺司獨我家爲、彼何爲者、如源常

與信光、以其易制、故得伴食耳。其與己相軋者、輒搏擊而去之、豈獨時平哉、

貶菅公、非必時平所致也。然則誰所致、曰宇多致之也。宇多、非患相門之如

彼、故擢公、使與之衡、亦丁寧醍醐、專聽於公者也哉。曰、是所以禍公也。夫如

彼者、非一日也、中外慣習、以爲當然。擢公寒族、使與彼衡、宇多在位、則儼然右

大臣、人望而畏之。一去位、則文章博士、妄據政府也。雖無時平、不可久安者、

勢也。且夫家宰之寵於父者、其子必憎之、民庶之家且然、況人主有天下者乎、

所樂者此位也、故其所忌、莫甚於兄弟之逼於己。今中其所忌、以使恣其所樂、

菅公之貶可謂宇多致之

廢立の疑獄起る

其情素然也。情與勢者、天下之所不能違也、而宇多欲以一紙遺誡禁之、其不可也必矣。故致菅公之貶者、非宇多而誰乎、而公亦可謂不自慮者矣。

公卿乃朋黨して、變を上告して曰く、道真は女婿齊世親王を援き、廢立を謀ると。

宮中大に震ひて、嚴詔を下し、俄に道真を貶して太宰權帥と爲し、筑前に配流す。

一族連坐せるもの二十三人。法皇大に驚き、主上(時に年十七)を見て救解せむ

と欲し、宮門に至れば陣坐戒嚴すること如法也、遂に之に入るに及ばずして止

む、延喜元年辛酉正月也。唐天復元年西曆九〇一宣命に曰はく、

右大臣菅原朝臣翰林より俄に上りて、不知止足之分、有專權之心。以佞諂之

情、欺惑前上皇之御意。然恐惶上皇之御情、欲行廢立。離間父子之志、破損兄

弟之愛、詞者順、心者逆、是皆天下所知也、不宜居大臣之位、云々、〔政事要略〕

即謀逆の罪に問はれしを見るべし、蓋、後の安和の變の源、高明府左に同じ。

西田直養曰、扶桑略記、延喜元年正月廿五日、右大臣菅原朝臣、任太宰權帥、坐

事、年五十八。右近衛中將源善朝臣、任出雲權守、左遷依件事。宇多法皇、馳

參内裡、然左右諸陣警固、不通。仍、法皇敷草坐於陣頭侍從所、西門向北終日

宇多法皇も嫌疑せらる

御庭。左大辨紀長谷雄侍門前陣、火長以上、不下榻。晚景、法皇還御本院とあり。法皇はまさしく天皇の御父なり、一大事ありて仁和寺より馳参たまひ、父子の御對顔あるべきことなるに、陣の人々防ぎて宮中に入れ奉らずといふ理のあるべきや。こは、またくむねと法皇に御疑の有りて、法皇も終日草坐、我御身の過怠を御申し開きのため、かつは公の配流をまをしなだめんとありつれども、かねての仰あれば、遂に入れ奉らず、つれなくし奉りたれば、せんかたなく、晚景還御したまひしと見えたり。大日本史は、扶桑略記の文を引きて、後朝廷遣使宇佐、過太宰府、察其舉動。使者歸奏、道真曰、我實無意、爲善朝臣所誣誤、且法皇有遵承和之故事之旨、終至此耳とあるをもて考れば、時平公の譖毀にあらずして、もとより彼事に預りたまひしこといちじるし。しかるをまた、蓋當時、讒者誣奏、源善勸道真、圖非舉、故諷使者、證成之とあり。是は、道真無實を有實として、天皇の讒を信じたまひし御不明を、世にあらはさじとの心にて、使者藤原清貫に諷して、證成したまひしのことなるべし。それもさることなれど、その時の公の

源善に誣誤せらる

詞に、且法皇有遵承和之故事之旨、終至此耳とのたまひしをおもへば、諷使者、證成之とかゝれたりしもいかゞ。天皇の御不明をおほひたまはむは、さることながら、法皇の御惡事を、ことさらに清貫へもらしたまへるをおもへば、無實を有實に、わざと言ひなし給へりとも思はれず。しかれば、あながちにたゞ時平の讒言にての左遷とはいひがたかるべし。然りとて首唱したまひしにもあらざること、は、善源中將の誘引を免ることあたはずとのたまひしにてしるし。〔歴史評林〕

久米易堂曰、菅丞相は博雅の君子にて、朝政改革の偉器には非ず、而も左遷の禍に逢ひたるは、門戸の分争、官途の競進に其子細あり。三善清行は藤原保則の語を録して、道真を評し、當今碩儒、非吾所測知也、但見其内心、誠是危殆之士也と、此語こそ思量すべき言なれ。蓋、道真にして、保則の辭讓を學ば、禍も無かりしなるべし。又、後人の臆量するが如く、藤原氏を抑制せんとの猛志あらば、發奮して勇進することもあるべし。而も、其は斷じて丞相其人の主意に非ず。然るに、彼の廢立の犯跡は、扶桑略記に、左遷後

博雅の君子に非ず
改革の利器

の白狀として、其七月、宇佐奉幣使清貫保則の子、候帥菅原朝臣氣色、及府使等。大貳小野葛絃道風之子云、如京下傳言、其事不便也、候其氣色、殊無帥爲、又諸人言如此。但見帥氣色、殊示窮體、前日言意、既似理伏。其詞云、無所自謀、但不能免善朝臣誘引、又仁和寺御言、數有奉承和故事耳、原註醍醐御記とあり。試に之を解するに、源善より誘引せられたるを免れず、亦法皇より毎々承和の故事を承けたまはりて、廢立の謀は、全く形跡なきに非ざる如し、窮體亦哀むべし。○按、藤原清貫は、保則の子なれば、藤菅の二門の對抗の際には、或は黨同伐異の勢、亦免れざる者あらむ。それにしても、道眞が今上の斥くる所となりしは、今上と法皇仁和寺の間、他の葛藤紛糾ありて、道眞が法皇に奉承するの事情あるに由る者歟。其承和の故事恒貞太子の變といふは、比例稍明了ならざるも、正しく安和の前鑑たる者とす。即道眞の嫌疑の窮境は、必しも反對黨の構陷を待ちて然るに非ず、他に由來のあることのみ。

道眞の太宰府に赴くや、閉門謹慎吟咏して、憂を遣る。其詩、去年今夜侍清涼、秋

安和の變に
比例すべし

憂愁終に死
す

思詩篇獨斷腸、恩賜御衣猶此在、奉持毎日拜餘香、といふあり、忠誠流露す。居ること三年、還るを得ずして薨す。時人其冤を知り、歎惜止まず。たましく、時平以下、仇敵の徒、數年を出でずして皆歿す、流言百出。太子保明の暴殞に及び、益甚し。世竊に道眞の厲鬼を思ひ、畏敬愈加ふ、皆當時の風俗なり。遂に村上帝の時に、社を北野に造り、御靈會ゴリヤウエを爲し、崇めて天満天神と曰ふ。後世に至り、更に其博雅を追慕し、之を視て文學の祖と爲し、聖廟といふ者あり。

久米易堂云、天神の諸緣起に因れば、菅公の怨靈は、死後に惡鬼となり、先保明太子を殺して、朝廷を震怖せしめ、其本官本位を復せられしも、尙も醍醐帝にとりつき奉り、又平將門の叛亂を助けて、北野御靈社を建てしめ、あまつさへ、其仇たる時平の弟忠平の子孫を薦め、執政の臣となすべしと託宣して、極官極位を贈られたりと。是は精神の全き人の前には陳べがたき謔語なるを、天満宮の所爲と思ふは、事實を辨へぬ人の妄信のみ、余は斷じて天満宮を菅公の靈とは爲さざるなり。惟ふに、延喜以來、天變疾疫の末に、天慶承平の亂起り、關東鎮西に兵を用ひ、其餘響は京都に盜賊横行とな

厲鬼となりて神に祭らる

【平安朝及藤氏專權編】

八四

り、衆心恟々たるに乗じて、此の如き譚語妖言をなして、北野に怪き祠堂を創めたるは、天曆九年なり。而も、畏くも天皇太子を弑逆し奉り、剩へ日本を滅さんと迄荒れののしる厲鬼なり、かゝる厲鬼を菅丞相の神靈と信ずるは、言語同斷の事ならずや。

延喜延長の政治 醍醐帝在位三十三年、法皇を仙院に奉し、攝關を置かずして政を聽き、諸臣奉對せば、辭色を和げ、其言を盡さしむ。一年、寒夜御衣を脱して曰ふ、天下或は凍民あらむ、其艱苦察せざるべからずと。又、道眞の冤枉を覺り、官位を追復し、精を勵して太平を圖る、後世稱して延喜の聖主と曰ふ。然れども、當時の政治、早くすでに文具に流れ、畢竟朝堂の虚禮たるに過ぎず、施行する所、國務の要を得る少し。京師、國郡の情意は、逐年懸隔し、貴人地下の階級、次第に遠離す。莊園、土豪の弊は、四方に滿ち、兵刑の廢弛は、將に亂賊の滋生を招かむとす。蓋、平安城の文華は、延喜に至りて極まり、天慶の禍實に此間に伏す。

下の第四章、民間田制の得失に合せ考ふべし。

潤背記史籍集覽本云、庄者、說文作莊、從草壯、又曰田舍也。今按、日本風俗、不

朝堂の虚禮のみ

庄田は國衛に從はず

從國衛、不輸官物、云庄。故名之曰別庄、又曰山庄、又曰別業。相傳、陽成院脱履之後、分國司所治之地、始名庄、爲太上皇封戶田、置院司、庄號始于此矣。既爲太上皇封戶田、故不輸國衛之貢物也、云々。是は國衛に從はず、官物を輸さざる庄園の發生につきて、陽成院の封戶に起るとの舊說なり。上皇在院六十餘年に餘り、天曆の初めに崩御あり、即、莊園は陽成院に起るにあらざるも、當時、私田私墾の頓に増加して、天下の形勢を一變せしめたるは、實なり。其事情は、下の二文書にて悟るべし。

延喜二年官符。應停止、勅旨開田、並諸院諸宮及五位以上、買取百姓田地、舍宅、占請閑地事。右檢案内、頃年勅旨開田、遍在諸國、雖占空閑荒廢之地、是奪黎元產業之便也。加之、新立庄家、多施苛法、課責尤繁、威脅難耐。且、諸國好濫百姓、爲遁課役、動赴京師、好囑豪家。或以田地、詐稱寄進、或以舍宅、叨號賣與。遂請使取牒、加封立榜、國吏雖知矯飾之計、而憚權貴之勢、鉗口卷舌、不敢禁制奉勅。正朔遞變、驪翰推移、八埏之地有限、百王之運無窮。若削有限之壤、常奉無窮之運、則後代百姓、可得而耕乎。宜當代以後勅旨

百姓田宅を京貴に附屬す

【第三章 寬平より延長に至る】

八五

開田皆悉停止、令民負作。其寺社百姓田地、各任公驗、還與本主。且夫百姓、以田地舍宅、賣寄權貴者、不論蔭贖、不辨土浪、決杖六十。但元來相傳、爲庄家、券契分明、無妨國務者、不在此限。仍須官符到、後百日内、辨行具狀言上。

施入帳、〔朝野群載〕

藻原庄。壹處、上總國長柄郡。

地四至、東限清水野、南限綠野、西限巨堤葦原、北限小竹河。東西壹任二十丈、南北肆佰捌拾漆丈。

田代庄。壹處、在長柄郡。壹處、在天羽郡。開田三十餘町、白田等員、在

券文。

右庄田等、副圖券公驗等書、奉入如件。就中、藻原庄、曾祖父故從四位上黑丸朝臣之牧也、墾闢爲治田也。田代庄、始自曾祖父、至于祖父、故從五位下春繼朝臣、其間往々買得、以爲私業也。先考故從四位上良尙朝臣、相承管領也。菅根等先人、生平被過庭之訓云、件兩箇庄、先君有命、可施入興福寺

私業を佛寺に施入す

云。昔先君、於此藻原庄寢居、即遣令云。病深膏肓、命迫旦暮、若有不諱、葬此庄中。汝生時我無慮、若其後子孫非其人、轉爲他人之地、恐令牛羊踐我墳墓。須汝世、即施入興福寺者〔中略〕。

寛平二年歲次庚戌八月五日

蔭子 藤原朝臣敏樹〔中略四名〕 因幡掾 藤原朝臣菅根

奉、別當大納言卿宣稱、宜下知彼寺、早令領納者。

大學頭三善清行、時弊を觀察し、延喜帝の爲に十二事を奏す曰く、祭祀を肅み、誓し、學田を復し、官妓を省き、判事を増員し、上下の祿賜を均くし、國郡司を擇み、正數を勘籍し、檢察の任を嚴にし、僧徒の濫惡宿衛の強暴を除き、西海の津泊を修むる當時之を用ふる能はざりしも、皆切實の言なり。其班田勘籍を正し、刑律を振ひ、僧徒宿衛の暴を禁する等、最緊要を見る。而して、藤氏の專横に論及せず、史家之を異む。

封事十二條

口分班給の制壞る

清行の封事、其口分田の如法施行を請ひて曰ふ。諸國大帳、所載百姓、大半以上、此無身者也。爰公家所以班口分田者、爲收調庸舉正稅也。而今、已奸其田、終闕厥貢、牧宰空懷無用之田籍、豪富彌收併兼之地利、非唯公損深、亦成

【第三章 寛平より延長に至る】

戸籍校勘の
法を失ふ

【平安朝及藤氏專權編】

八八

吏治妨。今須令諸國、閱實見口、班給其口分田。其遺田者、國司收爲公田、任以沽却、若納地子、以充無身民之調庸租、猶所遺之稻、委納不動倉。今略計其應輸之數、三倍於百姓所進之調庸、爲公有利、爲民無煩。又、戸籍校勘を論して、課役免除の人數を制限せむと欲し、曰く。方今三宮以下、諸王大夫、命婦資人、諸司衛府、式兵二省、籍人一歲、稍及三千。而國朝課丁、與羽、太宰九國之外、不滿三十萬、而大半無有身。則見丁十餘萬而已、其中歲除三千人、未盈四十年、天下皆爲不課民。伏望、年立定額、大國十人、以次差之、以載蠲符。又、刑獄に論及して、判事増員を説く。寛平四年有詔、省大判事一人、中判事二人、少判事一人、唯置大少判事一人。然猶、大判事獨用法家、少判事亦非其人、已乖閔實之理、恐貽濫罰之科。近者、安藝守高橋良成之罪、大判事惟宗善經、處之遠流、奏上已畢、官符亦下。儻依刑部大錄粟田豐門之駁議、良成之身、幸蒙赦免。然則法律出入、難可取信、天下喁々、莫不危懼。伏望、依舊置判事六人、皆擇明通法律者、補任之。又、諸國任用之吏、或結私怨、以誣告官長。所部之民、或矯公事、以怨訴國宰。於是朝家收其告狀、發遣使人、推問之間、被停釐務、

刑獄處置の
信を失ふ

藤氏の專權
を議及せず

多歷旬月、空廢治政、縱雖免賊吏之名、而猶成任中之怠。伏望、此等告言、訴訟除謀、反大逆之外、一切停止、朝使專附新司、若實有犯過者、具載不與解由狀、勸判之後、即下刑官、論其罪科といへり。○善相公十有二條、朝野の事弊も、亦略擧ぐる若し、端緒淆りて、要領を見難く、排比巧にして、貫穿足らざるは、當時の文體を然りとす、必咎めざるのみ。抑、藤原氏權を擅にすること累世、帝を廢し、后を立つ、賞罰黜陟、其意に非ざるは、無し、市人走卒と雖、皆能く其專横を知る、而して清行一言も、此に及ばざるは何ぞや。

第四章 平安朝盛代の通觀

三代の格式 凡本期の政治は、延曆を更張の時と爲し、弘仁、天長、猶壯なり、承和以後漸く衰へ、貞觀は名實相副はず。元慶に至りて、與羽に兵亂起り、仁和、寛平は、賢主上にあり、中興の風ありと雖、終を令くせず。醍醐三十餘年の間、延喜、延長の治は、強弩の末のみ。格式具備すと雖、力行する能はず、天下の太平を裝ふに止る、平安朝の盛、此に盡く。

【第四章 平安朝盛代の通觀】

八九

嵯峨帝、頻に便易の治を爲し、立法治國の大本は、頗變改す。乃時宜の制令を定め、闕遺の細目を補ひて、弘仁格、弘仁式を選ばしめたまふ。律令格式の法典此に備はる。而して、空文に流るゝの弊防ぎ難く、徒に紛更を加ふる端を増す。之に次ぎ、天長の右大臣清原夏野、令義解を造り、貞觀の格式、延喜の格式又出づ。條章愈密なり、文明の治は以て擧がるべくして、却りて否なり。蓋機務を宮中に決せしの習は、政務を外戚に委ぬるの例と爲り、兵刑は皆武士土豪に假し、選叙は唯譜第門地を論し、天下の公事を各家の私事に混し、王政以て敗れしに似たり。延喜の令集解は、天長の義解の補翼たり、法家惟宗直本の撰録に係る。

格は、臨時の制を集め、式は有司の職務章程なり、後に至り、弘仁、貞觀、延喜の成書を改め、類を分ちて類聚三代格の撰ありて、三十卷とす。今に傳はれるは、延喜式全部五十卷と類聚三代格脱逸過半なり、他は皆散佚して存せず。又、官務家小槻氏に類聚符宣抄、續左丞抄等あり、格式の續輯也。

賣官は、官庫の空乏に依り、由來する所頗久し。奈良朝、養老五年に、稼穡を豊にして資を納れ考を成す者あらば、恣に之を聽さむとの事に濫觴し、この後往々、

宮中政務は一轉して戚里に歸す

延喜式

賣官の弊

民の資財を獻納せし者に位を賜はる事あり。三善清行の論、又之に及ばし、諸國檢非違使は、皆是當國の百姓、贖勞料を納めたる者なり、又、縁邊の弩師は、皆年給に充て、斥賣するを許され、唯價值の高下を論して、才技の長短を問はず。贖勞人を以て檢非違使及び邊防の弩師に補任すれば、功勞の臣自退きて、聚斂の輩争ひ進むといふ。即、延喜天曆の治、既に賣官を以て國用を助くるを異とせず。諸國の申文も、方今百姓過半は六衛府の官人と稱して、課役に備はらずと云ひ、富民は私物を輸納して任官を申請し、國司の受領も、公廩の得分に在り、故に成功の費用を獻して、受領の得分を買はむとす。之に加へて、親王大臣等に年官の特恩ありて、職位を私給するの路を備ふ、弊端一に非ず。

上の善相公の十二事の中なる、戸籍校勘の事に合せ看よ。

延長中官撰の延喜式、六十六國、二島の郡名を列記す。又、源順撰する所の和名類聚抄、私編に係ると雖、國郡鄉名を詳記す。後世、唯此書郡鄉の詳を徴すべし。郡名、正史に散見すと雖、其總記せし者、獨延喜式載する者、郡五百九十。和名抄載する者、郡五百九十二。延喜式、薩摩の阿多郡を脱したれば、實は五百九十一郡

百姓過半衛府の官を得

六十六國二島の郡鄉數

なり、和名抄、別に陸奥の大沼郡を加ふ、郷は四千數十なり。

國郡志云、延長三年、申令諸國進風土記、類聚符宣鈔、朝野羣載、民部省又有圖牒、明錄國郡勝示、職原鈔。初自大化改制後、五畿七道諸國、時有廢置。天長中、爲六十六國二島、後莫復有變革、日本書紀、舊事本紀、續日本紀、延喜式、和名鈔。延曆中、有郡五百五十五、鄉四千十二、里一萬二千三十六、律書殘編、本書係南都東南院所傳、首尾缺佚、不知何人所著、編中有延曆元年十七年等文、其年代可知矣。後、增郡三十五、延喜式、鄉二十六、和名鈔、按高山寺本所載名、凡三千七百三十五、與本書不合、附待後考。

按、和名抄注に、國人便宜に分つ所の八郡、南北東西併せて共に六百郡たり。靈龜元年置く所の陸奥の閉伊郡、及び弘仁二年置く所の同國和我、葦縫、斯波の三郡、皆延喜式、和名抄に載せざる者は、蓋、羈縻郡を以て之を待せるならん。且、抄注、凡國分爲某郡者、國司便宜に従ひ、私に分つ所歟。是より後、私號俗稱亦多しと雖、其何年に在るを詳にし難し。

氏族の制度 我邦、古代より氏族の結合篤く、殆小社會を成し、以て國家組

式外の郡

律令の王民

織の要素となれり、故に政教督制の事、皆之に因りて立つ。凡、血族部民、其カバネ（即、世襲の職業位地と云ふが）を同くするを氏人（ウヂヒト）と曰ひ、伴部（トモベ）といふ。各氏族の大小貴賤、歴代興廢ありと雖、系に本づき流を分ち、長者あり、部衆あり、相結びて統率を爲す。律令修撰の時代より、稍法俗を改め、部民を解放して、王民百姓と爲す、而も舊風驟に亡絶すべきに非ず。延曆中に至り、氏族の異同を明にして、其統率を失はざらしめむとてか、諸家各氏をして本系帳を上らしめ、大同中、蕃國歸化の徒が、神裔と稱するを禁む。蓋、萬民平等にして一王を仰ぐの新制度が、國民の舊風俗、氏族階級に因れるもの（に合はざるが爲に、多少の修正を加へられしものとす）。

大同四年、民間に傳ふる所の倭漢總歴帝譜圖には、天御中主尊を以て首祖となし、魯王、吳王、高麗王、漢高祖等の如きを、其後に接聯して系圖となし、倭漢雜糅して天宗を汚すも、愚民は之を悟らずして實録となす。因りて、勅令して、諸司官人の有する所の本は、悉く官に進らすべし、若違命の者あらば重科に處せんと定めらる。蓋、蕃別の人等、其出自の皇別、神別にあらざ

倭漢を一祖とす

るを耻ぢ、韓・漢の帝王も本は同祖なりと爲して、乳水混同の源を開かんと務めたるものか。亦時代の形情を測るの資料ならむ。

新撰姓氏錄

弘仁中に至り、左右京、五畿内の姓氏錄成る。其書皇別天皇の裔孫、神別我邦上代神人、蕃別秦漢諸韓高麗人の三大姓に分ち、大小の氏號を録す。廷臣大家皆之に列し、百姓賤隸は之に與らず、唯其名門を系屬したるが如し。諸國の姓氏は缺けたりと雖、弘仁の錄する所、京畿五國、凡一千一百八十餘氏、皇別凡三百六十餘、神別凡四百五十氏、蕃別凡三百七十餘氏、蕃別の頗盛なりしを見る。當時、桓武の母家高野氏及び其文武の臣僚、阪上田村鷹菅野眞道續日本記を編修す等は、皆蕃別の裔孫なり。

皇子賜姓

皇子皇孫、姓氏を賜はれば、臣位に就く、桓武の平朝臣精く言へば、平は氏號なり、朝臣は爵位なり、平城の在原朝臣、嵯峨の源朝臣、最著る。平高望、東國に外任し、子孫武人と爲る。在原業平の文才、行平の政事世に傳ふ。嵯峨源氏は、信常、融等あり、一時、藤橘二氏と朝政を輔け、三公に昇る。然れども、皆藤氏に抗する能はず、徒に驕奢自高とするのみ。信の遊獵と融の園池河原は、京貴當年の豪興を想ふに足る者なり。

皇養子猶子の初例

と云ふ。清和の王孫、源經基、後れ出て、又武人と爲り、其子孫數世の間、猶藤氏に屈せしも、平氏と競ひ遂に藤氏を凌駕す。

仁明・光孝の王孫には、源あり、平あり。陽成院の王孫は、源姓を賜はり、爾後源氏を例とするがごとし。桓武の皇子に良岑朝臣安世あり。

皇家養子の習あるは、蓋嵯峨院の皇子源定を淳和天皇の子とし、時の人、定に二父母ありと云へり源融を仁明天皇の子とせられたるに始まる。而して未、養子猶子の稱はあらず。皇族の支孫にして、天皇の養子となれるは、融の孫是茂を、光孝天皇の養子とせられたるに始まる。猶子の稱は、神皇正統紀に、龜山院天皇、姪熙仁を猶子にして、東宮にすゑたもふとあり。又、職原鈔に、忠房親王、爲後宇多院御猶子とあるを始とす。猶子とは、皇子に準するの義なり、大日本史に、清仁親王、與弟昭登等、並花山帝薙髮後所生也。帝最愛清仁、託左大臣道長、請以之、準冷泉上皇諸子。勅、以清仁爲第五子、昭登第六子、並爲親王。

姓氏の詐冒は、古來史書に絶えず、養子並びに姻親部屬の冒稱、亦少からず。凡

族制の遺習
泯滅せず

門地世業の習俗の盛なるに及べば、假養の子を以て後を繼がしむ、自然の必要なり。之に加ふるに、世情は威力勢利に傾くを免れず、人心の去就、往々之に因る。天下好みて威勢の姓氏を假冒し、衰微の家門は、必しも血屬の盡くるを待たずして亡ぶ。上古氏族の制は、已に保ち難しと雖、門地を尙び世業を傳ふるが故に、猶遺風ありて泯滅せず。

宗教及び廟寺 政教一致の風は、敬神崇佛を國家の大事と爲す。而して、奈

良法師の神佛並崇以來、社地に神宮寺を建て、佛境に地主神伽藍神あり、其著大なるを八幡大菩薩とす。大同中、忌部廣成と云ふ者、祭祀の古俗、世を逐ひて衰替するを慨き、古語拾遺を造り、朝廷に奏聞す。然れども、時勢は益、佛教に傾き、最澄、空海以下、才俊の徒出て、教權は全く其手に墜つ。弘仁中より、神祇官に誦經を爲し、承和の初め宮中に内道場を設け、眞言院と曰ふ。澄の門弟、義眞、圓仁、覺は天台座主職を繼ぎ、圓珍證智は園城寺を建て、山門寺門並立す。

嵯峨の離宮は、弘仁帝崩御後、大覺寺と爲し、恒貞親王入道恒之に住し、寛平法皇又之に並びて、仁和寺を置きたまふ。寛平法皇の師益信は、醍醐寺聖寶と共に

忌部氏古語
拾遺

嵯峨の院宮
は佛寺と爲
る

空海四傳の僧正にして、廣澤ホトケ小野コノの分派之より起る。而も眞言教の法務は、東寺長吏に附せられて、總ぶる所あり。仁和寺を總務といひ、東寺の上ニ在る者とするは、猶後の事にて、親王入室の地と定まれば也。又大覺寺は中ごろ衰へ、後宇多法皇の再興に因り、近世の狀を生す。

神皇正統記、およそ弘法大師の流に、廣澤仁和寺、小野醍醐寺及隨心院の二つあり。廣澤は、寛平法皇の御弟子寛空、寛空の弟子寛朝、敦實親王の子にて、法皇の御孫也、相續して仁和寺にすまれしかば、彼流れをいふ。其後は代々の御室相傳へて、たゞ人はあひまじはらず。親王ならぬに、法流をあげられて、師範となる事は、兩度あり、されども御室は代々親王なり。法皇の御師は、益信僧正なれば、之を廣澤の流祖とす。又、聖寶僧正とて、智法無雙の人ありき、大師の嫡流四代と稱する事の有にや、小野の流祖なり。延喜の帝の護持僧にて、ことに崇重し給ひき。其弟子觀賢僧正も、相つぎて護持申し、同く崇重ありき。綱中の法務を、東寺の一阿闍梨に付られしも、此時よりはしまる。正の法務は、いつも東寺の一の長者なり、諸寺にな

廣澤仁和寺
の御室

小野醍醐寺

るは、みな權法務なり。又、仁和寺の御室、總の法務にて、綱所を可召仕旨、後白河院以來の事か。

眞言宗は、後世、古義、新義の二派に分る。新義は、根來寺覺鏝の唱ふる所に於て、其教義の相違は、古義派は大日經の教主を以て本地身と爲し、新義派は之を加持身と爲すに在り。又、古義派は、古くより廣澤(仁和寺益信の流)小野醍醐寺聖寶の流、兩流に分れ、後又數派に分れたり。眞言宗には、中世以後、特に戒律を固守する一派あり、之を眞言律と云ふ、又他宗兼學あり。

凡歴朝の崇尙は、神佛に仰ぐと雖、方技の効驗に因る所、亦大也。故に王法は、殆佛陀に化して、朝儀は毎に陰陽に決す。旱霖疾疫、盜賊、兵亂等、種々の災禍は、祈禱、禁咒の外、之に處置するの路を見ず。遂に、慈悲の教殺生斷は、兵刑を忌み、占筮の信は、治術を疎み、朝廷は内外典の御修法、供養を以て、重要と爲すに至れり。

下の第八章、醫陰の綱、上の陰陽方術、朝儀、節會の目に合せ看るべし。

山陵は猶宗廟の如し、此を以て歴朝の尊敬甚厚くして、祥瑞となく、變災となく、國家に事起れば、必使を發して之を告げたまふ。又、毎年の終には、諸國より進

内外典の修法

陵廟の崇敬

十陵四墓遠近制

れる當年の調物を、山陵及皇親外戚の墓に奉る、これを荷前ノサキの幣といふ。然れども、藤原宮、奈良京の時に古風を改め、大葬も方相漢と火化に因られ、且、歴朝薄殮の遺詔を累ねられしより、陵制喪儀も、頓に省略せらる。嵯峨、清和、宇多の三帝は山陵を起させたまはず、淳和は御骨を粉散せさせたまふ。

清和帝天安二年、親近と疏遠とに隨ひて、遠陵、近陵の別を設け、十陵四墓を定め、荷前の幣を獻すること差等あり。近陵は天智天皇の山階山陵、春日宮(光仁帝の父施基皇子)の田原山陵、光仁天皇の後田原山陵、贈太皇太后高野氏(桓武帝の母)の大枝山陵、桓武天皇の柏原山陵、贈太皇太后藤原氏(平城嵯峨二帝の母)の長岡山陵、崇道天皇の八島山陵、平城天皇の楊梅山陵、仁明天皇の深草山陵、文德天皇の田邑山陵を十陵とす。藤原鎌足の多武峰墓、藤原冬嗣、文德の外祖父の宇治墓、冬嗣の室美都子の墓、良房の室源潔姫の愛宕墓、此四墓を近墓となす。而も易世の後には、又親疎によりて、加除をなさる。朱雀帝以後は、大喪すべて山陵を起こされず、御遺骨を小塔に藏めて、陵廟に擬せられ、之を佛寺に置かれ、又堂舎法華三昧堂を建てらる、荷前

の幣もいつしか絶え、追善の佛事あるのみ。

仁明紀、嘉祥七年夏五月、淳和上皇不豫。遺詔曰、予素不尚華飾、况擾耗人物乎、歛葬之具、一切從薄、葬畢釋衰、莫煩國人。葬者藏也、欲人不觀、送葬宜用夜漏、追福之事、皆須儉約云云。又曰、予聞、人沒精魂歸天、而空存冢墓、鬼物憑焉、終乃爲祟、長貽後累。今宜碎骨爲粉、散之山中。中納言藤原吉野奏曰、昔宇治稚彥皇子遺教、使散其骨、後世效之、然是親王之事、非帝王之所爲、我國自古不起山陵、所未聞也、山陵猶宗廟也、若無宗廟、臣子何所仰。上皇報曰、予氣力綿憊、不能論決、卿等宜奏嵯峨聖皇而受裁。癸未、上皇崩于淳和院、戊子葬之、碎其骨爲粉、散大原野西山嶺上。火葬は已に久しきことなれど、散骨の例は、前後に此一あるのみ、是は佛教の感化に因るか、將道術の傳來に出づる歟。精魂歸天、鬼物憑依などあるは、むしろ道家の語に似たり、猶考ふべし、宇治稚彥の事は他に見聞せず。拜天祭星の如き道術が、遷都以來殊に官民に重用せられしを想へば、時代大勢知るべし。北辰屬星の本命につきて、嘉祥十年七月、修嵯峨太上皇周忌齋會。有司奏曰、周忌齋日、在七月十

淳和帝薄葬粉骨

周忌より本命を重んず

五日、壬寅、謹按舊章、至行凶事、三公本命日、猶且避之、况於聖上明仁本命乎、帝以寅日生、伏請上皇忌日、易以十四日。辛丑詔、公卿議之、中納言源信參議源弘曰、上皇遺詔、勿拘俗事、然則何須拘忌。又言、送葬勿過三日、若三日有寅日、豈可避之乎。藤原良房曰、遺詔、勿拘俗事、蓋鄉曲所忌細事、非指朝家舊章、乃停壬寅取辛丑、などあるも、本命説の拘忌の、久しく重くせられしを見る。

清和天皇貞觀元年、大安寺僧行教奏して曰く、豊前宇佐大神、神託ありと。朝廷之を容れ、京南の男山に祠り、石清水宮と稱へ、護國寺を建て、國家鎮護を祈る。後伊勢神宮に配して、二所の宗廟と云ひ、以て應神帝を祭る所と爲さる。

奈良以來の外戚、藤原氏の氏神、春日の拜處、大原野吉田の兩祠、及び桓武の外祖百濟氏、嵯峨皇后橘氏の廟なる平野社、梅宮等の諸祭は、遷都以後漸く盛にして、遂に南北の古大社と、並びに重くせられ、深草の秦氏の祖廟、稻荷神さへ收められて、二十二社の數を備ふるに至る。

民部田土戸籍の得失 地方吏務の能否は、直に人民百姓の安危に係る、國司郡司の貪濫は、最制止し難し。奈良朝の巡察使は、嘗公平の治を爲す者、一人も

石清水八幡宮

廿二社

地方吏務の
能否及び選
習

無しと奏す。而も在京の官吏は祿薄く、外任の遺利多きを競望す。光仁帝之
 を憂へ、諸國々儲の公廩稻四分一を割き、京官に加ふ。然れども、國衙に留任員
 外の類あり、權勢に媚附して身を起し、皆公廩の給與を取り、出舉の餘剩幾もな
 し。或は隱蔽を以て、民部勤租の正税を盗み、或は奸詐を以て、外任遷替の年限
 に背く。帝頗、檢察を嚴にするも、其弊害やまず。新舊吏人の遷替に、解由を附
 せず、前司四任限中、事由を署して、公廩を争ふ者あるに至る。桓武帝、勤解由
 使を置き、交替式を定められ、之を監督せしめ、又、土豪の郡司を世襲するの習を
 停め、專才良を取らしむ。殊に舊國造家の郡司を帶ぶる者は、神事に托して公
 務を怠るを以て、之を罷めしむ、地方外任の弊も頗革除せり。但し譜代舊家は、
 百姓心服し、舉用新任は國郡に信なし。故に嵯峨帝は、更に譜代を便とし、郡司
 の撰擬は、其官を世々にせしむ。されば、氏族世職の習、遂に破り難く、土豪割據
 の形、愈固きを致す。大化以來の改新政治も、其主義を一貫する能はずして止
 むと謂ふべし。

律令修撰篇の大化改新に合せ看るを要す

譜代舊家

勤解由使

土地占開の
習

國司の侵奪を縦にするや、租税を截留し、農地を掠有し、王臣、寺社、亦權勢を利し
 て、土地を占開す、或は山莊園池に托して、田産を造る。桓武帝の時、是等の事皆
 嚴に禁斷の令を申ぬ。既にして、京師昇平、風俗奢に向ふ、上下公私、財物の費用
 頓に加はる。朝廷因りて、院宮に近畿の空地を賜ふ、墾稼して、勅旨田と稱し、供
 奉に資く。弘仁以後、賜田特に盛なり、莊園起ること、是より大なり。

食貨志云、莊園、蓋起於賜地、顧其始、不過開荒、以爲別業、故有其稱也。及王綱
 漸弛、權門勢家、恣役公民、益力墾辟、以營其私。而以地不管于國衙、賦税或略。
 故姦民遁課役者、爭聚其莊、假威藉勢、以捍國務。朝廷察知其弊、屢加禁遏、而
 權貴以其利己、不啻不究、而新立歲增。於是莊園遂爲遁逃淵藪、姦民益獲
 志、戶籍田制、因此破壞、租調庸役、爲之闕廢。朝廷之失土地人民、實基乎此。
 按ふに類聚國史、天長二年、攝津國無水莊、三代實錄、元慶五年、清和院大浦莊、
 在近江國淺井郡。延喜式、左右馬寮に、大和國京南莊、率川莊、越前國少名莊、
 大和國栗栖莊、越前國桑岡尾箕兩莊、云々。是等、官家の特別田庄なり。
 抑、開田私有は、貴賤の欲望なり、大同元年勅して、或は公水を用ひ新に開發し、或

庄にも官私
の別あり

私墾私占の
禁漸く弛む

は瘠地を墾して良田と換へ、又言を勅旨に托して私田を開くを禁せらるるも、從來相傳へて庄家となし、契券分明にして、國務に妨げなき者は、已に認可せらる。天長元年、又勅して開墾は一身の間は永く耕食を聽すといへども、六年の後は法の如く租を收めしめ、池溝堰堤等、公功を加へたる水を用ふれば、多少を論せず、皆收めて公田となさしめ、以て私占を拒かむとす。而も陸奥、出羽の二國の如き、土地遠曠にして居民少く、百姓浪人等、便に隨ひて開墾するも、國司巡檢せば即公收せらる、これ民に靜心あらしめず奔散せしむる基なりとて、弘仁三年特に許して、兩國の私墾田は永年の私財と爲さしむ。田土私占の禁令は、奈良朝以來、寬嚴一ならず、終に制限すべからざるの勢と爲りぬ。

上の第三章中の延喜延長の政治に合せ看るべし。

三善清行の封事に曰く、奈良の朝、佛を尊重し、寺田、寺奴の喜捨、堂宇、佛像の制作、天下の費十分にして五を損す。延暦に至り、二たび都城を經始し、宮殿樓閣、百官の曹廳より、親王公主の第宅、后妃嬪御の館舍、土木の盛を極む。是に於いて、五分の餘、又三を損す。次ぎて承和に及び、最奢靡を好み、後房内寢の飾り、宴會

官府の歳入
減して私家
に加ふ

戶籍計帳の
檢括を見ず

歌樂の儲け、煥爛古今に絶す。是に於いて二分の餘、更に一を損す。真觀中、應天門及大極殿、頻に災あり、之を修覆して、又一分の半を損す、然れば當今の時、往世十分の一にも非ずと。是、地方民力の減損、此の如しと云ふにあらず。蓋、國庫の入、減ありて増なく、其割かれし所、寺社公卿の封殖と爲るを指せるに外ならず。即、戶籍計帳の政亡び、隱首_{隱首}檢括の事廢せるに由るや明かなり、必しも國勢の十分一に縮めるに非ず。

戶籍計帳は、沿襲して世を經しも、大抵虚偽にして實ならざれば、租調納まらず。式部、兵部二省も、蠲符を濫下し、人民多く課役を免る。故に財産ある者は、財を納れて宿衛舍人に補し、郷に歸りては、名を官に假りて、有司に對捍するに至る。延喜式善く一代の典章を具へ、此後も不堪佃田の奏、賑給、位祿定、受領、功過の奏など、年々の恒例として、形の如く廷上に行はるれども、唯虚儀のみ。

延喜の格式は、猶國政の文具を記す。之に因れば、全國の正税凡一千五百餘萬、東國儲一千七百餘萬、東雜稻の數、正税十の七八に及ぶ。其他、調庸の課役あり、

延喜の國家
經濟

以て國家の財用に足らしたりと云ふも、其實知るべからず。國司受領の利を占むる習例は、已に在廳の代官、遙任の守、揚名の介等の變態を生し、先王の法意は早く廢す。

食貨志云、朱雀帝時、源順著和名鈔、錄諸國田疇町段、其數始可考、總有八十六萬二千七百九十六町餘、和名鈔。堀河帝寬治中、總檢天下、增至九十四萬六千餘町、峰相記。鳥羽崇徳帝間、三善爲康著掌中曆、又錄諸國田數、有九十二萬二千八百餘町、掌中曆、按對馬關。及鎌倉以後、其數屢見於僧徒書、凡八十八萬五千五百六十餘町云、日蓮書。如近古野乘所錄、亦各有多少不同、然不知何時所檢定、伊呂波字類鈔、拾芥鈔。蓋自皇室已衰、而民部省圖籍亦皆殘廢、百鍊鈔、百寮訓要鈔、及武門執政、更有大田文之設、東鑑、太平記。田文即田籍遺制、令集解、然亦多不傳、故其詳不可得知也。按田文存於今世者、僅有但馬及若狹大田文。其他、豐後日向大隅薩摩有圖田帳、能登丹後有田數目錄、淡路有田畠注文、常陸上野有作田勘文、作田目錄等、常陸又有田文案、亦皆田文之類也。○按、稻一束を今の量にて米三升餘と爲して、正稅國儲雜稻四

田數九十萬町

千五百萬束を通計すれば、百五十萬石升今のの米を得む。又、九十萬は、上中下田の合數なれば、上田町別五百束、下田百五十束など云ふに因りて、平均町別九石と見て、八百萬石の米を得む。されど、讃岐の如きは、一萬八千六百町の田數にて、二十萬口を實養したれば、町別の米産は、平均十石以上に達せるかとも疑はる。

食貨志又云、古書無錄戶口全數者、其載一國一郡數者、東大寺正倉院文書、神龜六年志摩課丁一千六十二。天平十二年、遠江濱名郡戶七百五十、口五千三百七十一。類聚三代格、齊衡二年、美濃惠奈郡課丁二百九十六、三代實錄、貞觀十八年、壹岐課丁二千餘人。又、三代格、元慶四年、備前磐梨郡鄉六、戶二百九十七、課丁二千三百六。讃岐山田郡課丁一千七百六十、那珂郡鄉十、課丁二千八十。五年、備前赤坂郡鄉六、戶二百九十三、課丁一千七百三十六。八年、伊豫桑村郡鄉三、課丁七百二十五、久米郡鄉三、課丁七百二、喜多郡鄉三、課丁三千二百八。菅家文章、仁和中、讃岐國口二十萬。是後、諸書記全數者、日蓮書云、男百九十九萬四千八百二十八、女二百九十九萬四千八百三十。

國郡郷の戶口課丁

體源鈔、運步色葉集、節用集、大抵同日蓮書、不詳爲何時口數也。又考西土史、唯宋史載我僧齋然所齋王年代記。五畿七道、鄉數三千七百七十二、驛所四百一十四、課丁八十八萬三千三百二十九。是當圓融帝時、蓋得其實、然王年代記今不傳、故不能考也。○喜田氏云、古代一戸の人口は、其數多かりし事、正倉院戸籍斷簡の今日に傳はれるものによりて知るを得べし。固より時代と地方によりて同じからざるべきも、一戸五六十人に上れるもの、敢て珍しからず。又仁和四年、菅原道真、讃岐守として奏上せし文に、八十九郷、二十萬口の語あり、一郷の人口平均二千二百四十七人餘なるを知る。然るに、大化並に大寶の制によるに、五十戸を以て一郷(里)とするあり。之を實例に徴するに、三代格元慶四年の官符に、備前石梨郡、六郷、二百九十七戸とあり、翌年官符に備前赤坂郡、六郷、二百九十三戸とあり、共に一郷約五十戸に當る。やがて當時、讃岐にては一戸凡四十五人の人口ありし割合なり。已に一郷一戸の人の概數を知らば、以てほほ全國の人口を知るを得べし、郷數四千以上と見れば、九百萬内外の人口ありしごとし。

人口の推算
論田數と口數
の比例

又按、人は食糧に待ちて増殖す、而も田土は食糧を制限す。和名抄、讃岐の田萬八千六百餘町、是は二十萬口の食の出づる所なり、大約一町に十人の糧を生せるを想ふべし。此理由によりて、和名抄、全國八十六萬餘町の田は、九百萬口の男女を養ひ得しと論すべし。但し、讃岐は沃土、之を以て六十州を比例し難しとするも、六七百萬を養ふに足らむ、更に近世の石高を検するに、天正の一千八百萬石(收穫米にあたる)は、二十萬口を養ひ得しを知るべし。元祿の二千六百萬石、天保の三千萬石、各其當代の人口に比例して、開耕せられし者歟。此事仔細に計較せば、頗國家經濟の論策に資益あらん。かの日蓮書等に四百萬口の數を擧げし如きは、攻めずして自破れん、四百萬口は、其耕耘の力、三四十萬町にあたるのみ。又、令制の口分田二段の原則より推せば、讃岐の萬八千六百町は、十萬口の班授なり。而も之を二十萬の繁殖に應せしむ、耕作の精熟に由る者にして、班田の制の已に停廢せるを覺るべし。但、四百萬云々の數は、或は大寶前後、班田勘籍の行はれしころの統計にやと疑はる。又、課丁八十八萬は、婦女、老弱、及び殘

課丁の概數

廢等を、總戸口中より控除せるなれば、本數の五分之一を超ゆる無からん。即、五倍して四百四十餘萬口とす、共に奈良朝以前の統計なりけん。而も、三善清行が課丁三十萬といふは、奥羽・九州・三島を除きし數にもせよ、寡少甚し、戸籍檢括の法を失へるに由る。每郡、一千五百丁として、六百郡に數ふれば、九十萬の課口あるべきに似たり。

第五章 承平より安和に至る

朱雀天皇 醍醐帝、皇子の長者多しと雖、皆儲位に立つを得ず、攝政藤原基經の女の生む所の二子、幼弱を以て立つ、朱雀村上の二帝是なり。初め、基經の長子左大臣時平、父祖の餘勢を藉り、元老右大臣菅原道真を排退せしも、壯年にして死す。而も時平の季弟忠平、聰慧重望あり、朝野に依頼せらる。朱雀は帝の第十一子を以て、東宮に居り、延長三年、醍醐崩するを以て即位、年わづかに八歲、忠平攝政たり。

頼山陽曰、延喜帝自貶菅原相公、而藤原氏之勢倍盛、其立國儲、舍長子克明、而

立保明、以其爲基經外孫、時平外姪焉、爾猶之可也、及保明天、更立其子、其子亦殤、而立其同母弟。帝多皇子、當是時、言其長、則有代明、言其賢、則有重明、有兼明、皆舍不立。而必立相家所出、何也、非憚之哉、是所謂仁而不武、無能達也。時平既歿、又以其弟忠平執政、託以八歲天子、以臨制、如彼之天下、如之何其不亂也。延喜之時、稱太平、數舉宴樂、召集文士、歌頌鬱起、而水旱疾疫、民不聊生、盜賊充斥閭里。雖有經理之政、徒行於近、而不周於遠也、天慶之亂、蓋已釀於延喜之朝矣。

是の時にあたり、京師に大内裡、離宮の造營ありて、皇居の壯麗を示すの外、諸王、藤氏の第宅、別莊、又宏大なり。近畿、水陸山林の勝地、皆公家の占有に歸し、天下の富財、悉之に集まる。海内貢進の物、人徒の費、一に京貴の詩歌管絃、騎射遊獵に供するのみ。而も、諸國の士民、なほ官途に趨り、權勢に附き、競ひて京師を仰ぐ、政治號令の敗頽を知らざる者の如し。

朝廷の佛法に倣し、文弱に流れしより、兵刑の政弛み、八虐の重罪と雖、宥して輕に從はしめ、奸民暴人、賊害して憚らず。醍醐帝の世より、海陸盜益起

諸國猶京師を仰ぐ

檢非違押領使

る、故を以て諸國に檢非違使を置き、之を追捕せしめ、押領使を置き、之を鎮壓せしめ、專幹了の武人をして、其黨與を率ゐて從事せしむるも、肅清し難し。即、諸國は武力競争の庭となり、京師は文弱嫉妬の府となる。而も、其文武こもく、利を貪る情は、兩者相下らざるに似たり。

諸王の貴は、五世に限る、皇子と雖、或は親王に叙せず、姓を賜はり、臣列に就く。往々藤氏と並びて、三公大臣と爲る。然れども、實權は常に藤氏に在り、故に諸王孫に至れば、藤氏の下風に立ちて、保全を謀るのみ。有爲の材あるも、藤氏に就かざれば、伸ぶる能はず。此に於いて、材武の徒、源平の皇胤に至るまで、皆藤氏の爪牙となり、其家人に列す。藤氏は、之に因りて、諸國の田莊兵馬を遙領し、富強朝廷を傾けたり。王室祖宗の遺法既に壞れ、臣を以て君に代り、私を以て公を號し、天子を見ること弁旄の如く、天位を見ること傳令の如し、易置其掌に在り。形勢かくの如し、亂を思ひ變を伺ふ者、先武人より現出す、朱雀の朝の平將門是なり。

天慶の兵亂 將門は、桓武帝の皇子葛原親王の五世孫なり、勇悍にして騎射

王孫は藤氏に屈從するも不平を免れず

平將門東國に横行す

を善くす。壯にして攝政忠平に仕へ、檢非違使の官を求めて得ず、關東に返り下總に居る。關東は蝦夷討平の後、日久しと雖、其山川廣くして空閑の地多し、京貴の田莊を拓かむと欲する者、みな望を是國に屬す、卑官有爲の徒も、亦外任の利を希ふ。將門の父祖諸兄弟は、實に東國に外任して、平氏の族類を繁延せしめたり。

諸國の外任は、位階卑しと雖、分外の所得ありて、膏腴の職なるが故に、志を朝要に得ざるもの、封殖を希ひて國郡に下るもの多し。子弟相率ゐて、其吏務に與り、庄公に寄り、士民に交る。是等の士は、貫屬年を経て、子弟繁茂し、稱して住人といひ、而も京貴の裔たるを百姓に誇り、郷曲に横行す。部屬從類を家の子といひ、奴僕を郎黨といひて、身は家長として之を總べ領するによりて、總領の稱あり。かく、住人等が、弓馬の藝にたづさはりて、一種の士班を作るに及びては、朝廷もその力を憑みて、事あれば徵させらる。住人も好みて衛府舍人、さては追捕使、押領使等の官職をかけて、朝禁に與る、遂にこれらを指して武門の家といふ。

住人寄人

藤純友西海に起る

將門の初めて攻掠を事とするや、先伯父常陸大掾平國香を殺し、武藏權守興世王と合し、武藏介源經基を逐ひ、頻に隣國を侵し、關八州を取り信濃に及ぶ。國香の子貞盛、右馬助たり、官を棄て、歸り、將門を討ち克たず。將門、營舎を猿島郡下に建て、内裡と號し、百官を置き、平新皇と僭稱す。たましく、伊豫掾藤原純友、日振鳥伊豫に據りて兵を擧げ、其徒を遣はし、京師に放火し、賊氛已に備前播磨に滿つ。東西警報並び至り、京師大に動く。忠平奏して、藤原忠文を征東大將軍に拜し、急に赴かしむ。

伊豫の海賊

純友は、中納言長良の曾孫なり、承平中、群盜抄掠、西南海騷然たりし時、純友も伊豫掾を以て追捕の事を行ふ。而も、異謀を蓄へ、任滿ちても還らず、多く人衆を率ゐ、常に西海、山陽を往來す。此に至りて、將門東國に起る由を聞き、密に人を遣し、火を京の坊肆に放ちしが、都下驚擾。朝廷、急に純友に教諭の官符を給ひ、且、從五位下に叙して、招諭せむとす。政府の姑息此の如くなりければ、純友は狂悖日に甚し、以て數年の違々を見たり。貞觀九年に、伊豫の宮崎村ミヤサキに起れる海賊は、來島海峽クルシマを扼し、波止濱ハシノハマに據り、

東西擾亂數年

將門記

瀬戸内航路は、之が爲に中斷せらる。愛姫面影に論して曰く、宮崎洋は、古來航路の難所とし、昔より海賊多く此洋中に集へり、承平年中の純友、また其後は能島ノウシマ來島キライマの海賊船、みな此にあらはる、云々と。中古に、於ける伊豫海賊、其以降には越智ヲチ河野の一黨、又能島來島ノウシマキライマの名稱の下に著れたる一系の海部カイフの由來を按ずるに、實に時勢と航路の利得が、其行動の最大原因たるを想ふべし。其往昔に在りて、此越智族は、松山半島マツヤマと其前面に羅列する群島、惣名三島ミツシマを占領し、瀬戸内の中央に臨み、其地形と云ひ、資力と云ひ、又部族の團結と云ひ、優に海權者たるに足りしなり。

征東の官軍未至らざるに、貞盛は下野押領使藤原秀郷、常陸介藤原維幾工藤伊藤と合し、將門を襲ひて之を殺し、首を京師に傳ふ。天慶三年庚子西曆九四〇なり。純友未滅せず、小野好古、源經基等、追捕使と爲り、之を海上に伐ち、大に博多に破る。純友、伊豫に遁れ還る、警固使橘遠保、撃ちて之を殺し、東西皆平ぐ。

星野豐城云、將門記一冊、此書漢文にて平將門一代の事跡を録し、記述詳細、頗、曲折を盡す。末に、天慶三年六月中記文とあれば、將門滅亡後、未數月を

出でざる内に、其見聞する所を筆せしものに似たり。撰者の姓名を載せざれば、其何人なるを知るべからざるも、書中の地名よく實際に符合し、又朝廷の行事を詳舉せざれば、東國の在住にて、文筆に熟達する者の所爲ならん。但、文中、佛語佛理を述べし處あれば、或は僧徒の手に成りたる歟。此書に、興世王の將門に叛を勧めし語を記して、今檢案内、雖討一國、公責不輕、同虜掠坂東、暫聞氣色」とあり、凶人の事を擧ぐるも、萬一に僥倖する念は、必あるべきことなれば、いかにも右の如くならんと思はる。而も頼氏外史に、夫取一州誅、取八州亦誅、死一耳、顧公安所決」と書けり。文辭は誠に美なるも、丸で陳勝吳廣の口眞似を爲す様にて、却りて見苦きことなり。(又、後來、頼朝の鎌倉府を開くは、畢竟、將門の所爲を學びて成就するものなり)。將門の叛跡は、早く承平五年に現れ、源經基等之を京師に訴へしも、京貴は地方の情勢に通せず、將門を召すも、罪を治せずして放還す、遂に兵禍に及ぶ。而して、官軍速に出でず、纔に私兵に因りて討平す。是より朝家の威望、諸國を服するに足らず、豪雄割據の形勢成る。國郡の政令、貢調の公事、漸廢し、源平藤橘の

私兵に因りて討平す

私兵を假り、一時を制するのみ。秀郷、貞盛、經基相繼ぎて鎮守府將軍となり、子孫その業を承け、武門の棟梁たり。

源平藤の三武門 秀郷、藤氏の支流を以て、佐野野_下に居り、子孫或は佐藤氏と稱し、結城、小山、足利、下河邊等に分る。奥羽の藤原氏も、亦其後胤なり。秀郷の子千晴、千常、並に鎮守府將軍となる。又、澤股太郎諸任あり、或は秀郷の孫と爲す、平維茂と田を争ひ、陸奥國司之を斷する能はず、私闘して決せしむ、國務の廢せること想ふべし。

秀郷は、田原藤太とも稱へらる、田原は、山城、近江、兩國に涉れる山地なり。橘氏は、天慶中の遠保、安和中の繁延など、猶其人なきに非ずと雖、他の三氏に比し難し。

平貞盛三子あり、維衡の後は伊勢平氏となり、二子繁盛の後は奥羽、信越に廣まり、岩城、城、仁科の諸氏となる。維茂_{餘五}將軍は繁盛の子也、國人に推されて將軍と稱し、從兵三千を有せりと云ふ。三子維將の後は、伊豆の北條氏となる。貞盛の叔父村岡太郎良文の後は、三浦、鎌倉、土肥、中村、上總、千葉、相馬、秩父、河越、江戸等

平貞盛の族

藤秀郷の族

源經基の族

の諸氏となる、謂はゆる坂東八平氏はなり。
源經基は、子孫滿仲賴光相繼ぎ武名あり、官卑しと雖、朝野に重望を負ふ。滿仲宿衛の任は其器を利にすべしとて、劍工に命し、髭切、膝丸の二刀を造らしめ、鐵工明珍宗季に命し、薄金楯無の二甲冑を製せしめ、傳家の寶となすと云ふ。貞盛も亦、名刀小鳥を蓄ふ。武人競ひて其器を精銳にし、刀劍、弓馬の技を修むるは、實に此時代に起る。

日本刀反身の利器より出つ

凡上代の利刀は直身スグミにして平造ヒラツクリなり、奈良朝の名作と稱ふる宇陀天國和六國宇陀郡やがて是類ならむ。鞍馬寺の寶物、坂上將軍の佩べる物も是なればなり、西曆九世紀にあたる。後一百六年に、大原安綱伯耆國眞守父子出づ、反身シシギツクリ鑄造の標本として、今に尊敬せられ、謂はゆる古刀の祖なり。(舊説、或は安綱を以て大同中の人と爲すも、實は猶百年を降すべしと)是より後、京都には三條の古鍛冶宗近あり、備前には長船の祖、助成、友成、父子あり。其他、奈良の千手院、奥州の舞草平泉薩州の波平ナミヒラなど、連に名工を出す。直身は、後に到るも儀仗に用ゐられ、飾太刀カササといひ、反身は、初め衛府の太刀とも呼

藤利仁の一流

ばれ、兵仗の専用たり。小鳥は、反身なるべきに、大寶三年天國の銘ありといふは、疑ふべし
國郡の武人、三氏の外、鎮守府將軍藤原利仁醍醐帝の裔孫、北國に著れて望族たり。齋藤、加藤、進藤、富樫の諸氏、是より出づ、大友、近藤、武藤も同祖と爲す。

天曆の政治

村上天皇 村上天皇は、朱雀天皇の弟なり、明敏にして寛裕、攝政忠平薨するの後、政治を親裁したまふこと十九年なり。天曆年中、詔して時政の得失を言はしむ、右大辨菅原文時道真孫封事を上る、痛言數條。第一は奢侈を禁め、第二は賣官を停め、第三に文士を勵まさむと請ふ。天皇又、下司の老翁に問ひて曰く、當今の時政は、先皇考延喜年中に孰れぞと、對へて曰く、賤愚の知る所にあらず、たゞ主殿シメ寮の進む所の松明、舊に較べて多く、率分堂リツブン前に草生したるを異なりとすと。費用の物増して、歳入の事少なきを云ふなり、率分堂とは、年貢物を率天皇大に悟り、ますく、勵精治を圖りたまふ。

天徳の炎上

然りと雖、政治は形式に流れて、充實振作する所なく、世に延喜、天曆を並稱すれども、紀綱の廢弛は支ふべからず。天徳四年庚申(西曆九六〇)大内裡焚け、朝廷の盛觀、一朝灰燼となり、歴代の寶物、大半焼失す。桓武帝遷都の後、百七十年始

めて此災あり、又諸國に課して再造せしむ。大納言藤原在衡、文章生より起り、(後左大臣に至る)一世の儒宗たり、其造營を監督し、櫻橘を紫宸殿の階前に植うるも、制作狭小、また舊規に比し難し。

廷臣尊貴の專念する所は、詩歌遊藝に在り、以て風采儀容を高尙にす。村上帝、才能卓越、諸皇親、公卿、亦文雅の器多し。季子中務卿具平親王、學識特に高く、令名後葉に被布す、謂はゆる村上源氏は也。

當時の詩歌、風調織弱を免れずと雖、帝の句、露濃漫語園花底、月落高歌御柳陰の如き者あり、興趣を以て勝る、下の第八章に合せ看よ。

醍醐帝の皇子源兼明、賢名あり、藤氏之を忌み、親王に昇叙せしめて、要路に居かず。兼明志を得ず、菟裘賦を作り退隱す。世に兼明を前中書王、具平を後中書王といふ。

冷泉天皇 朱雀村上より以後、冷泉、圓融、華山、一條、三條、後一條、後朱雀、後冷泉、十帝、一百三、四十年間は、舅家藤氏の兄弟叔姪の間に、立后、立太子の得失を争ひて、權勢の消長を爲し、君臣の倫常、並び亂るゝの甚きを見る。村上の朝に、忠平

藤師輔の威勢

源高明

の二子、實賴、師輔、並びに大臣と爲りしも、師輔その女(弘徽殿女御安子)を帝に納れ、權勢實賴を凌ぐ。師輔の外長孫憲平親王、因りて太子たり、而も病あり。帝因りて、仲子爲平親王を未來の皇太弟と爲さむと欲するも、西宮左大臣源高明の村上帝の女が爲平の妃たるの故を以て、藤氏に憚りてこれを果さず。

讀史餘論云、大鏡に、冷泉帝の東宮にたゞせ給ふほどは、いと聞にくゝ、いみじきこと、いもこそ侍れ、是は皆人の知ろしめしたることなれば、事も長し、といめ侍りぬ云々とあるを按ふに、これは、爲平を立てずして、圓融を太弟とし、又源高明を流せし類を指すなるべし。

村上帝已に崩し、冷泉帝立つ、中務少輔橘繁延、相模介藤原千晴と謀り、爲平を擁立せむとす。安和二年己巳西開寶二年左馬助源滿仲、急に千晴等の叛逆を告ぐ。右大臣師尹(師輔の舍弟)其黨を追捕し、爲平、高明以下、皆退けらる。延喜辛酉の、齊世道眞の變に同じ。

冷泉天皇、幼より多病、又心疾あり。即位の後、一日神璽を視んと欲して、獨臥内に入り、其篋の緒を解きたまふ、后妃近侍、皆疑懼安んせず。源滿仲、橘

安和の變

繁延等私に謂ふ、爲平親王は仁厚、實に天子の器量なり、源高明は舅姑の好みあるにより、共に之を挾要し、急に關東に赴きて義兵を起さば、事必成らん、亦富貴にして身を終ふるに足ると。既にして、繁延、滿仲と角力の事を以て争を生ず、滿仲因りて構陷を欲し、右大臣師尹に至りて、繁延の叛逆を密告す。師尹曰く、高明も其逆謀に與りしかと、滿仲曰く、唯繁延の爲す所なりと。師尹勵聲して曰く、高明の與みせざることをやある、伴りて知らざるまねするのみと。俄に參内して奏して曰く、高明異志ありと。高明、繁延等、流罪に處せらる。

大陸半島の革命 邊疆の兵亂は、元慶中、藤原保則、擊ちて秋田蝦夷を平げ、寬平中、菅原道真奏して、遣唐使船を停むる後、東西の海上に事なきを得たり。此時、唐朝、藩鎮の兵に苦められ、國內分裂して、李氏終に亡び、中原は五代互に興廢して、五十餘年を経、後の醍醐、宋の朝。而も、其間、吳越割據の錢氏の使者、我に來聘するあり。既にして趙氏新に宋朝を開き、支那略一統すと雖、東北は契丹、女眞の二種に侵削せらる。契丹は古の鮮卑の裔にして、女眞は今の滿洲の祖といふ。

我延喜七年に李唐亡び、五代互に興廢して、我天德四年、趙匡胤一統して、宋と號するまで、五十餘年なり。此間に錢鏐といふ者、浙東浙西の地に據りて、吳越國王と稱し、承平六年、使者を以て東航し、天台眞言の教典を求めて歸る。鏐の孫弘俶の時、書を左大臣實賴、右大臣師輔等に贈る。兩府よりも答へられ、其書本朝文粹に出つ、然れども皆私交の體裁にして、國書の例にあらず、弘俶亦宋に降りて、其國亡ぶ。邦人の入宋は齋然を始めとす、東大寺の沙門なり。圓融帝の天元五年、彼太平興國七年、汴京に往き、宋主太宗に謁す。太宗、日本の世紀を問ひ、嘆して曰く、日本は島夷のみ、然るに世祚遐久にして、其廷臣も繼襲絶えず、蓋古の遺風也と。

韓國、新羅の運は、李唐の季に同く衰へ、眞聖女王の時、我寬平中弓裔といふものは、原州に據りて叛き、泰封國と稱し、甄萱といふものは、全州に據りて叛き、後百濟國といふ。鷄林の故都、州慶には、猶數王の傳ふるありて、敬順王乙未に至り、後高麗國に降る、我承平三年なり。後高麗は、弓裔の部將王建の、松岳郡に開きたる王國にして、之よりさき、戊寅、我延喜十八年、後梁貞明四年西曆九一八年に在り。承平七年、高麗

王建使を以て書を奉り、入貢を請ふ、廷議不許の由を返牒せらる、唯通商の事は、舊例に准して禁することを爲さず。王建、又甄萱を伐ち之れを平げ、遂に一統の業を成し、我の天慶六年癸卯に歿し、太祖と諡せらる。(高麗の起るは、禹域五代の際にあたる、而も太祖は後梁朱氏に通せず、後唐李氏、後晋石氏の封冊、元號を請ふ)。太祖の長子宗_惠、次子宗_定、共に在位久しからず、三子光宗に至り、國勢大に定まる(後漢劉氏、後周郭氏の封冊、元號を停めて、宋に内附す)在位二十六年、我の村上帝の時にして、宋の太祖_胤、_匡の開運にあたる。

高麗光宗

官府貿易

唐新羅渤海等の貿易は、官吏之に臨み監視す、謂はゆる官府公家の互市なり。變革の後、後冷泉帝の時、宋の商舶屢至る。太宰府の外、但馬、越前、敦賀、若狹等に到着し、安置せられて歸らざる者あり。又、筑前の人_{清原守武}、_私に宋に入り、貿易して還りしかば、朝議之を糺問して、佐渡島に流さる。

第六章 藤原氏專政

圓融天皇 冷泉帝心疾を患へ、在位二年にして、祚を季弟に譲る、之を圓融天

皇と爲す。藤原師輔の子、伊尹、兼通兼家、相繼ぎて攝政たり。すべて冷泉の世より、朝權全く王室より離れ、萬機一に外戚家の手に墜つ、後三條帝に至るまで、藤氏の專横到らざる莫し。

小野宮と九條殿の二流

忠平の子實頼、師輔師尹皆大臣に陞りたれども、九條殿師輔の女安子、村上帝の后となりて、冷泉圓融二帝を生みしより、外戚は九條殿の家に移る。小野宮の實頼及び其子頼忠が、冷泉圓融華山の三朝に攝政たりしは、唯嫡流といふを以てのみ、頼忠以後は愈振はず。師輔の子には伊尹(一條)、兼通(堀河)、兼家(東三條)、爲光(法住寺)、公季(閑院)等あり。兼通の女嬪子は、圓融院の皇后となり、兼家の長女超子、冷泉上皇の女御となり、又其の次女詮子をして圓融院に侍せしむ。兼通兼家の二人、是に由りて嫌隙滋甚し。

兼通兼家、兄弟睦しからず、天祿三年、相國伊尹薨し、兼通の俄に超えて攝政と爲るや、邸を堀川に構へ、皇居の制に擬す。人之を誘れば立ところに罰せらる、時人相語りて云ふ、猛虎の口に入るも、攝政の怒に觸る勿れと。既にして兼通薨し、圓融帝位を華山天皇_{冷泉}に譲りたまふ、永觀二年甲申_{宋雍熙元年}西曆九八四年なり。

堀河攝政兼通

京師の邸宅は兼通の堀川第、兼家の東三條第に至り、其制作初めて禁闕に擬しければ、世に其僭奢を曰はれたり。而も是より後は、貴人の殿舎は、常のことゝなり亦怪まず、家屋の一變なり。殿舎の結構は、大抵四阿にして、後世に所謂寢殿造りと稱するもの是なり。其制、一家一構の内、中央を寢殿といひて南面し、その東西、もしくは北に對屋あり、眷屬の居る所なり。夫人は多く北對に居り、對屋より南へ通ふ廊あり、其廊の端を釣殿とし、又泉殿ともいふ。東西廊の中程に、各小門あり、内外に洞通す、この廻廊を細殿といひ、家司所從の役所なり。廻廊の内を中庭とす、庭には池塘を湛へ、小山を起し、遣水を流し、石を疊み瀧を走らせ、前栽には花卉を植う。家の周圍には垣あり、高く塼を築き、或は板垣をも用ふ。其寢殿、大抵七間四面、總板敷にして、屋上は檜皮葺なり。中の五間四面は本屋にて、其外縁一間は廂なり。廂の外圍には簀子あり、即縁側なり、勾欄之を繞る。廂の四方は格子戸にして、四隅に妻戸あり、格子の外に藪あり、又身舎と廂との間には簾を掛け、天井は組入格子なり。廂の間に種々の障子ありて、各其部

寢殿の大概

屋とし、母屋は燕居、又寢臥の所にして、此に塗籠、帳臺等もあり。

花山天皇の
即位

花山天皇は、即位の明年乙酉、改元して寛和といふ。天皇の外祖伊尹、之よりさき世を辭し、今や援助なし、兼家因りて、我外孫を擁立せむと謀る。其子藏人、道兼、天皇のたまは、女御を喪ひ、悲傷に勝へたまはざるを機とし、僧を誘ひ、世間無常法の文を記して、御覽に供へ、出家を勧む。天皇感動之に従ひ、俄に花山元慶寺に入りたまふ。道兼、この姿にて、今一度、父母に見え、幾程もなく還り、從ひ奉らむと曰ひ、去りて復來らず。天皇始めて其欺かれたるを悟り、悔ゆれども及ばせたまはず。兼家已に外孫一條天皇を立つるを得、身更に其攝政となり、三條の第に居る。而して、冷泉上皇の皇子を東宮に居ゑらる、同く兼家の外孫なり。

東三條兼家

華山天皇、年十七にて即位、外舅參議義懷伊尹の子にて、御母の兄を親任して、弊政を振肅する所あらんとす。右府兼家は、其女詮子の生める懷仁親王、皇太子に立つを以て、意大に安んず。然れども、義懷の才を忌み、天皇をして早く位を太子に禪らしめんと欲す、故に天皇は華山寺に到りて後、道

兼が己を賣りしことを悟りて、朕をば計るなりけりとして泣かせらるゝも固より及ばず、關白賴忠以下、之を見て、別に爲す所を知らず。兼家は群臣に諭して曰く、天子位を避けたまひ、劔璽已に太子に屬せりと、直に尊號を奉りて太上法皇と云ふ、年十九。

一條天皇 即位改元、永延といふ、三上皇冷泉山おはします。攝政兼家、三子あり、職を長子道隆に譲る。次子道兼、花山法皇を賺すの功を恃み、父兄を恨む。數年にして父兄皆死し、道兼以て關白と爲るを得るも、七日にして薨す、世に七日關白と曰ふ。三子道長、代りて關白と爲る。道長豪邁にして器略あり、源賴光等の武人、之に恭事して、將帥を仰くが如し。道長因りて、文武の朝權を自家の私門に集め、頻に贈賄を貪り、兵民を附け、富強王室に過ぐ。此に於いて殿下の教命は、朝廷の號令より重く、攝關家の家司家禮、受領して京師諸國に逼し。

道兼の薨去するや、大納言藤原道長、太政官の文書内覽を傳宣せらる。道隆の長子内大臣伊周、之に不平なり、時に前相國爲光の二女あり、伊周その姉に通す。伊周は、法皇が又之に通するかと疑ふ、其弟權中納言隆家、兄の

道長二兄の
後を承く

伊周流罪

文才は古代
に愧ぢず

爲に法皇を怖さむと欲し、遂に要して矢を放ちしに、誤りて御衣に觸る。此事京中に聞こえ、又東三條の太后を咒詛すと聞こえければ、伊周兄弟配流せられ、道長の權勢いよく定まる。

一條帝、在位二十五年にして崩す。帝慈仁物を愛し、朝廷の政治を廢したりと雖、文藝大に起り、其才媛の輩出せること、古今に照耀す。帝嘗曰ふ、朕不徳なりと雖、唯人を得るの一事は、延喜天曆に愧ぢずと。而も帝の時、内裡の燒亡、四回を累ね、造營遂に舊に復する能はず。是より、多く外戚の策を以て皇居となす、里内裡の稱此に起る。

一條帝は、學を好み文を遊び、絲竹の技に通したまふ、神樂歌の散佚を惜みて、三十八曲を定められ、始めて内侍所に行はる。或は曰ふ、帝三光欲明、黒雲掩之、叢蘭欲茂、秋風破之、王事欲寄、讒臣亂之、といふ句を書かせ、筐中に藏められしが如き、藤原氏の僭越を惡みたまひしを推すべしと。(和文の發達才媛の輩出、下章に詳也) 一條帝の時に、左府源雅信、並びに四納言と稱せられし藤原公任、小野宮賴忠の子源齊信、源俊賢、藤原行成、皆才藝ありて、

一代の光華たりといへども、實際に漢文の能者を求めんには、大抵、地下の人たり。大江以言、大江匡衡、紀齊名、藤原爲時、慶滋保胤賀茂保憲舍弟の如き是なり。而も、畢竟文人の用は、詔勅官符の草を作り、又上表願文を代作するに止れり。

里内裡の著
名なる者

「圓融天皇、貞元元年、五月禁内火、七月遷御於關白兼通堀河第」。このことを續文粹に「准紫庭而二代、辱移萬乘之皇居、排黃閣而七面、常作三臺之相府」と云ひ、里内裏も其始めにはめづらしき事に思はれし也。「二年七月、宮成徙御。天元五年十一月、禁内火、遷御於堀河第」。遂に此第にして「讓位於華山天皇、此日新帝徙御新宮」。上皇は堀河第にませり。「一條天皇、長保元年六月、禁中火徙御一條大宮院。五年、宮成徙御。寛弘二年十一月、禁中火、遷御東三條第。六年徙御於藤原道長枇杷第近衛室町云々。三條天皇は此東三條第に生長ましまし、枇杷第へ遷御にて讓位あり。後一條天皇は、上東門の第にて受禪あり。上東門第とは、一名京極殿とも、土御門第とも云ふ。法成寺東北院、此に在り。

三條天皇

一條帝の崩するや、道長、花山帝の異母弟家は兼母の女を三條の第に立つ、之を三條天皇と爲す、改元長和といふ。既にして、道長驕横、又外孫を立てむと欲し、帝に迫りて要挾せむと謀る。たま〜天皇目を患ふ、道長益遜位を諷す、帝憂憤已むなくして禪位す、長和五年宋大中祥符九年西曆〇一六六なり、翌年終に崩す。

後一條天皇 長和五年、故一條帝の皇子立つ、之を後一條帝と爲す、母は道長の女彰子なり。道長、且、三條上皇の意を迎へ、其皇子敦明を、後一條帝の太子と爲すも、本來の意に非ず。敦明親王も、亦心安からず、東宮の位を去る。道長大に喜び、少女を進めて妃となし、供御を豊にす、世に小一條院と稱し、太上皇に准す。道長更に後一條の同母弟を立て、東宮とし、攝關の職を子左大臣頼通に譲りて祝髮す、世に法成寺攝政、御堂關白と號するは是也。關院公季道長の叔父は、太政大臣に超任するも、頼通に競ふこと莫し。

小一條院

關院公季

後一條、九歳にて即位、敦明親王は二十三歳にて其太子となる。後、道長の女威子は、後一條天皇より長すること九歳にして、其皇后となる。道長、法成寺を造るや、海内に課して用を足らし、令して、曰ふ、他の公事を缺くも、

此課役を怠る勿れと。藤氏の盛滿此に極まる、道長自詠して曰ふ、此世をば我世とぞ思ふ、望月の缺けたる事もなしと思へばと。時人、榮華物語四十卷を著し、其全盛の狀を寫し、後世に傳ふ。道長、其女彰子の第宅(東北院)を興すに方り、諸國の官吏、皆私恩を希ひて服役す。受領一人毎に、寢殿一間を課す、貴豪の贈遺また盛なり。第成り、上東門の女院と曰ひ、太上皇に準す、女院の號此に創ままる。初め彰子の入内するや、弘徽殿の嫡后すでにあるも、尙藤壺の中宮と稱し、之に抗禮す。此に於いて、二人の皇后あり、而して藤壺の中宮寵幸せられ、皇子二人、并に大統を承く、後一條後朱雀是なり。

一條天皇即位の初め、道隆の女定子、中宮たり。後、道長の女彰子入りて女御となる、時に年十二。翌年、彰子を立て、中宮となし、中宮定子を皇后と改稱す。抑、中宮の稱は、古く大皇太后皇太后皇后の三宮の總稱なりしかど、此には皇后を中宮と稱して、其略名の如く用ひらる。(當時、皇后定子、兄伊周の故を以て、髪を剪り、尼となり、尙内に在り)是後は、皇后、中宮、二人三人の御妻あるに至れり。○古へは、家宅に制あり、御堂關白の時に、諸國受

領の吏の營宅、やゝもすれば、高大なりければ、之を戒め、六位以下の者、版築して垣を作り、檜皮をもて屋を葺くを嚴禁せらる。而も道長の殿舎は、禁闕に擬す。

刀伊の來寇 後一條帝の寛仁三年天禧三年西曆一〇一九故攝政道隆の子隆家、目を疾み請ひて太宰權帥と爲り、宋醫に就き治療す。たまたま、刀伊、高麗の賊船、筑前を侵す。隆家、乃、少貳平致行、前大監大藏種材等を遣して、防戰之を退く。肥前介源知、又之を松浦に破る、遂に悉、賊を走らせ、捷を京師に奏す。朝議、或は官符を待たずして、擅に兵を發するを責む、大納言小野宮實資之を争ひ、僅に賞を行ふ。刀伊は、高麗北邊の野人にして、女眞を指す、古の肅慎にして、朝號を金といひ、契丹の遼と並稱せらる。蓋、高麗語に、後をヅツイといふ、刀伊是にあたり、其北陰、山後の野人を呼べる者のみ。

寛仁三年三月廿七日、異賊の船、五十餘艘、對馬に侵入して、人民を掠殺す、島守遠晴、姓氏闕く遁る。賊遂に壹岐を襲ふ、守護藤原理忠、寇難に殉し、全島剝奪せらる、講師常覺、身を脱して、府に至り急告す。四月七日、賊船筑前國

怡土郡に到り、志摩早良の二郡を経て、至る所居宅を焼き、馬牛鶏犬を屠り、叟嫗兒童を殺し、男女擒へらるゝ者、四五百人。隆家、警固所を守備す。八日、賊博多の海に入り、那珂郡能古島を奪ふ。九日、賊徒警固所を焼かんとす、我軍力戰してこれを卻く、賊遁れて船上り、柁を轉して宮崎宮を焼かんとす、府兵射てこれを走らす。十日、十一日、烈風、賊皆能古島に據る、隆家令して沿岸の守備を嚴にし、兵船三十八艘を、平致行、大藏種材等に附し追襲せしめ、船越津志摩郡に至る。十二日、財部弘延等と賊を攻め、海陸奮戰す、賊避けて外洋に遁れ去る。十三日、賊船肥前國松浦郡に在り、松浦黨の魁、前肥前介源知、又之を撃ちて走らす。賊船すべて五十餘艘、一艘の長さ十尋内外、檣櫓一船に三四十許、乗る所五六十人。其戰陣に臨むや、先楯を保持して進み、次は太刀を佩び、弓箭を帶する者は後陣に従ふ、箭の長さ一尺餘、能く楯後の人を貫く。我兵の殺害せられしもの、凡三百八十人、生擒せられし男女千三百人、この内生還を得しもの、三百人に過ぎず。牛馬掠奪せられしは、二百頭なり。當時、その賊の何國なるかを知らず、後に對馬の

判官代長岑諸近、擒へられて賊船に搭し、高麗に至りて還り、始めて刀伊なることを知る。更に高麗の牒を得るに及びて、刀伊は即女眞なることを知ると云ふ。〔日本紀略、朝野群載、小右記、大鏡〕

靖方溯源云、此役、高麗人は伴言して事を女眞に托すれども、小右記に據るに、但、生虜者、皆高麗人」とあれば、蓋、其始め眞麗相合して東侵し、其事成らず、二國の約束忽沮敗し、女眞敗兵を率ゐて高麗の海疆に寇し、高麗之を却撃し、我俘を送還し、伴言して女眞の所爲となし、隱避の手段を施せるのみ。○國史紀事本末云、初、筑紫人呼賊曰刀伊、不詳其名號、及得高麗牒狀、始知其爲女眞也、小右記。女眞後避遼、主眞宗諱、改女眞曰女直、宋史記事本末、後建國、號曰金。

高麗史に考ふるに、寛仁三年己未は、顯宗太祖より八代なれ即位十一年にして、契丹の封冊を被りて、其元號を行ふの時なり。而も、其邊界の地は、皆女眞に占奪せられ、今の咸鏡、平安の二北道は、高麗人、初め契丹に連和し、其力を假りて女眞を逐ひ、西北六州の地を拓きしが、又竊に女眞に結び契丹に背く。之に因り、

契丹王怒り、顯宗は女眞の援を假り、共に契丹兵と争戦せること、彼史に見ゆ。即、女眞の兵を引導して東南渡し、以て我邦に寇せるも、此時の事なり。顯宗九年には、契丹兵大敗したれば、女眞、高麗は、其一時同盟の戦捷を誇りて、更に東犯したるならむ。

海東地理考曰、東北界者、今之咸鏡道也、古爲沃沮國、旋没於高句麗。唐滅高麗、德源以南、入於新羅。及渤海大氏之興、置南海、龍原、率賓、三府於此、渤海之亡、咸興以北、爲女眞所據、即金人始起之地也。終高麗王之世、得失無常。大抵高麗之初、與女眞、以定平、都連、浦爲界、後築長城於此。咸興以北、至端川、吉川等地、金人稱合懶路又耶也。三水府西北、鴨綠江内外之地、金人稱恤品路、即率賓之訛、古高句麗卒本。金史所謂五國諸部、與三水、鍾城、不遠者也。西北界者、今平安道也、漢、眞樂浪郡、後入於高句麗。唐滅高麗、旋没於渤海大氏、屬鴨綠府。大氏之衰、弓裔始取溟西十三鎮、及女眞興、清川江以北、爲其所併、故高麗之初、今安州寧州、清川江外、皆女眞地也。後稍取之、成宗時、遼兵逐女眞、以賜高麗、置六州、至鴨綠江。至顯宗初年、遼人契丹復争六州之地。高麗與女

高麗の北界
皆金に入る

眞、設奇邀擊、殺遼人殆盡、自此契丹來索六城、侵伐無歲無之。〔海東釋史〕
太宰權帥藤原隆家の威名、是より西海を壓し、子孫在府して大貳に任し、肥後の菊池氏、肥前の高木氏龍造寺と爲る。大藏種材の後は、原田氏と爲り、筑前怡土城に居る。源知は、松浦黨の祖と稱す。並びに地方の大族と爲り、方面因りて安靖なり。

寛平中、遣唐使を罷め、國家は是より斷して、外交謝絶、謂はゆる鎖國の義を取るに似たり。當時の專使菅原道眞、罷遣唐使の議あり、云ふ唐國凋弊、聘問も益なしと。且、内國昇平、偷安已に久く、外事日に疎なりしより、海陸航行の術、其資具と並びに多く廢缺し、往來太艱也。之に加ふるに新羅世々北方大陸の胡虜に接し、狡猾日に長し、窺察測り難し。此を以て、遂に外交を避けて内政に專にせんと欲する者、亦其所以ありと謂ふべし。故に承和以後、學生、學僧、大陸に遊ぶ者、わづかに商船に托して往來するのみ。而も此時に方り、新羅王政亂れ、唐國亦亡滅に近く、割據僭僞の主、大陸半島を通して、所在競ひ起り、海寇頗繁し。趙宋、禹域を復すと雖、胡虜の強盛なる

鎖國幸に保
つを得たり

こと前代に倍す、形勢の險惡想ふべし。而も我國人は、多く寇敵の情實を審にせず、相門權を世々にし、紀綱愈振はず。幸にして、神靈の加護するありし歟、時に巨寇あるも、遂に屈辱する所無し。之を推究するに、豈之を歴史の回想と、敵愾の勇武、即固有の元氣に歸因すと爲さざるを得んや。

長元の兵亂 西寇の後、數年にして、東國に土豪の動亂起る。天慶中、平將門、亂を以て誅斬せられ、其別流、村岡將軍良文の裔孫、上總に居る者、愈強くして最大なり。長元元年戊辰(西曆一〇二八)上總介平忠常、上總府を陥れ、兩總を略有し、安房の府を侵し、國守を殺す。朝廷、檢非違使平直方北條氏を遣し、之を撃つ三年を経て功無し、因りて坂東諸國守に令して、力を併せて之を撃たしむ。甲斐守源賴信、常陸より迂回して、鹿島香取の江水を濟り、急に忠常を襲ひ、之を降す、賴信は賴光の弟なり。

平忠常

源賴信

賴信は、降俘忠常を將ゐて京に登る、遂に忠常病死す。忠常の子常正、後下總權介に任し、千葉介と稱す、千葉上總(廣常)相馬(師常)の諸氏は、この裔孫なり、強盛前に滅せず。

源賴光

賴光の部下に、勇士渡邊綱渡邊黨の祖、平貞道、下部末武、坂田公時あり、號して四天王と曰ふ。時に平致賴、致經父子(長田氏)驍勇にして、其名賴光兄弟に亞ぐ、良文の兄良兼の後なり。又、藤原保昌あり、大盜袴垂を捕へ、朝廷に畏重せらる、賴光の鬼童丸を斬るの事と、並び傳へて美談とす。是は、又以て當時、刑政振はず、盜賊横行し、偏に武人の私兵に頼りて、上下を保安せるを知る。

兵の道を挑みて野に出合ふ

今昔物語曰、今は昔、東國に源の宛、平の良文と云ふ二人の兵有りけり、宛が名をば箕田イノの源二と云ひ、良文が字をば村岳の五郎とぞ云ひける。この二人、兵の道を挑みける程に、互に中惡しく成りにけり。二人が云ふ事を、互に中言する郎等有りて、共に大きに嘖りを成して、此く云ひてのみやは有可き、然らば日を契りて野に出合ひて互に問はむと、消息を通はしつ。其後は、各軍を調へて、戦はむ日に成りぬれば、各五六百人の軍有り。一町計を隔て、楯を突き寄せて、今は射組みなむと爲る程に、良文が方より、宛が方に云はする様、今日の合戦、各軍を以て射組みせば、其興はべらず、只君と我とが、各の手品を知らむと也。然れば、二人走らせ合ひて、手を限り射む

と思ふは、何が思はず」と。宛此を聞きて、我も然思ふとて、只一騎駈出て來て、互に箭を放ちて馳せ違ふ。數合の後、良文曰はく「手品は皆見えぬ、昔よりの傳はり敵にも非ず、只挑む計の事也」と。宛聞きて「我も然なむ思ふ」と云ひて、各軍を引き去りぬ。肝を碎きて、昔の兵、此く有りける。其後よりは、宛も良文も互に中吉くて、露隔つる心無く、思ひ通はしてぞ過ぎけるとなむ、語り傳へたるとかや。

後朱雀天皇 長元九年、後一條帝崩し、同母弟立つ、之を後朱雀帝と爲す。左大臣頼通、なほ攝政たり、實資、右大臣舊の如し。京極院、一條院の皇居、連に焼亡し。頼通、教通臣、内大兄弟の新築、愈盛觀を爲す。寛徳二年宋慶曆五年、西曆一〇四五、後朱雀帝、東三條院に崩す。帝賢明、而も藤氏專權の勢已に成る、故に垂拱して成を仰がせたまふのみ、世これを憾む。

頼通、教通の造營

頼通は道長の長子、世に宇治殿といふ、後一條帝の初めより、後朱雀帝を経て、後冷泉帝の御世を終るまで、執政前後四十年なり。其高陽院の造營は、宏壯比ふものなし、方四町なる大邸は、京中に冷泉院と此とのみなり。弟

小野宮實資

教通も、二條東洞院の第を營作して、園池臺殿の美を競ひ、互に侈麗を尙ぶ。かくて文人を會して、詩を賦し、歌を合せ、馬を馳せ、花を觀て、風流歡樂、虚日なく、京畿内外の騷擾は、顧みる所なかりき。小野宮右府實資は、關白頼忠の弟、參議齊敏の子にして、在職二十七年、賢名あり。其遺冊を小右記といふ、子孫顯れず。

横川良源座主

僧兵の禍 惡僧神人の、兵を蓄へ力爭する者、亦此期より起る。圓融帝の時、延曆寺の座主良源元三大師、又慈惠大師といふ、巧黠機才あり、世運の亂に赴くを察し、傲然として曰ふ、季世の佛法、威力を要すと。惡僧を募り、武技を習はしめて、自衛す、僧兵是より盛なり。遂に寺門三井園と山門、仇敵の勢を激成し、兵禍世を経て止まざるを致す。(比叡山に於いて、圓仁は楞嚴家の祖、圓珍は山王家の祖にして、また三井に園城寺を興す。はじめは山王家勢あり、その家より續いて天台座主を出し、横川の楞嚴院は、落莫として二三の沙門を留むるに過ぎざりしが、良源に至り、藤原師輔及び其諸子の歸依を得て、楞嚴家を張りたりとぞ)

諸大寺の強盛なるに従ひて、僧徒は益暴恣なり、延曆寺圓仁の門流に良源

三井餘慶座主

出て、最機辯に長し、一時に名を振ふ。曾、八坂感神院(祇園)の僧良算と隙あるや、惡僧、神人を煽動して之を逐ひ、謂ふ、季世澆薄法を輕んず、故に兵力を藉らざれば、佛を護るべからずと。圓融帝の時、關白賴忠の、實相院餘慶を以て法性寺(忠平の廟)座主となすや、餘慶は園城寺圓珍の徒なるにより、良源等大に怒り、山門寺門の黨争、その甚しきを致す。かくて一條帝の時、餘慶を以て天台座主となす、良源の徒、勅使の登山を拒み、終に宣命を奪ひて餘慶を追却す。正曆四年、圓仁の門徒等蜂起して、千手院を焼き、圓珍門徒一千餘人を追ふ。僧慶祚は、圓珍門徒を率ゐて、園城寺を保守す。後朱雀帝の長曆三年、園城寺圓滿院の僧明尊を以て、天台座主に任せらる、山門の僧綱以下三千餘人、關白賴通の第に詣りて鬻訴。賴通、平直方に命じて驅逐せしむ、衆徒益忿怒し、高陽院に放火す。是より、園城寺の沙彌は、延曆寺の戒壇に登ること無く、天台の一宗二分し、山門寺門といふ。即知る、此分派は教義上に生せるに非ず、むしろ黨争により分派したる者なるを。(延曆寺にては、明尊を斥けて、曼殊院教圓の座主職を見る、傳教以來第二十四

山門寺門の争戦

代なり

横川楞嚴院良源門下の高足源信は、慧心流を開き、其選述したる往生要集は、淨土教念佛宗の旗幟を掲げ、實に法然房源空及び西教寺真盛の先徳たり。抑、天台宗は、山門寺門の分立により派生する外、他に別流無し。後世、應仁、文明の亂後に、真盛あり分立す。真盛居山二十四年、傳承兩部密灌三觀法門。文明十四年秋、退居黒谷青龍寺、課彌陀號、日六萬遍、周看藏經、夢傳教大師摩頂授往生要集、曰、欲度衆生、無如此軸。遂於坂本源生寺、講說要集、横川衆僧、招以西教寺曰、此寺昔源信肇基、源空修淨業之地、爾來爲墟、請聞法音。盛乃入寺、說戒念佛、四衆作市、檀施輻輳、堂閣僧房四十餘所、未至數稔、齋全備焉、高僧傳。天台に居て念佛を説き、西教寺の一派を成す、實に惠心、法然の紹述者歟。

惠心房源信の往生要集

西教寺派

惟ふに、古京六宗、新京二宗あり、八宗の分立は、各所立の業を成して、皆真如の境に競はしむるにあらざる無し。而も其分業立義の本意は、多く等閑に附せられ、法師の向背は、唯權勢富強、如何に視るのみ。彼三論法相の相諍ふや、已に然

り、天台眞言の大に起るや、古教の徒、皆之に屈伏す。必しも前者が教義劣惡にして、後者が宗體優勝なるに非ず。時代の遭遇に於いて、權勢富強の資を得ると、否とに依りて、宗派の興敗は決められしに似たり。此事情は、平安朝の如き、京都貴族を以て、權勢富強の淵藪とせらるゝの日に於いて、殊に明白なり。近世並びに中世に於いては、やゝ異なり。乃、全盛無比の天台が、其一宗中に鬭諍を生ずるは、最、病毒の此に甚しきを見る者とす。又、秘密加持の法門をば、他の七宗も皆兼修混和したる如き、すべて宗派は、教義に由るに非ずして、むしろ鬭諍に由り流行に待つかの疑あらしむ。

秘密加持の兼修

古京の三論と法相

古京に六宗を傳へたりと雖、成實は三論に依附し、俱舍は法相に依附しければ、實は四宗とも謂ふべかりし。而も、三論の流行最久しく、新興の興福寺が、法相を主張したるに依り、三論法相相競ひて降らざるの勢あり。平安遷都の後、古京の宗派諍競につき朝議あり、延暦二十三年、勅、眞如妙理、一味無二、然三論法相兩宗、目擊相諍、蓋欲令後代學者、以競此理、各深其業歟。如聞諸寺學生、就三論者少、赴法相多、遂使阿黨凌奪、其道疎淺。宣年度者每

一乘院大乘

諸國の大寺社と豪族

年宗別五人爲定と見え、三論の衰へしをト知せらるゝが、猶、大安寺元興寺を以て本處として維持せらる。延喜の朝に密教の聖寶は、兼ねて三論を學び、大安元興の兩傳を合せ、東大寺に東南院に建つ。是より三論は眞言宗の附庸たるの勢を生し、近世は僅に宗名を彼院に傳ふるのみ。東大寺は本處として、尊勝院にて法脉を傳ふるも、寺務は東南尊勝の二院にて分ちたるに似たり。法相は、興福寺に傳ふ、而も已に密教兼學の習を生し、又寺務を一乘院大乘院の二つに分ちしは、皆藤氏專權時代の事とす。華嚴宗は、東大寺に傳へ、中世に至り、北京には、トカノ梅尾高山寺に明惠高出でて、兩本寺の勢ありしも、遂に後世の人心に副ふ能はざりしにや、淨土宗と相和同し、僅に數所に宗名を遺すのみ。

而して、土豪武人の、寺社と相結托して固を爲す者、往々之あり、道俗縉素、混亂して辨すべからず。近畿の大寺社の外、諸國には、近木江熱田尾白山加賀宇都宮下羽黒出大山伯太宰府前宇佐前阿蘇肥緒方後河野伊豫等、最著はる。
後冷泉天皇 後朱雀帝の長子、尙侍藤氏通長の出、上東門院の第に長したまふ。已にして受禪したまひ、頼通、實資、教通の執政故の如し。尊仁親王後三を

立てて皇太弟と爲す、藤氏の出にあらずして、異母三條帝の女に屬す。帝の時、又皇居屢火あり、諸第に徙御して之を避けたまひしが、治暦四年戊申、高陽院に崩す。

宇治殿五十
二年の攝關

之よりさき、小野宮左府實資薨し、藤原師實頼通の源師房頼通の猶子たりて等進み、宇治殿頼通の榮華は、大御堂殿長道に超ゆるごとし。其平等院の別業に行幸を請へるは、後冷泉帝崩御の前年にして、一代の盛事たり。頼通乃致仕して、五十二年の攝關職を、弟教通左大に譲ることとなれるは、亦古今に稀なる壽福といふべし。而も、王室の外祖たるを得ずして止みぬ頼通の二女は、後朱雀・後冷泉の正后たりしも、皇子終に無し。

平等院行幸

宇治殿へ、治暦三年西曆一〇六七行幸の事は、今鏡に、十月十五日には、宇治平等院にみゆきありて、見奉らせ給ふとぞ、うけたまはりし。宇治橋の遙かなるに、舟より樂人參り向ひて、川に浮べて漕上り侍りける程に、から國もかくやとぞ見えける。御堂平等院の有様、川のうへに錦のかりや造りて、池の上にも、から船に、笛のねさまくしらべて、御前のものなどは、こがね、白がね、色々の玉どもをなん、つらぬき飾られたりける。十六日、かへら

俘囚長安倍
氏

せ給ふべきに、雨にとまらせ給ひて、十七日に、ふみなどつくらせ給ふ。その度の帝の御製とて、うけたまはり侍りしは、忽看鳥瑟三朝影、暫駐鸞輿一日蹤とかや作らせ給へると。そのたびぞ、准三宮の宣旨は、宇治殿かうふらせ給ひける。

源頼義平直
方

前九年合戦 後冷泉帝の時、陸奥俘囚の長安倍頼時の子、貞任叛く。頼時の祖父忠頼、大掾たり、夙く邊境六郡を據有し贖澤、江刺、和賀、稗、貫、紫波、岩手等。稍國衙に背き、頼時に至り貢賦を輸せず、徭役に服せず。永承中、國守秋田城介と合し、之を討ちて克たず。頼時、漸、南侵し、白河關以北、外濱に至る迄悉く之に付き、諸郡の民夷を屬し、勢益、強し。其中央に當り、衣關の嶮に相して館を開く。朝議、源頼信の子頼義を擧げて、陸奥守、鎮守府將軍と爲し、之を追捕せしむ。頼義、父に従ひ東國に戦功あり、平直方の女を娶り、士望太高し。

安倍貞任

天喜元年西曆一〇五二、頼義、子義家等を携へ征伐す、たまく大赦の令あり、頼時出て、降り給仕頗勤む。既にして、頼義四年の任滿ち、膽澤の鎮城を辭し、將に京に還らむとす。頼時の子貞任、兵を起し、頼義の營を襲ふ、頼義軍を返して

之を撃つ。翌年、賴義、氣仙郡司金爲時をして、奥地夷曾安倍富忠等、三部の夷を誘ひ、賴時を撃殺せしむ。貞任、なほ厨河柵^{岩手}を保ち、弟宗任等と共に拒む。賴義、其兵寡く、糧乏し。賴時の智、前權守藤原經清も賊に與し、私符を以て所在に徵發し、官符を用ふる勿からしむ。賴義、苦戰累年、康平四年(西曆一〇六一)出羽押領使、俘囚の長清原武則の子なる武貞が、其族黨を率ゐて來援するあり。賴義之と合し、連に諸塞を破り、厨河柵を陥れ、貞任、經清を斬り、宗任を降す、九年にして亂平ぐ。武則、功を以て鎮守府將軍と爲り、賴義父子、京師に凱旋す、東國の兵、民、源氏を仰ぐ事ますます篤し。

讀史餘論曰、難太平記に、義家の御置文に、我七代の孫に生れかはりて、天下を取るべしと見えし由を載す。按するに、中世には、將帥の命を承りて、戰功を奏しぬれば、其勳勞に報ゆるには、かならず卿相の位を以てす。大野東人が藤廣嗣をうち、大伴駿河丸、藤原小黒丸、坂上田村丸、文屋綿丸等が、東夷を討ちし類、是也。天慶の變に、右衛門督藤原忠文が中路より還りしに、猶勸賞あるべしや否の朝議ありき。其時、秀郷貞盛が功を賞せられし

清原武則

源義家の遺書天下を取ふべしといふ

こと、わづかに四位五位になされしと云へども、是等は將帥の命を承りて討せしにはあらず、況や其本秩わづかに六位の輩なれば、かほどの賞も、猶不次の賞といふべし。且は、又ともに鎮守將軍になされ、功田多く給はり、兩國の守を兼しめられし。經基は、將門純友が亂に、東西の軍役に勞し、其子賴信の代に、年を経て平かざりし忠恒を、日あらずして攻下す。賴義は、十二年がほど東事にしたがひ、白頭にして遂に其功を奏し、義家、又數年を経て武衡、家衡を平ぐ。然るに、此人々、其位四品に過ぎず、わづかに昇殿を許さるゝを以て其面目とし、つねに攝關の家に伺候して、其家僕に肩をならぶ。抑、經基は清和二世の王たり、其子孫は王家を出て未遠からず、たとへ卿相の列に加りぬとも、他家の比例にあらず。ましてや、義家の奥羽を再征せし時、官符を給はるべき由を望みしに、私の敵たるよし聞ゆとてゆるされず、此事、さらに心得ぬ事に非ずや。もし私の戰鬪に、任國を凋弊せしむること數年に及ばば、など其罪刑を定められざる。已に其罪あらずんば、其功賞のなど無かるべき。是等の事につきて、義家の冤をふかく含

朝家を傾け
むとには非
す藤氏の執
柄を奪ふの
み

耕作は疎放
よりも精密に
おもむく

【平安朝及藤氏專權編】

一五〇

まれし事、其故なしと云ふべからず。但、天下を取るべしと云置れし事に、心得有べし、朝家をかたぶけ參らせむとの謂にはあらず、すべからくは、當時の事勢に寄りて、おもひ計るべし。當時、天下の權、久しく執柄の家にあり、その權をうばひて、わが後にあたふべしとの義にて有べし。

第七章 産業通貨及び陸海路

農工の産業 古者、耕作未、精からず、一町の上田、五人の功を以て、穫稻五百束を法とす、即、穀五十斛、米二十五斛下田は町別百五十束といふ、疎放想ふべし。平安京に及び、收穫并びに開墾の増加に由り、全國の人口は四百萬より、六七百萬に上りしかと想はる、其說第四章延喜の國家に載する如し。

穫稻の古例は、律令修撰編の田制の諸條に參考すべし。凡、耕種には隣人相助け、之を結むすといふ、猶組ユウグミといふごとし、五家結保の法令は、亦此風俗に従ひて立てられしものとす。春は苗代に蒔き、秋は田廬タナに守り、灌漑糞培の務、蝗鳥驅逐の勞は、蓋後世に減せずと雖、燒田ヤイタ荒蒔アラマキの疎放にも、西收を貪る

古量斗升の
説

を得たり。

古量につきて疑惑多し、狩谷氏の度量權衡考に、小升一斛、今六斗六升餘とあるに従ふべきか。而も、令義解に、凡量銀銅穀者、皆用大とあるに依り、大量三倍とすれば、春米の一斛は今の一石九斗八升餘にあたる、疑ふべし。蓋、大升は穀粟に用ゐしも、春米には小升か、延喜雜式に、凡公私運米、五斗爲俵、仍用三俵爲駄ダと見ゆ。此駄米五斗は穀粟に非ず、小量にして今の三斗三升なり、三俵の駄運、誠に其負擔にあたる。もし大量にて、今の九斗九升を一俵とせば、人馬の力量の勝ふる所に非ず。好古小録には、民部省升は今の八合にあたり、之を小升とし、大升は二升四合にあたる、云々。度量の説は、律令修撰編中に特に之を詳にす。

近世の農家は、中田一段を百石といひ、穀四石米貳石を準と爲す。之を古法にいへば、穫額六十束の實にあたると雖、古の中田一町穫額四百束といふは、春きて今の十三石三斗許にあたり、段別一石三斗三升許なれば、二倍の増加には到らず、而も古今の耕種法の如何を見るべし。

歷朝桑麻を勸め、漆・茶・綿茶綿は暫時に中絶す、豆・麥・稗・黍・蕎麥・胡麻等を種殖しむ。又、水車・稻架の發明あり、農事漸く精く、地方の加はるを知る。又、牛馬の牧養は、都鄙に徧く、貢乳貢馬諸國よりす、乳の精を蘇また醍醐と曰ふ、馬は東國最盛、武藏の牧には別當を置く。而も綱紀の失墜に因り、朝廷の歳入は加ふるなかりければ、論者觀て國力日に衰弱すと爲す。

【平安朝及藤氏專權編】

延暦三年、諸國の國司等、廣く林野を占め、多く田園を營みて、百姓の桑麻地を侵すことを禁し、伊勢・參河・相摸・近江・丹波・但馬等の國に命し、女工を擇び、陸奥國に遣し、二年を期して養蠶の術を教へしむ。大同二年、又七道に符を下して曰く、桑漆は植ゑ易く、又蕃り易し、その用に至りては尤廣く、公私この利に由らざるはなし、國郡嚴催すべしと。天長六年、諸國に令して水車を造らしむ、其の或は手轉足踏、或は牛を以て廻轉するは、各便宜に隨はしむ。又、稻機ハタを備へしむ、田中に木を構へ、秋晴に稼禾を懸け曝す、最西收に便なり。承和七年、令して黍・稷・稗・大小麥・大小豆及胡麻等の類を播殖せしめ、以て備荒貯蓄となさしむ。又、此の期に至りて、新に海外より移せる

は、綿茶の二種を最著顯とす。木綿は延暦十九年、南海道及太宰府の暖地諸國に殖ゑしめらる、去年參河の國に流來したる崑崙人が、齋ち來りし所なり。然れども、後遂に絶えたり。茶は延暦廿四年、僧最澄、唐より苗種を携へ來りて、比叡山に植ゑたるを始とす、然れども未普く行はれず、猶後世に待てり。

桓武帝の時、崑崙人木棉種をもち來ることあり、今の木綿と同物なりやいぶかし。斑枝花ハナも或は木棉と云ひ、本草書にのせたり、是亦布とし絮とす。常の木棉は、絮として久しければ堅し、斑枝花は年を経ても堅くならずと雖、パンヤは近世の蠻語なり。又、古人の木棉と云へるは紙なり、棉花にあらず。今、祝人が棉花の絲を用ゐて木綿ウツメキとすは、古制にあらず。木棉手襦は、日本紀允恭紀にありて、賦役令、木棉者紙木皮也、和名鈔に、楮を由布と訓し、延喜式にも、木綿は楮にて作るよし見えたれは、明也。眞綿マコ蚕に採るもの、外のワタと云ふは、萬葉集卷三に、しらぬ火の筑紫のわたは身につけて、いまだはきれどあたゝかにみゆとあるを、物に見えたる始めとす。是舶來の物なるべし、續日本紀に、神護景雲三年三月、始勅太宰府、歲貢棉とあるも、唐山より齋わたせる物か、又、斑枝花か。唐山にても、今の木棉花は、胡元の時代に、遠方より到るといへば、それにはあらず。筑紫棉とは、別に其物ある歟。其後、類聚

【第七章 産業及び陸海路】

國史に「延暦十八年七月、崑崙人漂流至參河、自謂天竺人、資綿種」とあるぞ、其種を傳へ來れる始めなりける。然れども、中頃の世に早く絶えはてたりと覺しく、夫木集に（新撰六帖にも見ゆ）衣笠内大臣の歌衣笠内府は、定家卿の門人なり、敷島のやまとはあらぬから人の、うゑてし綿の種は絶えにき」ともよまれたり。

蠶絲及絹絶

延喜式を閲するに、其貢糸は四十八國に及び、生糸練糸の外に、各種の彩色絲を調貢するものあり。ことに、參河・伊勢の二國は、善良のものを産出して、參河の犬頭絲、伊勢の赤引絲の如き、其色雪の如く白くして美麗なりしかば、藏人所に納めて、御服料に供せられ、又皇太神宮へ獻り、神服料となれり。惣して、貴族の豪奢は、先布帛の需要を増加し、諸國の織物業は、蠶絲業と共に年を逐ひて進歩し、錦・綾羅の類より、絹・緋布の類に至るまで、精巧の品をいだしぬ。この中、肥後の絹・常陸の絶最も名あり。ことに、美濃の長絹・廣絶・常陸の長幡部の絶は、良質のものなりしといふ。然るに、承平・天慶の亂後、諸國貢進の路漸く障へられ、京師の織部司も、亦錦・綾を織るもの少くなりしかば、朝廷供御の品より、貴族の衣服の料缺乏し、往々支那輸入の錦・綾をもて、用途に充つるにいたれる如し。紙

錦綾類

紙類

には、穀紙楮に同じ、斐紙・麻紙・檀紙あり、諸國より貢進せられ、又京北に紙屋院を置かれて、之を抄かしめられたり。〔横井氏工業史〕

紙屋院は、官立の製紙場にて、其技術も他よりは、大に勝りたることゝ思はる。さはいへ、近世までも、紙を用ゐることは容易ならぬことゝ見えて、書物など多く反故紙を用ゐぬ。法隆・東大の兩寺をはしめて、古刹に經論をうつせるもの、多くは反故紙にて、有栖川王府の寶庫なる、小野道風・秋萩帖の如きも、淮南子の裏に認めたるものなり。その後、鎌倉將軍の時、相原紙いで、室町將軍のとき、雁皮紙いでたり。斐紙は雁皮ヒトモ云ふ

蒔繪の漆工

漆器、末金鏤の蒔繪は、寧樂朝の時に創められしも、弘仁・貞觀までは、多く佛具に施し、或は臨時雜式の器に描金したるのみにて、朝儀の調度器物に、之を施したるものなかりしに、寛平・延喜のころより、泥金（高蒔・灑金・梨地）連に用ゐらるゝことゝなりぬ。螺鈿・平文も、亦平安朝にいたり、一層盛に行はれしかば、宮中の大儀の劔より、机・櫛・鏡・篋・わりごの類、いづれも螺鈿を鏤めしが、一條天皇の朝に、五節の舞妓、衣服の紐・袖の端に、螺鈿を施すに至る。甚しきは、江口の遊女が、傘に

螺鈿細工

月をいだし、其柄に青貝蒔繪して誇るあり。其後、藤原頼通は、宇治鳳凰堂の格天井、また須彌壇などに螺鈿を嵌入したり。かくの如く、螺鈿を賞翫せしかば、蒔繪師・平文師と共に、貝摺師としてこの事を專業とするものいできぬ。又、金銀彩の玻璃を以て、貝に代へて、金貝とも云へり。及び五

下章の彫塑及び建築の綱目にも合せ看よ。蒔繪と螺填は、支那にても、之を日本の名器として、久しく之を賞美したり。金貝を古名平文とぞ、夙く正倉院の名器中に見ゆ、金鈿なるべし、青貝は緑鈿ともいふと。

鑄錢及び沽價准法 桓武帝、銅錢を改鑄して、隆平通寶と曰ふ、曆朝之に倣ひ、富壽承和・長年・饒益・貞觀・寛平・延喜等の文あり。其採銅の地、長門・豊前・備中・美作・石見・山城等にあり。然れども、其造額多からず、粗悪品多し、官又毎に其利を貪り、新錢一を以て舊錢十に當てむとす、強令すれども行れず、通用の資と爲る少し。村上帝の時、乾元大寶を造るの後、改鑄の事中絶す。蓋、花山一條の朝に、錢價下落し、通寶も其流用を停止したるなり。

貨幣は、奈良朝に和同開珎の銀銅二錢鑄造以來、平安朝に新錢多く出て、貞

新舊の比價

長門・豊前の採銅所

私鑄錢

錢の通用停止

觀年中には、山城國相樂郡岡田山に銅を採らる。延喜式の當時鑄錢年料の銅鉛は、備中・長門・豊前等の國をして、毎年鑄錢司に送らしむ。備中銅八百斤、長門銅二千五百十六斤餘、鉛一千五百十六斤、豊前銅二千五百十六斤、鉛一千四百斤にして、其採料は、毎斤に稻三束九把を給せらる、長門・豊前を以て最豊山とせること見るべし。而も、三善清行上疏して曰く、天下人民三分二は皆秃首者なり、家に妻子を蓄へ、口に腥膻を啖ふ、形は沙門、心は屠兒、其甚しきに至りては、竊に錢貨を鑄ると。當時、惡僧の輩にて、錢貨を鑄しものありしなるべし。村上天皇の天徳二年に、乾元大寶は、銅鉛の二種あり。大抵、富壽神寶までの銅錢は、直徑八分にして、重量は一匁、以後は漸く、且軽く、徑六分許、重十の六七に減す。而も舊十文に當ると定められしかば、私鑄盛に起りて、物價又昇り、民庶通用を難かる。(天徳二年の鑄錢以後、寛永年中まで、凡六百年の間は、官鑄の事見え、多く支那錢を並用して、國用を辨したるなり) 花山一條の朝に、錢價下落し、通用の路塞かれるを以て、神社・山陵・佛寺等に祈禱せられしことあり。蓋、惡錢濫鑄の弊、此に